

Discussion Paper No. 426

ニュージーランドの資産課税
-土地税、相続・贈与税および富裕税を巡る議論のサーベイ-

中央大学経済学部
篠原 正博

May 2026



INSTITUTE OF ECONOMIC RESEARCH
Chuo University
Tokyo, Japan

ニュージーランドの資産課税¹

ー土地税、相続・贈与税および富裕税を巡る議論のサーベイー

篠原正博（中央大学経済学部）

【目次】

はじめに

I. ニュージーランドの家計資産と資産格差

1. 家計資産の統計
2. 家計資産の構造
3. 資産格差の状況
4. 住宅価格上昇と資産格差

II. ニュージーランドの資産課税

1. ニュージーランドの租税体系
2. 資産課税の構造

III. 資産再分配関連の資産課税廃止の経緯

1. 土地税
2. 相続税
3. 贈与税

IV. 資産課税の見直しを巡る議論

1. 租税体系と資産課税
2. 土地税
3. 相続・贈与税
4. 富裕税
5. 小括

V. 国民の意見および政治的動向

1. 国民の意見
2. 政治的動向

おわりに

1. 議論の骨子
2. 資産課税の方向性

参考文献

¹ 本稿は、篠原（2016）を大幅に加筆修正したものである。

要 旨

個人間の経済格差は所得格差および資産格差の形で現れるが、OECD 諸国において両者を比較すると、所得格差よりも資産格差の方が大きい。2008 年のリーマン・ショック以降は、多くの国において資産格差が拡大している。

本稿の目的は、ニュージーランドにおける資産課税をめぐる議論をサーベイし、それを踏まえて、同国の資産課税の方向性について若干のコメントを加えることである。

経済格差のうち資産格差に焦点を当て、資産格差是正の観点から資産課税のあり方を考察するための一つのモデルケースとして、ニュージーランドの議論に注目する。現在ニュージーランドには、資産再分配に関連した資産課税は存在しない。経常純資産税（富裕税）を導入した経験は無く、相続・贈与税は廃止されている（相続税は 1992 年、贈与税は 2010 年）。また、一時導入されていた土地税も現在は存在しない（1991 年廃止）。さらに、キャピタル・ゲインに対する課税は限定的である。このような税制は他の先進国に例を見ない。富裕税および相続・贈与税のない国として、スウェーデンとオーストラリアも該当するが、キャピタル・ゲイン課税の状況がニュージーランドとは異なる。

取り上げる論点は、ニュージーランドにおける（1）資産格差の状況、（2）資産再分配に関連する資産課税廃止の経緯、（3）資産課税のあり方を巡る議論の動向、（4）資産課税に対する国民の反応および政治的動向である。これらについてサーベイした後、租税体系、経済・社会環境、政治的環境の視点から、今後の資産課税の方向性について考察する。

はじめに

個人間の経済格差は所得格差および資産格差の形で現れるが、OECD 諸国において両者を比較すると、所得格差よりも資産格差の方が大きい²。2000 年以降に注目し、発展途上国も含めた 46 カ国を対象とした研究によると、2008 年のリーマン・ショック以前は、資産格差が拡大したのは 12 カ国、縮小したのが 34 カ国であったが、それ以降は、資産格差が拡大したのは 35 カ国、縮小したのが 11 カ国と、逆に多くの国において資産格差が拡大している³。世界不平等研究所 (World Inequality lab) によると⁴、2025 年において所得に関しては、上位 10% (上位 1%) が世界の所得の 53% (20%) を所有するのに対し、資産に関しては、上位 10% (上位 1%) が世界の資産の 74% (37%) を所有している。

本稿は、経済格差のうち資産格差に焦点を当て、資産格差是正の観点から資産課税のあり方を考察するための一つのモデルケースとして、ニュージーランドの議論に注目する。現在ニュージーランドには、資産再分配に関連した資産課税は存在しない。経常純資産税 (富裕税) を導入した経験は無く、相続・贈与税は廃止されている (相続税は 1992 年、贈与税は 2010 年)。また、一時導入されていた土地税も現在は存在しない (1991 年廃止)。さらに、キャピタル・ゲインに対する課税は限定的である。このような税制は他の先進国に例を見ない。富裕税および相続・贈与税のない国として、スウェーデンとオーストラリアもあるが、キャピタル・ゲイン課税の状況がニュージーランドとは異なる⁵。

² OECD 諸国の状況を見ると、平均して、資産格差は所得格差の 2 倍大きい (Balestra and Tonkin (2018), p.24)。資産格差については本稿図 4 および図 5 を、所得格差のデータは、World Inequality Lab, World Inequality Database (<https://wid.world/data/> 最終閲覧: 2026/4) 参照のこと。2024 年におけるニュージーランドの上位 10% (上位 1%) の割合を見ると、所得格差については 35% (12.1%) であるのに対し、資産格差に関しては 57.2% (22.7%) である。ちなみに日本の場合、所得格差は 43.5% (12.7%)、資産格差は 58.7% (24.2%) である。

³ Stierli et al. (2014), p.32 参照。

⁴ World Inequality Lab (2025), Chap.1 参照。

⁵ 例えば上場株式に対する課税を見ると、オーストラリアは総合課税、スウェーデンは分離比例課税であるのに対し、ニュージーランドは外国株式以外、非課税である (OECD (2025), p.24 Table1 参照)。

一体、何故そのような事態になったのか、ニュージーランドにおける資産格差の状況はどのようになっており、資産格差是正の視点から資産課税のあり方をめぐっていかなる議論が行われているのか、また、国民はどのように考えているのか、これらの点に注目する。なお、資産課税の概念を広義にとらえると、資産譲渡に関連するキャピタル・ゲイン課税も含まれるが、以下では OECD の歳入統計（Revenue Statistics）の分類に従い、資産課税の中にはキャピタル・ゲイン課税は含まないものとする⁶。

本稿の構成は以下のとおりである。まず、ニュージーランドにおける家計資産の統計を明らかにし、家計資産の構造と資産格差の状況を眺める（I 節）。次に、ニュージーランドの資産課税の特徴を明らかにし（II 節）、資産課税のうち資産再分配に関連する税が廃止された経緯を概説する（III 節）。さらに、資産課税のあり方を巡る議論を整理する（IV 節）。また、資産課税に対する国民の意見および政党の動向を概観する（V 節）。

I. ニュージーランドの家計資産と資産格差

1. 家計資産の統計

ニュージーランドにおける家計資産の統計は3種類ある（表1）⁷。Household net worth statistics はマイクロデータ（世帯、個人）である。Household balance sheet および Annual balance sheet は、前者は資産別（金融資産、非金融資産）の、後者は部門別（家計、企業、政府）のマクロデータである。

Household net worth statistics および Annual balance sheet は、ニュージーランド統計局（Stats NZ）により作成・公表されている。前者の公表は3年おき、後者は毎年である。Household net worth statistics は、Household Economic Survey（HES）のデータをベースとしている。これは、19,155 の世帯（2024年の調査の場合）を対象として、15歳以上で民営住宅（学生寮、老人ホーム、病

⁶ ニュージーランドのキャピタル・ゲイン課税に関する議論は、篠原（2025）参照。

⁷ 以下は、Stats NZ(2018)参照。

院などは除外)に居住する者から得られるアンケート結果に基づく⁸。現在の形式は、2016年6月に公表された2015年のデータが最初である。Household balance sheetはニュージーランド準備銀行(Reserve Bank of New Zealand)により作成される四半期データで、2021年第二四半期まで公表されていたが、2021年第三四半期以降は、Annual balance sheetに統合されている。

それぞれの統計の概要は、表1で示されるとおりである。本稿でもっぱら参照するのはHousehold net worth statisticsのデータである。

表1 ニュージーランドにおける家計資産の統計

	Household net worth statistics	Household balance sheet	Annual balance sheet
公表機関	ニュージーランド統計局(Stats NZ)	ニュージーランド準備銀行(RBNZ: Reserve Bank of New Zealand)	ニュージーランド統計局(Stats NZ)
公表ベース	3年おき (2001年以降:現在の形式は2016年6月以降)	四半期おき (1998年12月~2021年6月まで)	毎年 (2017年以降)
統計の内訳			
実物資産			
不動産	自己申告 ・ニュージーランドに居住する国民が国内および海外に所有する不動産を含む ・個人住宅以外の不動産(病院、介護施設等)、海外に居住するニュージーランド人の所有する不動産は含まない。 ・評価額は、地方税のレイト価額	・Annual balance sheetのデータを利用 ・更地、国民が所有する海外の不動産は除く ・海外に居住するニュージーランド人がニュージーランド国内に所有する不動産は含む	・CoreLogic(不動産情報プラットフォーム)のデータを利用 ・更地、国民が所有する海外の不動産は除く
耐久消費財・貴重品	含む(自己申告)	含まない	含まない
金融資産			
株式(投資ファンドの株式含む)	自己申告(外国の株式を含む)	Annual balance sheetのデータを利用	民間企業の財務データ、NZX(ニュージーランド証券取引所)のデータ、年次企業調査

⁸ Stats NS, Household net worth data collection 2023/24 参照。
<https://datainfolplus.stats.govt.nz/item/nz.govt.stats/3a44c2b9-d2e4-49f5-ae06-f2c048954d70> 最終閲覧: 2026/2/9

			(AES)、RBNZのデータを利用。
年金基金	自己申告もしくはアクチュアリーモデル（自己申告が困難な場合）を利用	MFS (Managed Funds Survey) を利用	RBNZのMFSデータを利用
現金・預金	自己申告	・家計の保有する流通通貨および金融機関への預金 ・海外に保有されている預金は除く	RBNZのデータを利用
負債			
住宅ローン	自己申告	金融機関および貸付業者のデータ（個人による貸付は含まない）	RBNZのデータを利用
消費者ローン・学生ローン	自己申告	学生ローン（教育省のデータ） 消費者ローン（金融機関のデータ）	RBNZのデータを利用
信託の資産			
—	自己申告（回答者が委託者、もしくは受益者でかつ受託者の場合）	Annual balance sheetのデータを利用	内国歳入庁のデータを利用

（出所）Statz NZ(2018),Table1に基づき作成。

2. 家計資産の構造

(1) 総資産の推移

家計資産の構造は、表2で示される。2024年において、総資産は2.4兆NZドル、負債は0.33兆NZドル、純資産は2.07兆NZドルである。総資産の内訳は、金融資産1.0兆NZドル（41.4%）、非金融資産1.4兆NZドル（58.6%）となっている。金融資産の中では株式の割合が約6割（57.5%）で最も高く、非金融資産では持家が約7割（65.9%）を占めている。

2015年以降の推移を眺めると、2018年を境に非金融資産の割合が上昇している（2018年：49.5%→2024年：58.6%）。これは、住宅価格の急騰により⁹、持ち家の割合が大きく上昇したことによる（2018年：31.1%→2024年：38.6%）。

⁹ 2016年以降、住宅価格上昇率はGDP伸び率を上回っている（篠原（2025）,図3参照）。

表 2 家計資産の構造（総資産：％）

	2015	2018	2021	2024
金融資産	48.9(0.58)	50.5(0.79)	47.9(0.90)	41.4(1.0)
株式	29.8	31.5	30.2	23.8
年金基金	4.7	4.8	5.6	5.7
その他	14.4	14.2	12.1	11.9
非金融資産	51.1(0.61)	49.5(0.78)	52.1(0.98)	58.6(1.4)
持ち家	30.1	31.1	32.9	38.6
持ち家以外の不動産	8.1	7.7	9.9	9.8
耐久消費財	12.1	9.8	8.5	9.3
その他	0.8	0.9	0.8	0.9
総資産	100.0%(1.19)	100.0%(1.57)	100.0%(1.89)	100.0%(2.40)
負債	(0.15)	(0.21)	(0.27)	(0.33)
純資産	(1.04)	(1.35)	(1.62)	(2.07)

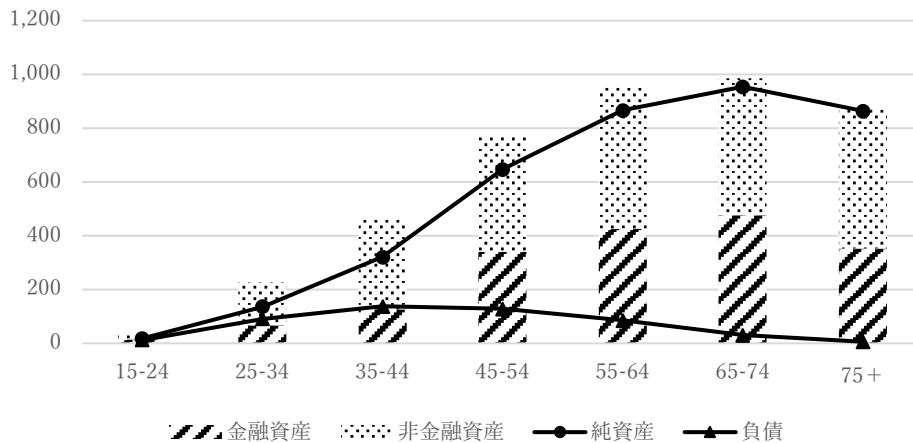
（注）カッコ内は総額（単位：兆 NZ ドル）

（出所）Stats NZ(2025a)より作成。

（2）年齢階級別構造

図 1 は、2024 年における個人の平均資産の状況を、年齢階級別に眺めたものである。年齢階級が上がるごとに、平均資産額は上昇し、最も平均資産額の大きいのは 65-74 歳の階級（985,000NZ ドル）となっている。純資産額についても同様に、最も大きいのは 65-74 歳の階級（954,000NZ ドル）である。

図 1 年齢階級別資産構造（2024 年：単位 1,000NZ ドル）



（出所）Stats NZ（2025a）より作成。

表 3 は、2015 年以降における総資産額に占める年齢階級別割合の推移を示したものである。65 歳未満の階級では減少傾向にあるのに対し、65 歳以上では増加している（2015 年：28.3%→2024 年：32.6%）。

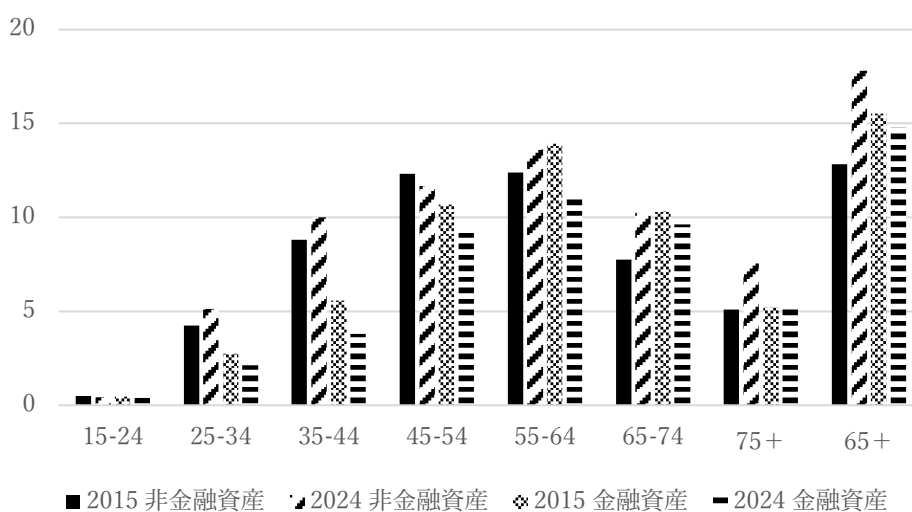
表 3 総資産額に占める年齢階級別割合の推移

	15-24	25-34	35-44	45-54	55-64	65-74	75+	65+
2015	0.9	7.0	14.4	23.0	26.4	18.0	10.3	28.3
2018	0.8	6.1	13.0	23.2	26.3	20.3	10.3	30.6
2021	0.9	7.1	14.7	22.8	25.0	17.6	11.9	29.5
2024	0.8	7.2	13.8	20.9	24.7	19.9	12.7	32.6

（出所）Stats NZ（2025a）より作成。

総資産額に占める年齢階級別割合の構造を 2015 年と 2024 年について比較すると（図 2）、65 歳以上において非金融資産の割合が増加しているのがわかる（2015 年：12.8%→2024 年：17.8%）。そこで、65 歳以上に関して非金融資産の内訳を見ると（表 4）、不動産の割合が上昇している（2015 年：9.5%→2024 年：14.9%）。中でも特に持ち家の割合（2015 年：7.9%→2024 年：12.1%）が増加している。

図 2 総資産額に占める年齢階級別割合の構造（単位：%）



（出所）Stats NZ（2025a）より作成。

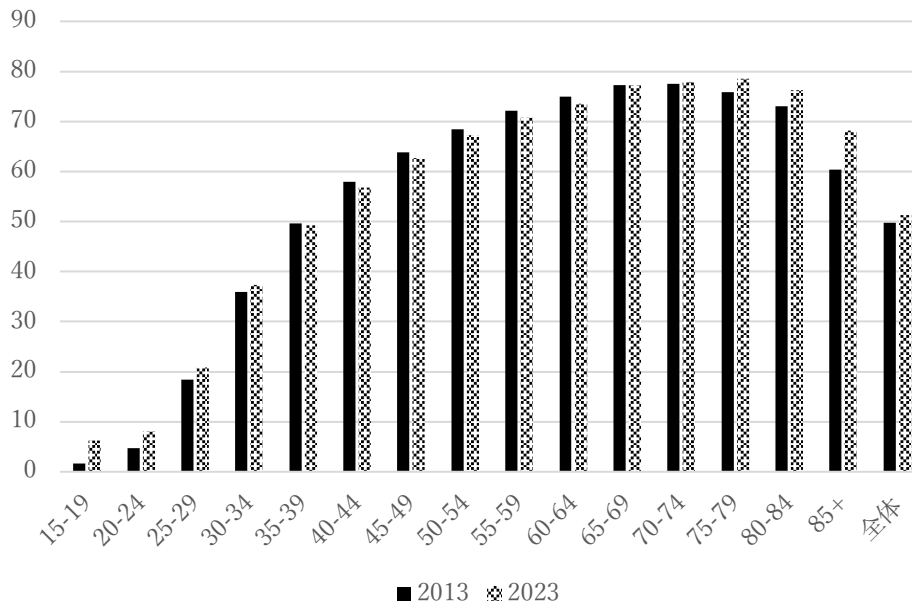
表 4 総資産額に占める 65 歳以上の非金融資産の割合 (%)

		65-74	75+	65+
持ち家	2015	4.6	3.3	7.9
	2024	6.7	5.4	12.1
その他の不動産	2015	1.0	0.6	1.6
	2024	1.8	1.0	2.8
不動産	2015	5.8	3.9	9.5
	2024	8.5	6.4	14.9
耐久消費財・貴重品	2015	2.1	1.2	3.3
	2024	1.7	1.1	2.8

(出所) Stats NZ (2025a) より作成。

年齢階級別の持ち家率は、2023 年および 2023 年のいずれにおいても 75-79 歳の階級まで上昇し、80 歳を超えると低下している (図 3)。80 歳を超えると、老人ホームに入居するか、家族の所有する住宅に同居すると考えられる。したがって、65 歳以上の階級の持ち家の資産額の上昇は、住宅価格上昇の影響が 65 歳～79 歳の高い持ち家率に反映された結果であろう。

図 3 年齢階級別持ち家率の推移 (%)



(出所) Stats NZ(2025c)より作成。

(3) 純資産階級別構造

表5は、2024年における家計資産（平均値）の純資産階級別構造を示したものである。特徴として、まず総資産額に占める各階級の割合を見ると、第5分位が60.6%で最も高く、第4分位を含めると、81.8%を占めている。さらに、第5分位の構造は、金融資産の割合が54.4%であり、その他の階級と比較してかなり高い。

表5 家計資産の純資産階級別構造（2024年：%）

	1	2	3	4	5	全体
非金融資産 (a)	75.0	69.8	81.8	79.0	45.5	58.7
持ち家	34.1	38.8	61.0	58.4	27.2	38.7
その他	40.9	31.0	20.8	20.6	18.3	20.0
金融資産 (b)	25.0	30.2	18.2	21.0	54.4	41.3
現金通貨	9.1	10.8	6.0	5.9	5.6	6.0
年金基金	13.6	15.5	6.9	6.3	4.3	5.6
その他	2.3	3.9	5.3	8.8	44.5	29.7
総計(a+b)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
総資産額に 占める割合	1.4	4.3	12.5	21.2	60.6	100.0

（出所）Stats NZ（2025a）より作成。

3. 資産格差の状況

(1) Stats NZ による推計

Household net worth statistics では、世帯および個人の総資産の分布状況が明らかにされている（表6）。2024年において、世帯の上位10%（上位1%）の資産保有割合は、48.5%（14.1%）である。個人単位では、上位10%（上位1%）の資産保有割合は、55.4%（17.5%）である。個人単位の資産保有割合が高いのは、資産が世帯内で分割されるためである。

2015年以降の動向を眺めると、上位10%および上位1%の割合は緩やかに低下傾向にある。資産格差の状況をジニ係数で見ると、2015年には0.683であったが、2024年には0.661へ低下している。

表 6 資産分布状況（総資産：％）

	2015	2018	2021	2024
世帯				
上位 50%	93.1	93.9	93.3	93.3
上位 10%	52.8	53.0	51.3	48.5
上位 1%	18.3	16.8	15.8	14.1
ジニ係数	68.3	69.1	67.6	66.1
個人				
上位 50%	98.0	98.3	97.8	98.0
上位 10%	59.4	59.3	58.1	55.4
上位 1%	21.8	20.1	19.9	17.5
ジニ係数	76.4	76.7	75.6	74.3

（出所）Stats NZ(2025a)

資産格差を検討する際には、負債の存在を考慮すると総資産よりも純資産の方が適切である。この場合、負債が大きいと純資産がマイナスになることがあるから、測定指標としてジニ係数は望ましくない。純資産の不平等度を測定する指標としては、平均値と中央値（典型的な世帯もしくは個人の状況を示す）の比率もしくは上位層の保有割合が適切である¹⁰。そこで、純資産に関して平均値と中央値の比率を計算すると、表 7 のようになる。同比率は、世帯および個人の両方において 2018 年を境に低下している。このことは、上位 1% および上位 10% の割合が低下していることから読み取れる。

表 7 資産格差の状況（純資産）

	2015	2018	2021	2024
中央値	286 (84)	328 (89)	399 (109)	529 (136)
平均値	620 (292)	770 (354)	863 (399)	1,037 (489)
平均値/中央値	2.16 (3.47)	2.34 (3.97)	2.16 (3.66)	1.97 (3.59)
上位 1% の割合	18.3% (21.8)	16.8 (20.1)	15.8 (19.9)	14.1 (17.5)
上位 10% の割合	52.8 (59.4)	53.0 (59.3)	51.3 (58.1)	48.5 (55.4)
上位 50% の割合	93.1 (98.0)	93.9 (98.3)	93.3 (97.8)	93.3 (98.0)

（注）・カッコ内は個人の値

・中央値と平均値の単位は 1,000NZ ドル

（出所）Stats NZ(2025a;2025b).

¹⁰ Balestra and Tonkin(2018),pp.13-14 参照。

ニュージーランドは多民族国家である。民族構成は、欧州系、マオリ系、太平洋諸島系、アジア系、その他に大別できる。2023年の国勢調査（複数回答可）によると、欧州系 67.7%、マオリ系（先住民） 17.8%、太平洋諸島系（サモア、クック諸島等） 8.9%、アジア系（中国、インド等） 17.3%、その他 1.9%となっている。民族別資産格差（個人純資産中央値）の状況は、表 8 で示されるとおりである。2024 年において最も純資産額が大きいのは欧州系 22.2 万 NZ ドル、最も小さいのは太平洋諸島系 2.6 万 NZ ドルである。2015 年以降、資産分布のばらつきを示す標準偏差は上昇しており、民族間の資産格差は拡大傾向にある。

表 8 民族別資産格差の状況（個人純資産の中央値：1,000NZ ドル）

	2015	2018	2021	2024
欧州系	112	137	154	222 (67.7%)
マオリ系	22	28	43	52 (17.8)
太平洋諸島系	12	15	16	26 (8.9)
アジア系	32	45	63	61 (17.3)
その他	66	44	45	85 (1.9)
最高/最低	9.3	9.1	9.6	8.5
標準偏差	40.75	48.13	52.93	77.17

（注）カッコ内は民族の構成比（2023年の国勢調査：回答者数 4,993,923 人：複数回答）。
（出所）Stats NZ(2024：2025a)。

資産格差の状況を国際比較で見してみよう。OECD の Wealth Distribution Database(WDD)では、家計純資産について平均値の中央値に対する比率（平均値/中央値）が公開されている。2021 年もしくはそれ以降のデータが利用可能な年についてみると（図 4）、ニュージーランドの値は 2.32 で OECD 平均値 2.20 を上回っている。しかしながら、OECD のデータは主に家計調査をベースとしており¹¹、富裕層のデータ捕捉が不十分であると考えられる。

そこで、まず世界不平等研究所（World Inequality Lab）が公表しているデータに基づき、OECD 諸国を対象として 2024 年における資産格差（個人純資産）

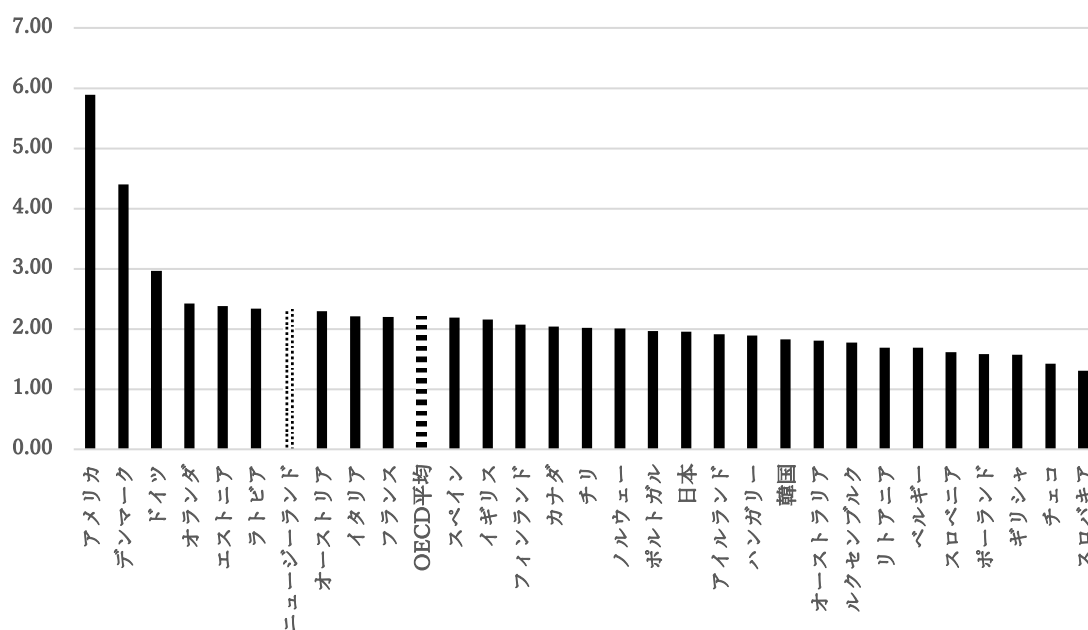
¹¹ OECD, Wealth Distribution Database

<https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/data/datasets/income-and-wealth-distribution-databases/wdd-main-concepts.pdf> 最終閲覧：2026/4/23) 参照。

の状況を眺めると図5のようになる¹²。ニュージーランドについては、上位10%（上位1%）の占める割合は、57.2%（22.7%）であり、比較対象となった38ヶ国の平均値60.4%（26.5%）を下回っている。さらに、UBS（旧クレディ・スイス）が発行するGlobal Wealth Reportにより、上位10%の所有割合（個人純資産）に注目して資産格差の状況を諸外国と比較すると、表9のようになる¹³。ニュージーランドは2014年および2022年のいずれにおいても、資産格差の程度は中程度である¹⁴

図4 OEDE諸国における資産格差

（家計純資産：2021年もしくはそれ以降：平均値/中央値）



（出所） OECD Wealth Distribution Database

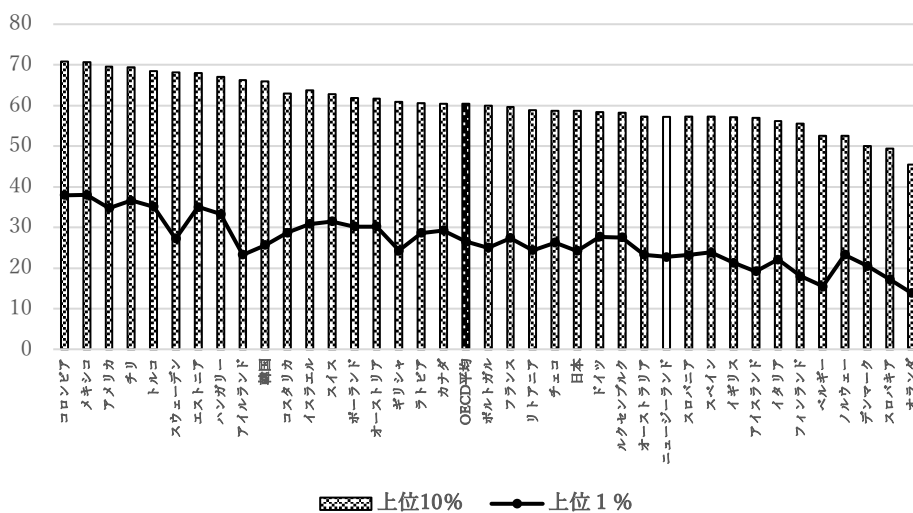
<https://www.oecd.org/en/data/datasets/income-and-wealth-distribution-database.html> 最終閲覧：2026/4/23

¹² 家計調査の他に、税務統計、資産レポート（Lich list）、国民経済計算などを参照してデータが作成されている（World Inequality Lab(2025), Appendix2）。

¹³ Household balance sheetの他に、Forbes誌の長者番付が参照されている（Shorrocks, et al. (2023), Chap.1 参照）。

¹⁴ 2014年（2023年）における上位10%の割合は57.0%（55.1%）、上位1%の割合は23.9%（20.1%）である。

図 5 OECD 諸国における資産格差（個人純資産：2024 年：％）



（出所） World Inequality Lab, World Inequality Database (<https://wid.world/data/>)
最終閲覧：2026/4/23) より作成。

表 9 主要国における資産格差（個人純資産）の状況

資産格差	国	
	2014 年	2022 年
非常に大きい （上位 10% のシェア > 70%）	スイス、アメリカ	スウェーデン、アメリカ
大きい （上位 10% のシェア > 60%）	中国、オーストラリア、デンマーク、ドイツ、韓国、ノルウェー、スウェーデン	中国、オーストラリア、ドイツ、オランダ、ノルウェー、シンガポール、スイス
中程度 （上位 10% のシェア > 50%）	オーストラリア、カナダ、フランス、イタリア、オランダ、ニュージーランド、シンガポール、イギリス	オーストラリア、カナダ、デンマーク、フランス、韓国、イタリア、日本、ニュージーランド、イギリス
小さい （上位 10% のシェア < 50%）	ベルギー、日本	ベルギー

（出所） Shorrocks, Davies and Lluberá (2014a), p.30、Shorrocks, et al.(2023),p.144 より作成。

(2) 富裕層の資産推計

① 推計方法

表 6 および表 7 の推計は HES のデータをベースとしているが、HES では富裕層のデータ把握が困難である。これは、富裕層に関しては無回答バイアス(non-

response bias) や過少申告バイアス (under-reporting bias) が発生しやすいことによる。

これらのバイアスを改善する方法として、オーバーサンプリング、Rich list の利用、パレート分布、行政データおよび税務データ（相続税、所得税）の活用がある¹⁵。オーバーサンプリングは、調査対象とする富裕層のデータを意図的に増やすことである。Rich list は、メディアの富裕層ランキング（ニュージーランドでは National Business Review の Rich list）である。行政データとしては、内国歳入庁が 2023 年に公表した超富裕層の経済所得に対する税負担の推計（Policy and Regulatory Stewardship (2023)）の際に収集されたデータの利用が考えられる。税務データには、まず相続税データがある。ただし、ニュージーランドでは 1992 年に相続税が廃止されており利用が困難である。さらに、資本所得のデータを利用し、資本還元法により資産額を推定する Capitalization method がある。

②推計結果

(a) Chiang, et al.(2020)

Chiang, et al.(2020)は、Household net worth statistics に National Business Review の Rich list を加味した方法、および Capitalisation method による推計を行っている（表 10）。Household net worth statistics のデータは、標本数を増やすために、2015 年と 2018 年のデータが統合されている。Rich list は 2018 年のデータである。表 10 から明らかなように、Rich list を考慮する場合、Capitalisation method いずれの場合においても、上位 10% および上位 1% の保有割合は増加している。

¹⁵ Chiang, et al.(2020),および Ching, Forward and Parkyn(2023),pp.14-20。また、Balestra and Tonkin(2018),pp.22-24 も参照。

表 10 富裕層の資産保有割合（純資産：％）

	上位 10%	上位 1%
Household net worth statistics (2015/2018：個人)	59	20
Household net worth statistics および Rich list (2015/2018：世帯)	63	26
Capitalization method (2018：個人)	70	25

（出所）Chiang, et al.(2020),p.3 Table1.

(b) Ching, Forward and Parkyn(2023)

Ching, Forward, and Parkyn(2023)は、Chiang, et al.(2020)で示された Capitalisation method についてより詳細に解説し、上位 10%および上位 1%に上位 0.1%を加えた推計を行っている。

推計方法の概要は以下の通りである¹⁶。

- ・ Household balance sheet の資産に対応するように資本所得を分類する（表 11）。

- ・ 資本還元率(capitalisation multiplier)を計算する。例えば、利子所得 1,000、預金総額 40,000 とすると資本還元率は 40（預金総額/利子所得）となる。

- ・ 同一資産グループ内での資産に関して資本還元率は一定と仮定し、各納税者について資本所得に資本還元率を乗ずることにより資産額を推計する。

- ・ 納税者ごとに資産総額を推計し、10 分位およびパーセンタイルでランク付けする。

¹⁶ 以下は、Chiang, et al.(2020), pp.17-18 も参照。

表 11 Household Balance Sheet と 所得 税 申 告 デ ー タ

所得 税 申 告 デ ー タ の 所 得 分 類	Household Balance Sheet の 資 産 分 類
利子 所得	預 金 ・ 通 貨 ・ 登 録 銀 行 へ の 預 金 ・ ノ ン バ ン ク へ の 預 金 ・ 国 債 ・ 地 方 債 ・ そ の 他 の 債 券 ・ 負 債
配 当 所 得	株 式 ・ 上 場 株 式 ・ 非 上 場 株 式
合 名 会 社 ・ 自 営 業 ・ 信 託 ・ 住 宅 (賃 貸) の 所 得	非 法 人 組 織 の 持 分
ポ ー ト フ ォ リ オ 事 業 体 の 所 得	投 資 フ ァ ン ド お よ び 保 険 ・ 海 外 の 上 場 株 式 ・ キ ャ ッ シ ュ ・ マ ネ ジ メ ン ト ・ ト ラ ス ト ・ 投 資 フ ァ ン ド の 持 分 ・ 生 命 保 険 の 純 資 産 ・ 年 金 基 金 の 純 資 産 ・ 損 害 保 険 請 求 金

(出所) Ching, Forward and Parkyn(2023),p.21 Table3.

上記のような方法に基づく推計結果(2018年:個人)は、表12で示されるとおりである。上位0.1%の保有割合は8.3%となっている。

表 12 Capitlisation Method による 資 産 分 布

	上 位 10%	上 位 1%	上 位 0.1%
Household net wealth statistics (2018:個人)	59.3% (55.5~63.1)	20.1 (14.2~26.0)	-
Capitalisation Method (2018:個人)	67.2%	26.1	8.3

(注) カッコ内の数値は、95%信頼区間。

(出所) Ching, Forward and Parkyn(2023),p.iii, Table1.

その他、以下の事柄も明らかにされている。

- ・ 表 12 の 結 果 は 耐 久 消 費 財 ・ 貴 重 品 を 含 む が、SNA 統 計 で は 最 終 消 費 支 出 に 分 類 さ れ る 耐 久 消 費 財 ・ 貴 重 品 を 除 く と 上 位 1% の 割 合 は 高 く な る (26.1% → 28.5%)。

- ・ 超 富 裕 層 (上 位 1%) に と っ て 重 要 な の は 企 業 資 産 で あ る 。

・平均資産保有額は、上位 1% で 1,000 万 NZ ドル、上位 0.1% で 3,300 万 NZ ドルである。

・上位 0.1% の資産保有割合は、2010 年には 10.6% であったが 2018 年には 8.3% に低下している。これは下位 99.9% の資産のうち持ち家、耐久消費財の割合が大きく上昇したためである（34.8% → 41.7%）。

・2010 年から 2018 年にかけて富裕層（上位 10%、1%、0.1%）の資産保有割合は低下したが、平均資産保有額は大きく増加した。

・2010 年から 2018 年にかけて上位層と中間層の間での資産格差が拡大し、平均的な所得層が富裕層の仲間入りをするのは困難になっている。

・自営業や合名会社の所得には資本所得だけでなく労働所得も含まれているが、この点を考慮しても分析結果は影響を受けない。

4. 住宅価格上昇と資産格差

Symes(2021;2022)は、住宅価格上昇と資産格差の関係について分析している。住宅以外の資産および負債は一定、所有権の変更なしとの前提を置き、住宅資産が増加した場合のジニ係数を推計している。使用する統計は 2018 年の HES である。分析結果は以下のとおりである。

①住宅価格 10% の上昇は、ジニ係数を 0.6% ~ 0.8% 低下させる。

②住宅所有者間でのジニ係数は 1.3% 低下する。

③住宅所有者（持てる者）と住宅非所有者（持たざる者）間でのジニ係数は 0.3% 上昇する。

①は、富裕層の資産は金融資産の占める割合が高く（表 5）、住宅価格上昇による住宅資産の増加割合が富裕層以外で高かったことによる。②は、住宅所有者間で、あまり裕福でない中流階級と富裕層の格差が縮小する catch-up 効果が働いたこと示している。③は、住宅所有者は年配で裕福な層が、住宅非所有者は若くて貧困な層が多いことから、両者の間で格差が拡大したことを意味する。若者のほとんどは賃貸住宅に居住し下位 50% の資産を保有しているのに対し、

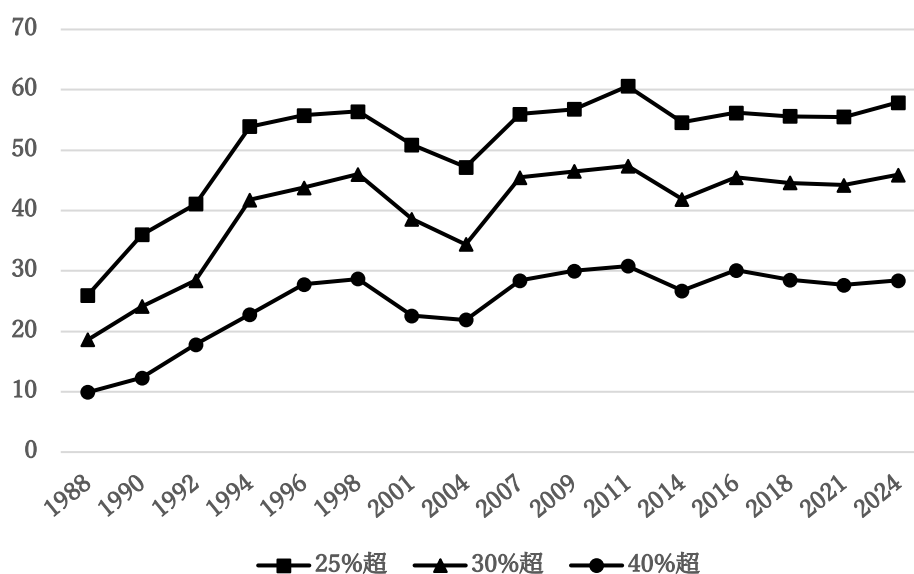
年配者は住宅所有者で、上位 50% の資産を保有している。結局、②の効果が③の効果を上回り、全体として資産格差が縮小したことになる。

以上に加えて、住宅非所有者の住宅費用は住宅所有者の約 2 倍で生活を圧迫していること、および住宅価格上昇により最初の持家取得が困難になっていることを指摘している。

図 6～図 8 は、ニュージーランドにおける Housing Affordability（住宅取得・負担能力）について見たものである。住宅取得・負担能力の定義は、賃貸居住者、持家所有者、住宅取得希望者により異なる。

賃貸居住者にとっての Housing Affordability は、可処分所得に対する家賃の割合で示せる。可処分所得に対する家賃の割合を見ると（図 6）、1980 年代後半（1988 年）には、それぞれ、26%（25% 超）、18.6%（30% 超）、9.9%（40% 超）であったが、2024 年において、25% 超が 57.9%、30% 超が 45.9%、40% 超が 28.4% に増加している。

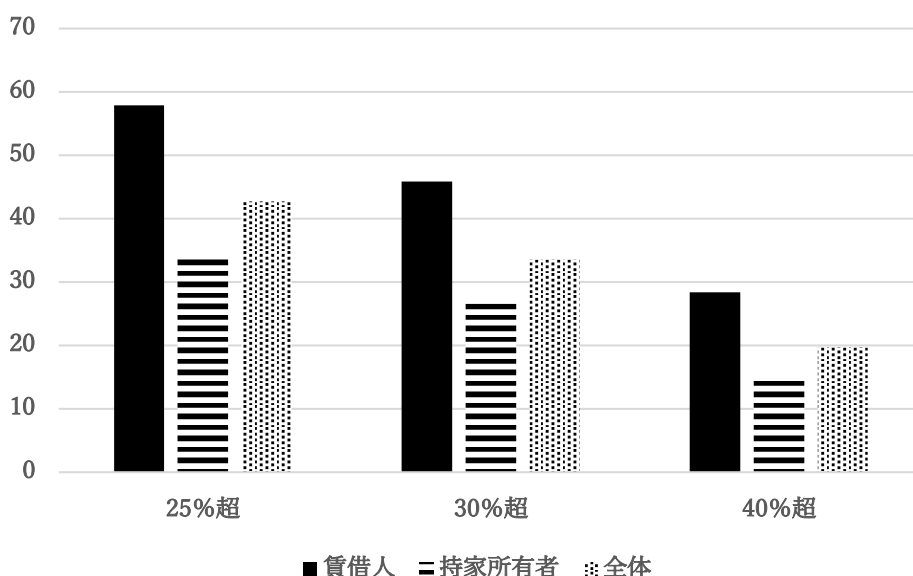
図 6 可処分所得に占める家賃の割合（%）



（出所）Stats NZ(2025c)より作成。

持家所有者の Housing Affordability は、可処分所得に対する住宅費（住宅ローン、地方税のレイト、建物関連の保険費用）の割合に注目である（図 7）。2024 年の値は、25%超が 34.3%、30%超が 26.6%、40%超が 14.4%であり、賃借人と比較するとかなり低い。全国の値は、25%超が 42.7%、30%超が 33.5%、40%超が 19.7%となっている。

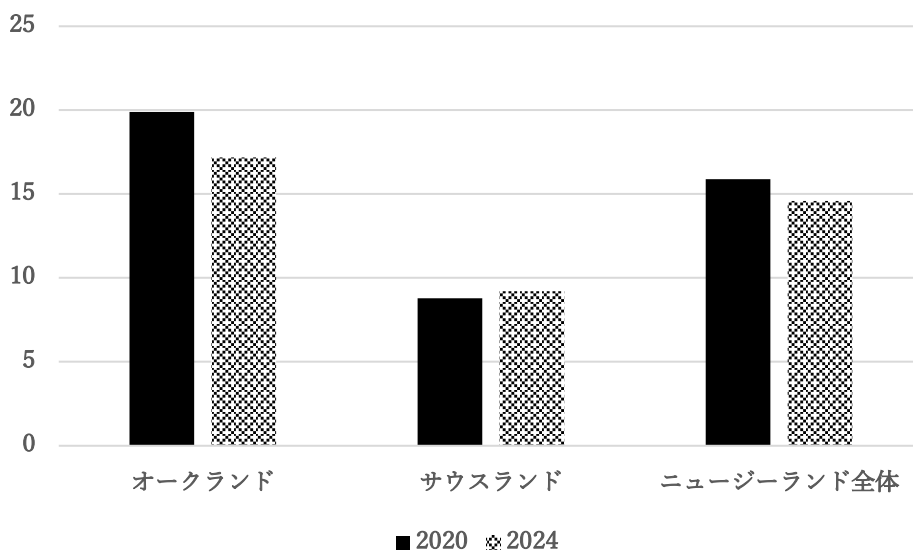
図 7 可処分所得に占める住宅費用の割合（2024年6月：%）



（出所）Stats NZ（2025c）より作成。

住宅取得希望者にとっては、住宅価格の対可処分所得比（住宅価格の中央値/家計の等価可処分所得）が問題である（図 8）。同値は地域によって異なる。最も高いのはオークランドで、最も低いのはサウスランドである。2020年（2024年）の値は、オークランド 19.9（17.2）倍、サウスランド 8.8（9.2）倍、全国 15.9（14.6）倍である。

図 8 住宅価格の対可処分所得比（2020年/2024年：倍）

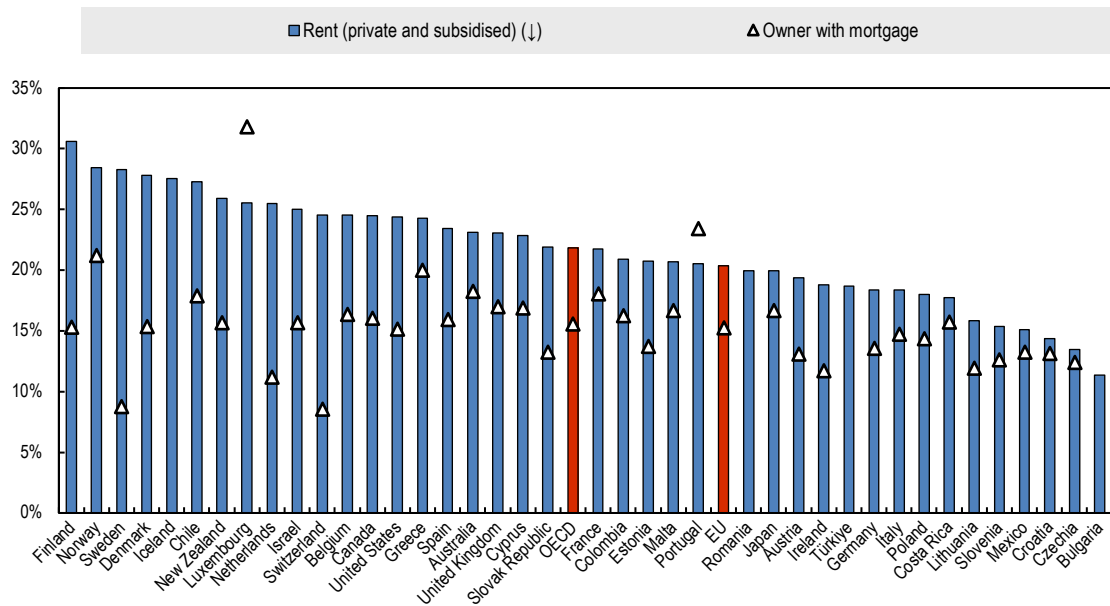


（出所）Stats NZ（2025c）より作成。

図 9～図 11 は、国によりデータ年次が異なるため注意が必要であるが、OECD 諸国における住宅費用の状況を見たものである。持家所有者の場合は、住宅ローンのみに注目する。また、賃貸の場合、民間住宅および公営住宅の家賃が対象である。さらに、ハンガリーに関してはデータの改訂中のため、比較対象に含まれない。

まず図 9 では、可処分所得に占める住宅費用（中央値）の割合が示されている。ニュージーランド（2017 年）の場合、賃借人（民間住宅および公営住宅）25.9%、持家所有者 15.7% であり、賃貸の値は上から 7 番目に高くなっている。持家の場合は、OECD 平均値 15.6% とほぼ同水準である。

図 9 OECD 諸国における可処分所得に占める住宅費用の割合
(2024 年または入手可能な最新年)



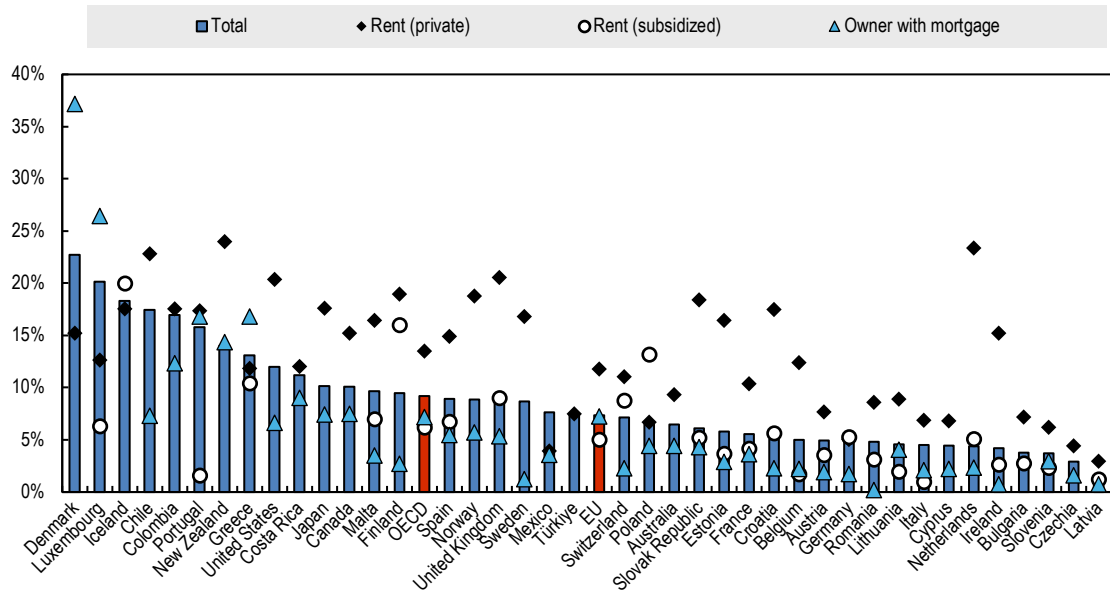
(注) データ年次は、2023 年（コロンビア、日本、スイス、アメリカ）、2022 年（カナダ、メキシコ、イギリス）、2021 年（オーストラリア）、2020 年（トルコ）、2017 年（イスラエル、ニュージーランド）、それ以外は 2024 年。

(出所) OECD, “HC 1.2. Housing Cost over Income”, Affordable Housing Database (<https://www.oecd.org/en/data/datasets/oecd-affordable-housing-database.html> 最終閲覧：2026/4/18), p.2.

図 10 は、住宅費用の割合が可処分所得の 40% を超える状況を示している。これは、住宅費過重負担率（housing overburden rate）と呼ばれるもので¹⁷、ニュージーランド（2024 年）は、賃借人（民間住宅）24.0%、持家所有者 14.4% であり、全体の割合（14.4%）は上から 7 番目に高くなっている。賃借人（民間住宅）の値は比較対象国の中で最も高く、持家所有者の場合は上から 5 番目である。

¹⁷ 住宅費用が家計の税込所得の 30% を超えない場合、その住宅は「手頃（affordable）」であるとみなされる。

図 10 OECD 諸国における住宅費用が 40% を超える割合
(2024 年または入手可能な最新年)



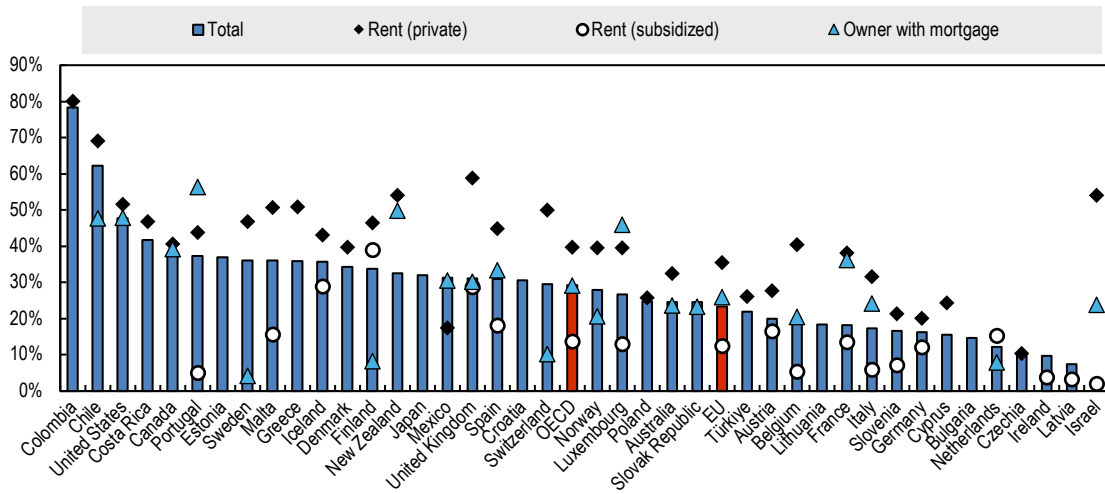
(注) データ年次は、2023 年（コロンビア、スイス、アメリカ）、2022 年（カナダ、チリ、メキシコ、イギリス）、2021 年（オーストラリア、韓国）、2020 年（トルコ）、2017 年（イスラエル）、それ以外は 2024 年。

(出所) OECD, “HC 1.2. Housing Cost over Income”, Affordable Housing Database
(<https://www.oecd.org/en/data/datasets/oecd-affordable-housing-database.html> 最終閲覧：2026/4/18), p.6.

可処分所得に占める住宅費の割合は、所得階層により異なる。住宅費用が 40% を超える所得分布の最下位層の割合を見ると（図 11）、ニュージーランド（2024 年）は、賃借人（民間住宅）54.1%、持家所有者 49.9%、全体 32.5% であり、OECD 平均値（賃借人 39.7%、持家所有者 29.2%、全体 29.3%）を大きく上回る。

住宅価格の対可処分所得比（price-to-income ratio）は、名目住宅価格指数を一人当たり名目可処分所得で除して、基準年を 100 とした指数で表した値である（表 13）。ニュージーランドの動向は、コロナ前（2015～2019 年）は基準値（100）から見て、±10%（90～110）の範囲にあったが、コロナ後（2020 第 II 四半期～2025 第 II 四半期）は、パンデミック期間中に上昇した後、わずかに低下したものの、パンデミック前の水準を上回ったまま推移している。

図 11 OECD 諸国における住宅費用が 40% を超える所得分布の最下位層の割合
(2024 年または入手可能な最新年)



(注) データ年次は、2023 年 (コロンビア、スイス、アメリカ)、2022 年 (カナダ、チリ、メキシコ、イギリス)、2021 年 (オーストラリア、韓国)、2020 年 (トルコ)、2017 年 (イスラエル)、それ以外は 2024 年。

(出所) OECD, “HC 1.2. Housing Costs over Income”, Affordable Housing Database
(<https://www.oecd.org/en/data/datasets/oecd-affordable-housing-database.html>
最終閲覧：2026/4/18), p.6.

表 13 OECD 諸国における住宅価格の対可処分所得比の動向

2015～2019 年		2020 第 II 四半期～2025 第 II 四半期	
基準値 (100) から見て、 ±10% (90～110) の範囲にある。	オーストラリア、ベルギー、コロンビア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ギリシャ、イタリア、日本、韓国、ラトビア、リスアニア、 ニュージーランド 、ノルウェー、ポーランド、スロバキア、スロベニア、スウェーデン、スイス、トルコ、イギリス、アメリカ	パンデミック期間中に上昇した後、わずかに低下したものの、パンデミック前の水準を上回ったまま推移している。	オーストラリア、カナダ、チェコ、エストニア、日本、リスアニア、 オランダ 、 ニュージーランド 、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、アメリカ
	オーストリア、カナダ、チリ、チェコ、ドイツ、ハンガリー、アイルランド、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ポルトガル、スペイン	上昇した後、パンデミック前の水準まで低下している。	フィンランド、フランス、イタリア、韓国、スウェーデン
指数 110 を超えて着実に上昇している	オーストリア、カナダ、チリ、チェコ、ドイツ、ハンガリー、アイルランド、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ポルトガル、スペイン	パンデミック初期に一時的に上昇した後、パンデミック前の水準以下に低下している。	チリ、ギリシャ、スイス
		一時的に低下、その後着実に上昇している。	

(出所) OECD, “HM 1.2 House Prices”, Affordable Housing Database
(<https://www.oecd.org/en/data/datasets/oecd-affordable-housing-database.html>
最終閲覧：2026/4/18), p.4.

Housing Affordabilityがニュージーランド国民の重大な関心事であることは、ヘンリー・クラーク財団が、Talbot Mills Research社に委託して2025年11月から12月にかけて実施した社会的結束調査（回答者は成人2,882人）で示されている¹⁸。図12は、ニュージーランド国民が直面する問題に関するアンケート結果を示したものである。「非常に心配」および「かなり心配」と回答した割合は、生活費上昇（85%）が最も高く、次いでHousing Affordability（78%）、失業70%となっている。不平等・格差は55%である。

自分の経済状況（financial situation）に満足していると回答した割合（「非常に満足している」と「満足している」）は、持家所有者が56%であるのに対し、賃貸居住者は17%とかなり低い¹⁹。食料不安（food insecurity）に関する質問（「過去12ヶ月の間に、金銭的余裕がなかったために、あなた（またはあなたの世帯）が食事を抜いたことは、どのくらいの頻度でありましたか？」）については、「よくある」および「時々ある」と回答した割合は、賃貸居住者は39%であるのに対して、持家所有者は11%である²⁰。「高所得者と低所得者との間における所得格差は大きすぎる」と感じる割合（「強く同意する」と「同意する」）は、賃貸居住者は77%であるのに対し、住宅ローンを抱える者70%、持家所有者は66%である²¹。「いろいろなことを踏まえて、この1年間、あなたは幸せだったと言えますか？」との問いに対し、「とても幸せ」および「幸せ」と回答した割合は、持家所有者は68%であるのに対し、賃貸居住者は46%である²²。

このように、賃貸居住者は持家所有者と比較して、金銭的余裕がなく、自分の経済状況に満足していない。また、所得格差をより強く感じており、幸福感が低い。報告書では、社会的結束（social cohesion）に与える影響を分析した結果、自分の経済状態に関する主観的な感じ方が強い影響力を有しており、貧困は社会の一体感を損なう大きな要因となっていることが示されている²³。

¹⁸ Helen Clark Foundation(2026)参照。

¹⁹ *ibid*,p.33.

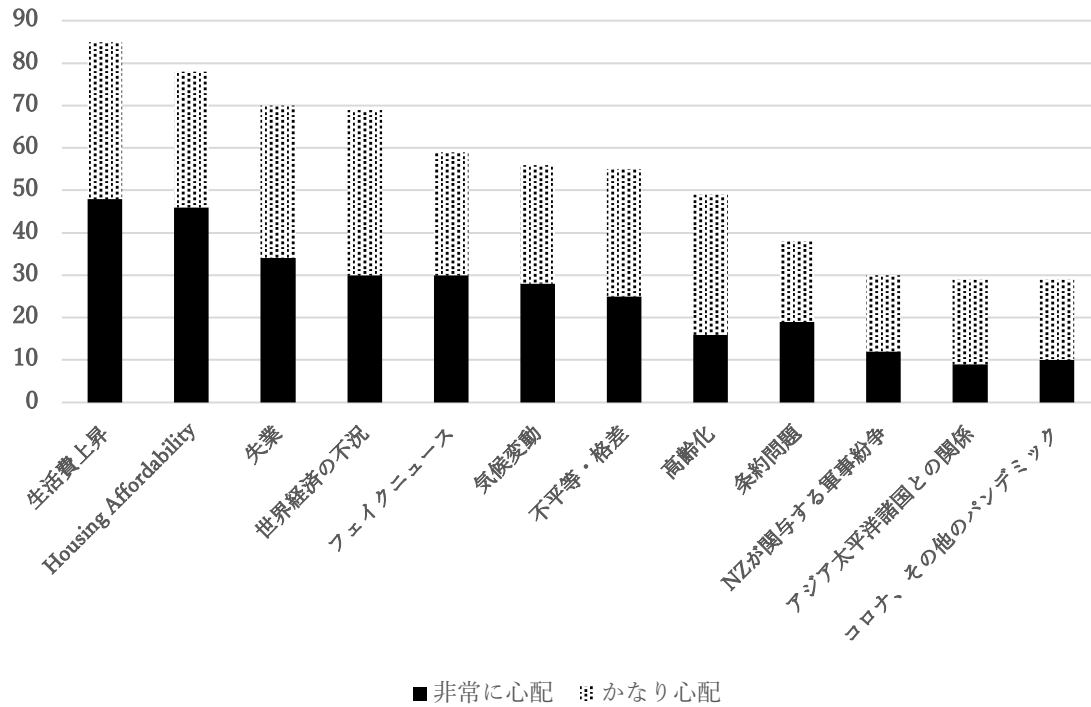
²⁰ *ibid*,p.35.

²¹ *ibid*,p.36.

²² *ibid*,p.34.

²³ *ibid*,p.16.

図 12 ニュージーランド国民が直面する諸問題（％）



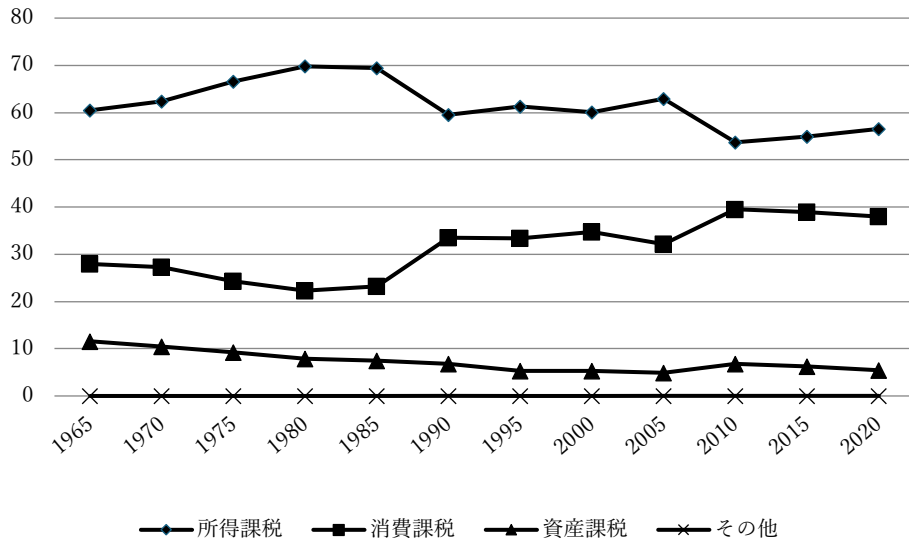
(出所) Helen Clark Foundation(2026),p.28.

II. ニュージーランドの資産課税

1. ニュージーランドの租税体系

OECD の歳入統計の分類に従い、租税体系を課税ベースにより「所得課税（所得・利潤およびキャピタル・ゲイン課税、社会保険料、給与税（Taxes on payroll and workforce）」、「消費課税（個別消費税，一般消費税）」、「資産課税（経常不動産課税、経常純資産税、相続・贈与税、金融資本取引課税）」、「その他」に分類しニュージーランドの租税体系の動向を示すと、図 13 のようになる。

図13 ニュージーランドの租税体系（単位：％）



（出所）OECD（2000;2010;2024）.

ニュージーランドの租税体系は、2023年において、所得課税 59.0%、消費課税 35.1%、資産課税 5.9%、その他 0.0%となっている。1965年以降の動向を眺めると、1980年代前半までは所得課税の割合が上昇し、消費課税および資産課税の割合は低下している。しかしながら、労働党政権下の税制改革において1986年に「財・サービス税」(GST: Goods and Services Tax)が導入された結果、消費課税の割合は23.1%（1985年）から33.6%（1990年）へ大きく上昇し、逆に所得課税の割合は、69.4%（1985年）から59.6%（1990年）へと低下した。さらに、2010年税制改革により、所得課税減税とセットでGSTの税率が引き上げられたことにより、所得課税の割合は53.7%（2010年）へ低下し、消費課税の割合は39.5%（2010年）へと上昇した²⁴。2010年以降は、リーマンショック後の景気回復により所得課税の割合が上昇する一方（2010年53.7%→2020年56.5%）、消費課税（2010年39.5%→2020年38.0%）および資産課税（2010年6.8%→2020年5.5%）の割合は低下している。

²⁴ ニュージーランドの2010年税制改革に関しては、篠原(2012b)参照。

2. 資産課税の構造

資産課税が GDP および租税総額に占める割合は（表 14）、2023 年において 2.0% および 5.8% であり、この値は OECD 平均値（1.7% および 5.1%）を上回っている。また、主要先進諸国と比較すると、ドイツやスウェーデンを上回るが、アメリカ、イギリス、フランス、日本、カナダ、オーストラリアを下回っている。

表 14 主要先進諸国における資産再分配に関連する課税の現状（2023 年：%）

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	日本	カナダ	スウェーデン	オーストラリア	ニュージーランド
経常純資産税	—	—	0.1	0.2	—	0.1	—	—	—
相続税	0.6	0.3	0.5	1.3	1.8	—	—	—	—
贈与税			0.1	0.3		—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
租税総額に占める割合	0.6 (5.3)	0.3 (3.1)	0.7 (28.3)	1.8 (23.7)	1.8 (10.1)	0.1 (1.1)	— (—)	— (—)	— (—)
資産課税 / GDP	2.9	3.7	0.9	3.5	2.7	3.4	0.8	2.9	2.0
資産課税 / 租税総額	11.3	10.5	2.5	7.9	8.2	9.9	2.0	9.7	5.8

（注）・—は課税が行われていないことを示す。
 ・マイナスの値は還付が行われたことを示す。
 ・カッコ内は資産課税に占める割合を示す。
 （出所） OECD（2025a）より作成。

資産課税の 1965 年以降の動向を眺めると、表 15 のようになる。2020 年における資産課税の構造は、経常不動産課税 98.6%、金融・資本取引課税 1.4% となっている。他の OECD 諸国と比較すると、経常不動産課税の割合が異常に高いことが特徴である²⁵。ニュージーランドの経常不動産課税は、レート（Rate：地方税）²⁶と土地税（Land Tax：国税）から構成される。土地税は、1891 年に導入され 1991 年に廃止された。また、ニュージーランドでは経常純資産税（富

²⁵ Salmond（2011）, chap.7 参照。

²⁶ レイトに関しては、篠原（2012a）参照。

裕税)を導入した経験がなく、相続・贈与税に関しては、相続税が1992年に²⁷、贈与税が2011年に²⁸廃止された。

1965年以降において、経常不動産課税の割合は上昇傾向にあり、相続・贈与税の割合は低下している。金融・資本取引課税には印紙税や小切手税等が含まれるが、印紙税(Stamp duty)および小切手税(Cheque duty)は、1999年および2014年にそれぞれ廃止された。同課税は、1980年代まで上昇傾向が見られたが、90年代以降は低下している。1995年に割合が上昇しているのは、土地税および相続税の廃止の影響が大きい。

資産再分配に関連する資産課税として、土地税および相続・贈与税が該当すると考えると、ニュージーランドにおける資産課税の資産再分配機能は1965年以降低下し、2020年には崩壊している(表16)。2023年の状況を主要先進諸国と比較すると(表12)、経常純資産税および相続・贈与税が課税されていないスウェーデン、オーストラリアがニュージーランドと同様の状況にある。これに対して、フランスと日本は、租税総額に占める資産再分配に関連する資産課税の割合が相対的に高い。

表15 ニュージーランドにおける資産課税の動向(%)

	1970年	1980年	1990年	1995年	2000年	2010年	2020年
経常不動産課税	74.2	85.5	91.6	88.2	97.0	97.9	98.6
経常純資産税	-	-	-	-	-	-	-
相続・贈与税	17.8	6.5	4.3	0.2	0.1	0.1	-
金融・資本取引課税	8.0	8.0	4.1	11.6	2.9	2.0	1.4
総計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) -は課税が行われていないことを示す。

(出所) OECD(2000; 2010; 2024).

²⁷ 1993年の遺産税廃止法案(Estate Duty Abolition Act 1993)において、1992年12月17日以降に死亡した者の遺産に関しては遺産税が課税されないとされた(Littlewood(2012), p.99参照)。

²⁸ 2011年10月1日以降の贈与に対して課税されないとされた(Inland Revenue(2011), p.2)。

表 16 ニュージーランドにおける資産再分配に関連する課税の動向

(租税総額に占める割合：%)

	1970年	1980年	1990年	1995年	2000年	2010年	2020年
土地税	0.2 (1.8)	0.2 (2.0)	0.6 (9.2)	—	—	—	—
相続税	1.8 (17.2)	0.5 (6.2)	0.3 (3.9)	—	—	—	—
贈与税	0.1 (1.2)	0.03 (0.3)	0.02 (0.3)	0.003 (0.1)	0.005 (0.1)	0.003 (0.0)	—
総計	2.1 (20.2)	0.7 (8.5)	0.9 (13.4)	0.0 (0.1)	0.0 (0.1)	0.0 (0.0)	—

(注)・カッコ内は資産課税全体に占める割合を示す。

・—は課税が行われていないことを示す。

(出所) OECD (2000; 2010; 2012).

Ⅲ. 資産再分配関連の資産課税廃止の経緯

1. 土地税

土地税は、特に南島 (South Island) における富 (土地) の集中排除および税収確保を目的として、1891年に国税として導入された。同税は、土地の所有者に対して、住宅ローン控除した土地の純資産価値を課税標準として課税するものであった。基礎控除が高く設定されたため小規模土地は課税対象から除外され、さらに、主たる住居の土地および農地も非課税とされた。したがって、土地税は実質的に課税対象が不動産投資家や企業 (生命保険・金融・商工業) の保有する都会の大規模土地に限定される富裕税としての性格を有していた。税収の動向を眺めると、特に1980年代において税収が増加した。表16から明らかかなように、租税収入総額に占める土地税の割合は、1980年の0.2%から1990年には0.6%に上昇している。この背景には地価上昇があると推察される。地価の動向は住宅価格に反映されると考えられるからである。住宅価格指数の動向を見ると、2015年を100とすると、1980年には6.2であったが、廃止前の1990年には23.2に上昇している²⁹。

²⁹ OECD Data Explorer, Housing Prices https://data-explorer.oecd.org/vis?lc=en&tm=DF_HOUSE_PRICES&pg=0&snb=1&vw=tb&df%5Bds%5D=dsDisseminateFinalDMZ&df%5Bid%5D=DSD_AN_HOUSE_PRICES%40DF_HOUSE_PRICE&df%5Baq%5D=OECD.ECO.MPD&df%5Bvs%5D=1.0&pd=%2C&dq=.A.RHP.&to%5BTIME_PERIOD%5D=false 最終閲覧：2026/4/18 参照。

土地税に関しては、1967年の租税検討委員会報告書（Ross et al.(1967)）や1983年の税制改革特別委員会報告書（McCaw et al.(1982)）においても廃止が勧告されている。税収規模が小さく富の集中排除機能を期待できないこと、地方税のレイト（土地および建物に課税）と税源が競合すること、資産により提供される担税力の指標として土地のみに注目することは望ましくないこと、などがその理由である。

さらに、Reece（1993）は土地税の廃止された要因として政治的要素を考慮し、以下の事柄を指摘している。

第一に、土地税は納税者に不人気であった。課税対象がもっぱら都会の企業用大規模土地に限定されたからである。

第二に、1980年代は労働党政権の下でGST導入を柱とする税制改革が実現されたが、土地税の課税対象が限定されたことは中立性および公平性の観点から問題があるとして、改革推進派の政治家に不評であった。

第三に、土地税の廃止は地方公共団体からも支持された。1989年予算法は、土地税の税率を引き下げると同時に、基礎控除を廃止したが、これにより地方公共団体の所有する土地も課税対象とされることになった。したがって、土地税の廃止は地方公共団体の負担軽減を意味した。さらに、土地は地方公共団体の課税するレイトの課税対象にもなっており、国と地方公共団体とで税源が競合していた。土地税を廃止すれば、地方公共団体にとって税収拡大の可能性につながった。

第四に、経済発展の初期段階では土地税の課税は正当化されるが、成熟社会における租税体系は課税ベースの広い一般消費税に依存することが望ましいと考えられた。

2. 相続税

ニュージーランドに相続税(遺産税タイプ)が導入されたのは1866年である。当時は、植民地政府とマオリ族との間で土地所有をめぐる争いが起きており、

政府は戦費調達のための財源確保を主たる目的として印紙税法を制定した。この法律の中に相続税の規定も含まれていた³⁰。

相続税廃止の引き金となったのは、1979年の遺産・贈与税修正法(Estate and gift duties amendment act)である。同法に基づき、基礎控除の大幅な引き上げおよび税率構造の簡素化が実施された。基礎控除に関しては、以前の2.5万NZドルから1979年以降段階的に引き上げられ、1982年には25万NZドルとされた。また、税率はそれまでの累進税率から40%の比例税率とされた。

同法制定の背景には、地価高騰により増加した農家の相続税負担を軽減する狙いがあった³¹。当時の地価動向を眺めると、1970年を100とすると、1979年の住宅価格指数は287へ、農園価格指数は364に上昇していた。そのため、特に若い農業経営者にとって、相続税を支払うために借金をするか、場合によっては農園を売却する必要性が生じ、これにより、農業経営への悪影響や農業の継続が困難となることが懸念された。しかしながら、1979年法の実施により相続税の対象となる遺産の割合は、それまでの約3分の1から約1.7%に減少したと推測され、相続税は実質的に廃止される状況になった。

その後、1983年には基礎控除が25万NZドルから45万NZドルへ引き上げられた。さらに、1990年の総選挙キャンペーンにおいて、当時野党であった国民党は、相続税廃止を選挙公約とした。廃止の理由として挙げられたのは³²、第一に、相続税は家族信託を利用して租税回避が容易なことである。ニュージーランドの相続税は遺産税タイプであるため、家族信託に財産を譲渡することにより、相続税負担を軽減できる。第二に、租税収入全体に占める相続税の割合はきわめて小さいことである。表16で示されるように、1990年には0.3%でしかない。第三に、相続税は裕福な退職者が海外へ移住する可能性を提供することである。特にオーストラリアのクイーンズランド州は気候が温暖でしかも1977

³⁰ ニュージーランドの相続・贈与税の沿革に関しては、McKay (1978) および Littlewood (2012) 参照。

³¹ 以下は、Green and McKay (1980), pp.240-242 および Littlewood (2012), p.96 参照。

³² 以下は、Littlewood (2012), p.98 参照

年に相続税が廃止されていたため³³、同州への移住が懸念された。第四に、当時、海外（e.g. アメリカ）でも相続税を廃止する動きが見られたことである。

これに対して与党の労働党は、相続税を負担しているのは一部の裕福な上流階級の人々であり、彼らの負担を軽減する必要はないことを主張したが、総選挙では国民党が勝利し、結局、公約通り相続税は廃止された。

3. 贈与税

贈与税は、相続税を補完（生前贈与による租税回避の抑制）するために 1885 年に導入されたが³⁴、相続税が廃止された 1992 年以降は、所得税の租税回避防止、債権者保護、社会扶助（social assistance）の不正受給防止を課税目的とした。

贈与税廃止の直接のきっかけとなったのは、内国歳入庁の政策勧告部局が 2010 年に公表した報告書（New Zealand Inland Revenue (2010)）であるが、同税の廃止は、2001 年の税制検討報告書（McLeod (2001a; 2001b)）においてすでに勧告されていた。税制検討報告書において贈与税を廃止すべき理由として挙げられたのは、以下の 3 点である³⁵。

第一に、贈与税の税収規模は小さいのに対して、納税者の納税協力費用が大きい。基礎控除額が高く設定されており（2.7 万 NZ ドル）、表 16 で示されるように、租税総額に占める贈与税の割合は、2000 年において 0.005% でしかなかった。しかしながら、受贈額が 1.2 万 NZ ドルを超える場合は、納税者による贈与の告知が義務づけられていた。

第二に、相続税が 1992 年に廃止され、同税を補完する贈与税の機能はその役目を終えたと考えられる。

第三に、贈与計画（gift program）により租税回避が行われ、所得税の租税回避防止等の贈与税の機能は減殺される。

³³ オーストラリアにおける相続税廃止の経緯に関しては、篠原（2009）、第 4 章参照。

³⁴ 贈与税の沿革は、Littlewood（2012）参照。

³⁵ McLeod, et al.(2001a), pp.48-49 参照。

結局、2001年の勧告は実現に至らず、2010年の報告書により再び贈与税の廃止が勧告された。そこでも2001年の税制検討報告書と同様な事柄が指摘されている³⁶。

第一に、贈与税の税収規模が小さい。表16から明らかなように、租税総額に占める贈与税の割合は、2010年には0.003%であった。

第二に、贈与税は家族信託 (family trust) を利用した贈与計画により、租税回避が容易である。ニュージーランドでは、個人資産の保護を目的として家族信託を設立することが認められている。贈与計画では、財産譲渡人 (資産を有しそれを家族信託に入れようとする者) は、家族信託に資産を売却するがその代金を受け取らず、家族信託が財産譲渡人から無利子の負債を負う。その代わりに、財産譲渡人は家族信託に売却金額に相当する分だけ資産を贈与でき、しかもその金額が年間2.7万NZドルを超えない限り贈与税は非課税とされる。したがって、贈与額の総額が売却代金に達するまで、財産譲渡人は負債資産 (debt asset) を所有することになる。

第三に、税務行政費用および納税協力費用が大きい。税務当局はハードコピーの形で贈与データを保管しており、その管理に大きな負担を強いられていた。例えば、2009年の贈与税収額は約162万NZドルであったのに対し、税務行政費用は年約43万NZドルであった。また、受贈者は、贈与税の課税対象とならない場合 (受贈額が1.2万NZドル超2.7万NZドル未満の場合) においても税務当局への贈与の申告義務 (gift statement) が課され、さらに、家族信託を利用して贈与税を回避するためには、専門家 (弁護士、公認会計士など) を雇用する必要があった。これらに伴う納税協力費用は年約70万NZドルと予測された。

第四に、贈与税に期待される所得税の租税回避防止等の機能は限定的である。まず所得税の租税回避防止の背景には、所得税の最高税率 (38%) と信託に発生する所得 (受託所得) に適用される税率 (33%) が異なっていたため、高所

³⁶ Inland Revenue (2010), pp.4-6 および pp.10-19 参照。

得者は金融資産を家族信託に移すことにより資産所得に係る所得税負担を軽減できた。このような金融資産移転による所得税の租税回避を抑制するために贈与税の役割が期待されたが、実際は、贈与計画を利用することにより贈与税を回避することが可能である。また、2010年の税制改革により所得税の最高税率と信託に適用される税率が同一の水準（33%）に設定されたため、節税効果の除去が予想された。さらに、家族信託は財産譲渡人からの贈与額相当分だけ負債を返済したとみなされ、贈与額相当分に対して所得税は課税されない。これにより、高所得の財産譲渡人である親は、家族信託を通して低所得の受益者（beneficiary）である子供に、所得税を課税されることなく所得を移転できる。このような所得を移転する行為は、贈与税により抑制されない。

次に、債権者保護機能は、債務者が債権者への債務の返済を回避するために資産を贈与することを贈与税が抑制するという機能である。これは、債務を履行しない債務者は、贈与税を支払うかもしくは贈与計画を実行することなしには資産を移転することができないことになっているからである。贈与計画を実施する場合、財産譲渡人が家族信託の負債分だけの資産（負債資産）を保有するが、財産譲渡人に貸し付けを行う債権者は、財産譲渡人が破産した場合この負債資産により債権回収が可能になると考えられた。しかしながら、現実の状況を見ると、2001年7月1日から2010年5月28日の間で、破産した財産譲渡人は全体の0.003%弱であり、しかも債権回収の多くは負債資産の回収とは別の形で行われた。したがって、贈与税の債権者保護機能は小さい。

贈与税の社会扶助不正受給防止機能は、所得・資産調査の際に所得や資産が少なければ社会扶助給付の対象となるため、故意に資産を贈与して給付資格を得ることを抑制する機能である。これに関して報告書では、社会的発育給付（social development benefit）、在宅看護補助金（residential care subsidy）、勤労家族税額控除および児童手当、国営住宅、法律扶助（legal aid）、育児給付等について検討しているが、いずれのケースにおいても現行法体系の中で不正受給の防止は可能であり、贈与税の機能は小さいと指摘している。

ところで、報告書では、廃止以外の選択肢（贈与税の適用範囲制限、基礎控除引き上げ、贈与税の適用されない場合の贈与申告義務の廃止、電子システムの導入）に関しても検討を行っている³⁷。これらが選択されなかった理由は、以下のとおりである。

贈与税の適用範囲制限とは、税法で免除の対象とならないすべての贈与を課税対象とするのではなく、贈与の一般的なケース（e.g. 個人と家族信託間）に対象を限定することである。しかし、このようにしても税務行政費用および納税協力費用が大きく低下するわけではない。

基礎控除（2.7万 NZ ドル）は 1984 年以降見直されていない。基礎控除を引き上げることにより、税務行政費用および納税協力費用は低下し、また、廃止に比べて税収への影響は少ない。しかし、これにより家族信託を利用した租税回避が促進されるだろう。さらに、所得税の租税回避防止等の機能の向上にはつながらないと考えられる。

贈与税が適用されない場合における申告義務の廃止、贈与税の支払い手段としての電子マネーの利用促進、贈与申告データの電子化により税務行政費用および納税協力費用の低下が見込まれるが、これらは贈与税の抱える問題点を根本的に解決しない。

IV. 資産課税の見直しを巡る議論

1. 租税体系と資産課税

資産課税の役割を租税体系の観点から議論した研究として、Delany, et al.(2020)および Inland Revenue (2025) を見よう³⁸。

(1) Delany, et al.(2020)

³⁷ Inland Revenue (2010), pp.6-9 参照。

³⁸ 財務省は、長期的な財政圧力に対応するための財源の可能性として、所得税、GST、法人税、キャピタル・ゲイン税、土地税、富裕税、相続税、デジタル課税、環境税、納税協力（過少申告の改善）を挙げている（The Treasury(2021),pp.73-74）。土地税、富裕税、相続税に関する内容は、Inland Revenue (2025) と重複するので、以下では省略する。

課税ベースとして、所得、資産に注目する。ニュージーランドで資産に課税する根拠として、以下の点を挙げている。

第一に、所得は少なくとも体系的に課税されているが、資産はそうではない。資産格差は所得格差よりも大きいにもかかわらず、資産に対しては、レイト以外課税されていない。土地税および相続・贈与税は廃止されており、富裕税は導入経験がない。

第二に、資産の所有は、所得以外にも安全、地位、機会などの便益を生む。

第三に、富裕層に対して、所得税では十分な課税が行われていない。資産課税により、課税の枠から外れている富裕層を取り組むことができる。

(2) Inland Revenue(2025b)

ニュージーランドは他の先進国と同様、長期的な財政圧力に直面している。特に人口の高齢化は、時間の経過とともに年金と医療費支出に上昇圧力をかけることが予想される。Inland Revenue(2025)は、このような財政圧力に対応できる持続可能な税制のあり方を検討している。持続可能な税制には、将来の政府が最小のコストで公平性を実現するように税制を変更できることが求められる³⁹。

ニュージーランドにとって望ましい税制として、税収一定の前提の下で、所得税と消費税の組み合わせを提言している。その理由として挙げられるのは、以下の4点である⁴⁰。

①所得税と消費税を組み合わせることにより、所得税のみの場合と比較して、正常収益に対して低い税率で課税できる。

②政策目標の変化に対応して、柔軟に税の組み合わせを変更することができる。

③正常収益に対する課税能力を失うことなく、いくつかの税制の歪みを緩和できる。

³⁹ Inland Revenue (2025b), p.34.

⁴⁰ Inland Revenue (2025), p.61.

④税制全体で累進課税が可能である。

このような結論を導くために、4種類の課税ベース（労働所得税、一般所得税、正常収益を非課税とする一般所得税、消費税）を比較している。労働所得税は労働所得のみを課税対象とするが、一般所得税では、労働所得と資本所得に課税される。

比較の結果は、表17で示されるとおりである。まず、所得の稼得段階、貯蓄して収益が発生する段階、所得が消費される段階のそれぞれにおいて、課税(T)、部分的課税(t)、非課税(E)に分類できる。正常収益を非課税とする一般所得税では、経済レントのみが課税対象となる。

資本所得は、正常収益(normal return)、リスク収益(return to risk)、経済レント(economic rent)に分類できる⁴¹。正常収益は、リスクに対する追加的な補償なしに消費を先送りする(貯蓄する)ことに対する補償であり、無リスク収益(risk-free return)とも呼ばれる。リスク収益は、リスクを負う投資家に対する補償として求められる、リスクフリーレート(無リスク金利)を上回る上乗せ分のプレミアム(報酬)のことである。経済レントは、消費の延期およびリスクを補償するために必要な水準を超える収益である。特殊な技術、知識、才能等によりもたらされる。超過正常収益(supernormal return)とか限界収益(inframarginal return)とも呼ばれる。

望ましい税制のあり方を議論するに際し、正常収益に対する課税のとらえ方が鍵となる⁴²。内国歳入庁は、正常収益を非課税にすると、財政圧力に対応する財源が失われるとともに、富裕層に利益をもたらさし望ましくないとする。また、キャピタル・ゲイン課税が限定的で所得税の課税ベースが狭い場合、正常収益を非課税にすると、資産価値の上昇によりもたらされる経済所得がほとんど非課税となる。さらに、先行研究を検討した結果では、理論的には、労働所得や経済レントに対するものよりは低い税率で正常収益への課税を支持する意見が優勢であるとしている。

⁴¹ 以下は、ibid,p.37 参照。

⁴² 以下は、ibid,p.61 参照。

4種類のケースすべてにおいて、労働所得は課税対象である。正常収益は、一般所得税の場合にのみ課税される。経済レントは、労働所得税で非課税である。正常収益に対する課税を前提とすると、労働所得税、一般所得税（正常収益非課税）は望ましくない。一般所得税と消費税を組み合わせることにより、正常収益に対する税率を低く設定できる（①）。これにより、正常収益課税により貯蓄を抑制する効果が緩和される（③）。また、一般所得税に累進税率を適用することにより、税制全体で累進課税が可能となる（④）。したがって、公平性と効率性のバランスを取れるようになる。

表 17 課税ベースの比較

	稼得段階		貯蓄段階	消費段階	
労働所得税	T (課税)		E (非課税)	E	
一般所得税	T		T	E	
一般所得税 (正常収益 非課税)	T		t (部分的課税：経済レ ントのみ課税)	E	
消費税	E		E	T	
	労働所得 税	一般所得 税	一般所得税 (正常収益非課税)	消費税	* 富裕税
労働所得	○ (課税)	○	○	○	×
資本所得 正常収益	×	○	×	×	○
経済レン ト	×	○	○	○	×

(出所) Inland Revenue(2025),p.39 Table1 および p.48 Table4 より作成。

内国歳入庁は、所得税と消費税の組み合わせを税制の中心に据えるべきとするが、新たな課税ベースの候補として、給与税 (payroll tax)、富裕税、相続税、土地税、社会保障拠出金の経済効果に関しても検討している⁴³。下記で示すように、内国歳入庁は課税ベースを追加する困難は指摘するものの、その可能性は否定しない。

⁴³ 土地税、相続税、富裕税については、土地税、相続税、富裕税の箇所を参照。

「あらゆる追加的な課税ベースには困難なトレードオフが伴う。これは、所得税と消費税という主要な課税ベースが、変化する歳入の需要に対応する柔軟性を持ちつつ、可能な限り効率的かつ公平な方法で設計されることの重要性を強調している。」(Inland Revenue(2025b),p.123)

「より高い歳入に対する需要に対して課税ベースを追加することが合理的であるならば、あらゆる歳入水準においてその課税ベースを税制の一部とすること、そして必要に応じて他の課税ベースからの税収を減らすことが賢明である可能性が高い。これは、本報告書(Long-term Insights Briefing)が持続可能な租税体系を、安定した中核構造(所得税および消費税:筆者追加)を持ちつつ、変化する需要に対応する柔軟性を備えたものとして位置づけることを強調するものである。」(Inland Revenue(2025b),p.125)

2. 土地税

(1) ジョン・キー国民党政権下の議論(Victoria University of Wellington Tax Working Group)

2010年の税制改革は、税収中立の観点から実施された。所得課税減税の財源としてGSTの税率引き上げ以外にもさまざまな選択肢が検討されたが⁴⁴、その中の一つに土地税があった⁴⁵。

1991年に廃止された旧土地税と異なり、新たに提案された土地税は、土地の所有者に対して土地の未改良価値(unimproved value of land)を課税標準として課税されるものであった。土地税は、超過負担を発生させず中立的なこと、仮にすべての土地を課税対象とするならば低い税率で多額の税収を確保できること、地方税であるレイトの課税標準のうち敷地価値を利用でき⁴⁶、税務行政コストを軽減できること、などの長所を有するとされた。

⁴⁴ 包括的キャピタル・ゲイン課税の実施、実物資産に対する帰属所得課税、建物に対する減価償却ルールの見直し、過小資本税制の見直しなどである(Victoria University of Wellington Tax Working Group (2010), p.45 参照)。

⁴⁵ 以下は、Policy Advice Division of the Inland Revenue Department and by the New Zealand Treasury (2009b)、Victoria University of Wellington Tax Working Group (2010), pp.50-51 参照。

⁴⁶ レイトの課税標準には、資本価値、賃貸価値、敷地価値の3種類がある(篠原(2012a)参

反面、地価下落(課税により将来の税額の資本還元額分だけ地価が下落する)によって土地所有者や投資家が損失を被ること、資産のうち土地のみに課税されるので同額の資産を所有するがそれを土地の形で所有する者とそうでない者との間で水平的不公平をもたらすこと、一部の納税者(e.g. 退職者)に流動性問題(資産はあるが所得が低いため納税が困難となる現象)が発生すること、などの短所が指摘された。

土地税の再分配効果に関しては、所得の上昇に比例して所有する土地の地価も上昇するから、比例税率での課税を前提とするとほぼ比例的であるとされた⁴⁷。

結局、2010年の税制改革論議においては、「税制改革ワーキング・グループの多くが、税率を引き下げる代替財源として、さらに租税体系の効率性を改善する手段として低税率の土地税の導入を支持したが、政治的持続可能性(political sustainability)に対する懸念があった」⁴⁸ことから、同税の導入は見送られた。政治的持続可能性に対する懸念の背景には、土地所有者および投資家からの反対が予想されたことに加えて、旧土地税でも問題とされたように、主たる住居の土地や農地の扱い、地方公共団体との税源競合などの問題の存在があったと考えられる。

(2) アーダーン政権下の議論 (Tax Working Group)

アーダーン政権下でも、税制検討委員会(Tax working group)において資産課税(土地税、富裕税)の検討が行われている。

Tax Working Group(2018a)は、課税ベースとして土地の未改良価値を想定し、土地税の経済効果について整理している(表18)。その上で、Tax Working Group(2018b; 2019a)は、土地税は効率的な側面(土地供給は一定で、課税による歪みを生じさせない)を有するが、同税は地方税のレイトに追加して課税

照)。

⁴⁷ 税額/所得=(地価/所得)×(税額/地価)で計算される。

⁴⁸ Victoria University of Wellington Tax Working Group (2010), p.67 参照。

されることから、社会的受容性(social acceptability)の面から問題があるとし、土地税の実施は勧告しないとしている⁴⁹。

表 18 土地税の経済効果

	長所	短所
公平性	—	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の集団・企業（マオリ、農家、土地集約的な企業）に大きな影響 ・担税力に応じた課税とならない（土地所有者がすべて裕福ではない） ・借金をして土地を購入した者の担税力が考慮されない
効率性 (中立性)	<ul style="list-style-type: none"> ・土地供給は一定であり、課税による歪みは生じない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる住居を非課税にすると歪みが発生する ・税負担が転嫁され、土地の賃借人が負担する。 ・課税により地価が下落し、金融システムの安定性へ影響を与える。
簡索性	<ul style="list-style-type: none"> ・キャピタル・ゲイン税と比較すると、税務行政費用および納税協力費用は小さい。 	—
税収	<ul style="list-style-type: none"> ・キャピタル・ゲイン税と比較して税収が安定している ・税源が固定しており、長期的視点から土地は望ましい課税対象である。 	—
その他	—	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュフロー問題（土地は所有するが、税を支払う現金がない） ・税率引き上げの可能性は、土地所有に対する懸念を生じさせる。

(出所) Tax Working Group(2018a),pp.8-11.

(3) Inland Revenue(2025b)

土地税の経済効果について、以下のようにまとめている⁵⁰。

①公平性

・水平的公平性は、(a) 資産を土地で所有する者に課税し、その他の資産で所有する者には非課税であること、(b)土地税が再導入された際に、たまたま土

⁴⁹ Tax Working Group(2018b), p.43 および Tax Working Group(2019a), p.16 参照。

⁵⁰ Inland Revenue(2025b),pp.116-120.

地を所有している者には課税、所有していない者には非課税であること、により満たされない。

・垂直的公平性に関しては独自に推計を行い、所得が増えると土地税の負担が上昇することを明らかにしている。

② 効率性

土地の供給は一定であり、効率的な税制である。

③ 簡索性

土地は不動産で税の回避が困難なこと、地方税であるレートでも課税対象とされており土地所有者および地価の情報が把握できていることなどの理由により、税務行政費用および納税協力費用は低い。

土地税の課題としては、特定の土地所有者（産業）の負担が重くなることが指摘されている。特定の土地所有者とは、土地を所有するが所得の低い者(Asset-rich, cash-poor)、借入金の多い土地所有者（highly geared borrowers）、土地集約産業（農林業）である。

多額の借金をして土地を購入した場合、土地税により地価が下落し、土地所有者の純資産価値はマイナスになる可能性がある。さらに、マオリ族への配慮も必要であるとする。反面、特定の納税者に対する優遇措置に対しては、水平的不公平、非効率の懸念があるとしている。

3. 相続・贈与税

(1) 廃止後の議論

① McLeod, et al. (2001a;2001b)

2001年の税制検討報告書は相続税の復活に反対している。その理由として挙げられているのは⁵¹、第一に、遺産は所得税課税後の所得が蓄積されたものであるから、遺産に対して相続税を課税すると貯蓄に対する二重課税になることである。第二に、過去の課税の経験から、相続税は租税回避が容易なことである。

⁵¹ McLeod, et.al. (2001a), pp.43-44 参照。

第三に、相続税は、相続税のないオーストラリアなどのような国への移住を促進すると考えられることである。

②Victoria University of Wellington Tax Working Group (2010)

さらに、2010年税制改革での議論においても、有能かつ熟練した人々の隣国オーストラリアへの移住を促進すること、遺産税タイプの相続税は、所得税との二重課税を発生させることの2つの理由により、相続税に否定的である⁵²。

③Barrett(2020)

相続・贈与税を、アイルランドで実施されている資本取得税(capital acquisition tax)の形で再び実施することを提言している。これは、相続税と贈与税を統合して、受贈者が生涯に受け取ったすべての資産移転額が一定水準を超える場合に比例課税を行う制度である⁵³。

Barrett(2020)の提言の背景にあるのは、住宅価格上昇、および2020年代にベビーブーマー世代(1946~1964年に出生)の高齢化が進行し相続が増えると予想されることである。課税根拠として挙げるのは、相続・贈与は担税力を有すること、増加すると予想される相続に対して課税しないと、世代間不公平(親の経済力次第で相続額に格差が生ずること)および世代内不公平(相続を受ける者とそうでない者との格差)が発生することである。また、課税形態として資本取得税を主張する理由を、キャピタル・ゲイン税との比較で述べている。キャピタル・ゲイン税は事業活動の成果にも課税されるのに対し、資本取得税は不労所得に対する課税であるから政治的に受け入れられやすいとしている。

④Delany(2020)

1990年代以降、経済格差が拡大する一方で、税制の累進性、再分配機能は低下している。税制改革は、不平等の世代間連鎖に正面から取り組むべきだとし、

⁵² Victoria University of Wellington Tax Working Group (2010), p.6 参照。Policy Advice Division of the Inland Revenue Department and by the New Zealand Treasury (2009a) は、以上の2点に加えて、遺産税タイプの相続税は、ニュージーランドに残る人々に対して、課税されなければ遺産を残しても、課税されるならば遺産を残さずに自分で使おうとするインセンティブが働くことを指摘している。また、相続税(遺産税)を復活させるとした場合の望ましい制度設計について検討している。

⁵³ 制度の詳細は以下を参照のこと。Irish Tax and Customs, Gift and Inheritance Tax (Capital Acquisitions Tax - CAT) <https://www.revenue.ie/en/gains-gifts-and-inheritance/gift-and-inheritance-tax-cat/index.aspx> 最終閲覧：2026/2/13

Barett(2020)と同様の税の提言を行う。ただし、名称は異なり、生涯贈与税 (lifetime gift tax) と呼ばれる。

資産移転課税は、世代間不平等を是正し機会均等を向上させる機能を有するが、他の資産課税に代替するものではなく、富裕税の補完税として位置づけるべきとする⁵⁴。

資産移転は、資産そのもの移転というより、所得の移転としてとらえることが可能であり、資産移転課税は、受贈者の追加所得に対する包括的な課税が望ましいとする。

⑤ Shivas, et al.(2024)

Shivas, et al.(2024)は、相続税（廃止前の遺産税タイプ）に関して税制の専門家（研究者、実務家）14人を対象にヒアリングを実施している。14人の構成は、男性11人・女性3人、実務家8人・研究者6人である。ヒアリングの内容は、(a) 相続税が廃止された要因、(b) 相続税の復活、(c) 再導入する場合の制度設計、についてである。

(b) に関しては、賛成4人、反対8人、どちらでもない2人となっている。研究者は賛成の傾向、実務家は反対の傾向があるとしている。賛成の理由としては、租税体系の累進性向上および資産再分配が、反対の理由としては、租税回避、税務行政費用および納税協力費用が高いこと、税収規模が小さいこと、倫理的理由（相続税は嫉妬税）が挙げられている。

相続税を復活させるためには、制度設計、納税協力に関する検討が必要であるとする。前者には、課税対象、非課税、課税最低限、財産評価、税率、納税方法が含まれ、後者は、信託の扱い、生前贈与、他国への移住などが問題となる。

遺産税タイプの相続税の復活は、政治的に困難であると予想されること、租税回避を助長すること、租税回避対策のために税務行政費用が増加すること、同タイプの課税の事例は諸外国では少数ないことなどの課題を有するが、ニュ

⁵⁴ Delany(2020),pp.2-3.

ージーランドにおける資産格差の状況、ベビーブーマー世代⁵⁵の高齢化による相続の増加を考慮すると、何らかの形での資産移転課税の復活を検討する必要があるとする。

遺産税方式を再び採用するとしたら、過去の廃止の原因を精査し改善策を練ること、および国民の意見を十分に聴取することが不可欠であるとする。他方、富の不平等を是正する手段としては、遺産取得税方式の方が、より有効でかつ社会的に受け入れられやすい選択肢かもしれないと述べている。

⑥ Inland Revenue(2025a)

相続税の経済効果を以下のようにまとめている⁵⁶。

(a) 公平性

・水平的公平性については、相続人、被相続人どちらの視点で見ると異なる。相続人の視点からは遺産取得税方式が、被相続人の視点からは遺産税方式が前提となる。相続人の視点から見ると、相続分は所得の追加とみなすことが可能で、他の所得と同様に課税されるから水平的公平は実現される。しかしながら、被相続人の立場からは、財産を遺すものと消費する者との間で不公平が生ずる。

・垂直的公平性に関しては、相続の効果の検討が必要である(絶対的不平等、相対的不平等)。相続により相対的不平等が改善されるならば、相続税はこの効果を相殺する⁵⁷。反面、相続税にのみ注目すると、相続税は支払い能力に応じた課税が可能で、機会均等に資する。

(b) 効率性

効率性への影響は、被相続人の遺産動機に依存する。財産の一部を意図的に遺そうとする者(intended donor)にとって、相続税の課税は、労働所得と資本所得に対する課税に等しく、死んだら財産を遺そうとする意欲(勤労意欲、貯

⁵⁵ 1946年から1965年の期間の合計特殊出生率は少なくとも3.5人、1945年から1972年の期間の合計特殊出生率は少なくとも3.0人であった。Stats NZ, Data Info+, Baby Boomer <https://datainfoplus.stats.govt.nz/Item/nz.govt.stats/272b6b97-671e-4d8d-a6e1-0b9218cc4fe6#:~:text=New%20Zealand's%20period%20total%20fertility%20rate%20was,least%203.0%20births%20per%20woman%20during%201945-72.> 最終閲覧 2026/2/13

⁵⁶ Inland Revenue(2025a), pp.114-115.

⁵⁷ 資産移転の分配効果のより詳細な説明は、後述の(2)相続・贈与改革の視点を参照。

蓄意欲)を阻害する。財産を遺す気はなく、使い切れないうで財産が残る者(unintended donor)にとっては、相続税は勤労意欲、貯蓄意欲に影響を与えない。

(c) 簡索性

相続税の課税に必要な情報が、遺言検認手続き(probate process)など課税目的以外の理由ですでに要求されている点に注目すると、税務行政費用および納税協力費用は低いと考えられるが、特定のケース(e.g. 家族企業、持ち家、農家、私的年金)において優遇措置が設けられるならば、税務行政費用および納税協力費用は高くなる傾向がある。

(2) 相続・贈与税検討の視点

相続・贈与税を検討する視点として、資産移転(相続・贈与)を巡る環境、資産移転額、資産移転の分配効果に注目する必要がある。

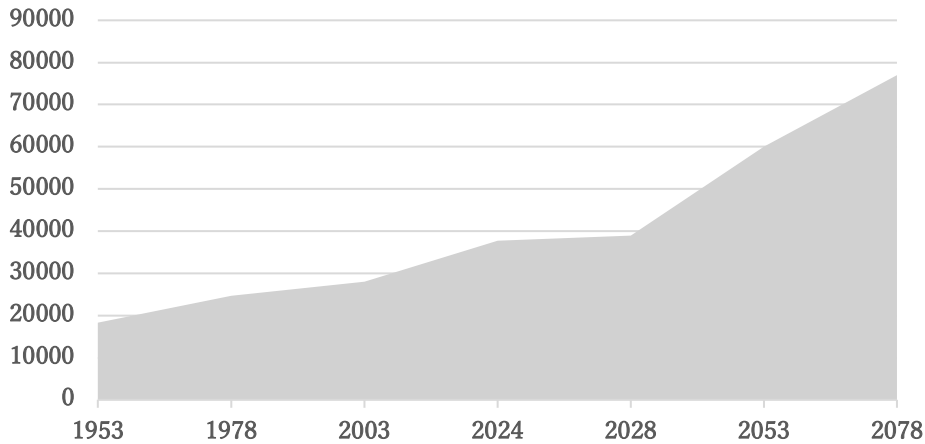
① 資産移転を巡る環境

資産移転を巡る環境として注目されるのは、資産価格の上昇とベビーブーマー世代(1946年から1964年に生まれた世代)の高齢化である。

ニュージーランドにおける将来推計人口によると⁵⁸、高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合)は2024年には17%であるが、2030年代半ばには20%へ、2053年には23%へ、2078年には29%に上昇すると予測される。高齢化の影響により、死亡者数は2024年には37,722人であるが、2078年にはその2倍以上の77,000人に達する見通しである(図14)。

⁵⁸ 以下は中位推計の数値である。Stats NZ(2025d)参照。

図 14 ニュージーランドにおける年間死亡者数の将来推計



(出所) Stats NZ(2022b;2025d)より作成。

ベビーブーマー世代の年齢は、2025年におおよそ60歳から79歳である。仮に、この世代を65歳以上とみなすと、図2で示されるように、同世代の総資産額に占める割合は、住宅価格の上昇を反映して増加している。このベビーブーマー世代の所有する資産が、相続の形で若い世代に移転される可能性がある。死亡者数の増加と高齢層の資産総額の拡大は、将来の相続総額が大幅に上昇することを意味する。相続財産の推定額は、2024年には270億NZドルであるが、2050年には1.6兆NZドルに達するとの推計がある⁵⁹。

②資産移転額（遺産額）

ニュージーランドにおいて相続額（遺産額）が純資産額（総資産額、総所得額）に占める割合を推計した研究として、Briggs(2008)およびDomican(2025)がある。また、Policy and Regulatory Stewardship (2023)は超富裕層を対象として相続・贈与額を推計している。さらにStats NZ (2025a)では、2024年に初めて、相続・贈与を受けたことのある世帯の純資産額の推計を公表している。

⁵⁹ 資産総額の実質年間成長率3.5%とし、死亡数に平均資産額を乗じて求められた数値である (McLeod(2025), p.10.p.17 参照)。

(a) Briggs(2008)

Briggs(2008)は、以下の手順で被相続人（故人）の遺産額を推計し、家計の純資産額に占める遺産額の割合は、2001年で1.22%、2006年で1.20%であることを示している。

- ・年齢階級別の死亡データ（死亡人数）を入手する
- ・年齢階級別の平均資産額・負債額を計算する
- ・年齢階級別の死亡人数に平均純資産額を乗じることにより遺産額を推計する。
- ・階級別の故人の遺産額を合計することにより遺産総額を計算する。

(b) Domican(2025)

Domican(2025)は、3種類の手法で遺産額を推計している。推計期間は2015年～2018年である。第一の手法は、Household net worth statisticsのデータを利用し、Briggs(2008)と同様の手順で推計したものである。Household net worth statisticsのデータを修正する方法は、Household net worth statisticsの総資産のデータはHousehold balance sheet(RBNZ)のデータと比較して過小推計(2015年は20%、2018年は25%)となっていることから、遺産額を20%強増額する。第二の手法は、遺産額のうち土地資産額について、土地譲渡の際に内国歳入庁に提出された土地譲渡申告書および不動産価格データ(Corelogic)を利用して、遺産額のうち土地資産額を推計し、それに第一の手法で推計される土地以外の遺産額を加えるものである。第三の手法は、内国歳入庁の管理データを利用する。これは、納税者が所得税の申告の際に合わせて提出する財務諸表(IR10 Financial statement)に記載される純遺産額(net worth estate)に注目する方法である。ただし、この金額は過少申告の可能性が高いため、一定の仮定に基づき増額される。

推計結果は表 19 で示されるとおりである。2018 年において、家計の総資産額に占める遺産額の割合は 0.5%～2.2%、国民所得に占める割合は 3.6%～14.6%となっている⁶⁰。

表 19 遺産額の推計（2018 年：単位 %）

データ	Household net worth statistics	Household net worth statistics のデータを修正	土地取引データ	内国歳入庁の管理データ（遺産額）
家計総資産額に占める割合	1.1	1.4	2.2	0.5～2.1
国民所得に占める割合	7.5	9.4	14.6	3.6～14.5
問題点	推計値には信託に預けられた資産を含む（信託によって管理されている資産は、相続人への遺産として引き継がれない。受益者が指定されていれば、そのメンバに利益が引き継がれる。総資産に対する信託の割合は 18～20.5%）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地評価は地方政府のレート評価額を利用。同評価額の評価替えは、3～4年に1回しか行われないため、実態を反映しない。 ・ 土地取引の2重計上の可能性 ・ 共有分の扱い（持分比率を無視した資産評価） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 純遺産額の過少申告の可能性 ・ 増額の計算が困難

（出所）Domican(2025)より作成。

(c) Policy and Regulatory Stewardship (2023)

超富裕層⁶¹を対象として、過去 50 年間（1970 年～2020 年）における相続・贈与額を推計している。結果は以下の通りである。

⁶⁰ Inland Revenue(2025a)は、主要先進国（アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、オーストラリア、スウェーデン、ノルウェー、スイス）における既存研究の結果に注目し、これらの諸国では、国民所得に占める遺産額の割合は、6%（オーストラリア）～15%（フランス）であることを紹介している。

⁶¹ 国内居住者で、純資産 5,000 万 NZ ドル以上、もしくは社会に対して影響力の大きい大企業への権利を有する純資産 2,000 万 NZ ドル以上の 311 家族である（Policy and Regulatory Stewardship (2023),pp.21-22）。

・66世帯（調査対象世帯の約20%）が相続もしくは贈与を受けたことがある。

・総額は411百万NZドルで、その約75%は2010年以降に受けている。

・過去50年間の平均値は620万NZドル、中央値は130万NZドル。

・経済所得の推計期間中（2015年4月1日～2021年3月31日）の平均値は670万NZドル、経済所得に占める割合は4.2%である。

(d) Stats NZ(2025a)

2024年における世帯の相続・贈与の状況を見ると（表20）、全世帯（1,986世帯）のうち約3分の1（642世帯）が相続を受けている。また、全世帯の約5分の1（372世帯）が過去10年間に贈与を受けている。相続を受けたことがある世帯の純資産額の中央値は984（1,000NZドル）で、この値はすべての世帯の純資産額の中央値529（1,000NZドル：表7参照）を大きく上回っている。

表20 相続額・贈与額を受けたことのある世帯の純資産額（2024年）

	中央値 (1,000NZ ドル)	平均値 (1,000NZ ドル)	総計 (1,000NZ ドル)	世帯数 (1,000)
相続	984	1.579	1,013,499,554	642
贈与 (過去10年 間)	528	1,003	372,849,845	372
相続および贈与	817	1.374	1,222,698,693	1,986

(出所) Stats NZ(2025a).

③資産移転の分配効果

資産移転の富の不平等に対する影響には、短期的効果と長期的効果がある。短期的効果は、資産移転を受けた時点での効果である。長期的効果は、資産移転額（短期的効果）および資産移転に対する家計の反応に依存する。資産移転を受けた家計は、財・サービスを購入（direct consumption）するか、もしくは労働を抑制（indirect consumption）することにより、資産移転分を消費するかもしれない。あるいは、資産移転分を投資に回して収益を稼ぎ、富を増やすことも考えられる。

いずれの効果においても、絶対的不平等と相対的不平等に関する検討が必要である。絶対的不平等は、資産移転の絶対額に注目する。富裕層への資産移転額が貧困層と比較して大きいならば、不平等は拡大する。これに対して、相対的不平等は資産保有額に対する資産移転額の割合に着目する。その割合が、富裕層（貧困層）ほど小さい（大きい）ならば、不平等は縮小する。

資産移転の分配効果に関するニュージーランドの実証研究は管見の限り見当たらないが、他国での既存研究によると⁶²、資産移転額は富裕層ほど大きく、資産移転は絶対的不平等を拡大する。他方、相対的不平等に関しては、資産保有額に占める資産移転額の割合は貧困層ほど大きく、資産移転は相対的不平等を縮小するとされる。ただし、相対的不平等に関しては、相続・贈与を所得の増加とみなして所得額に対する割合で見ると、資産移転により所得分配の不平等度はほとんど変化しないとの研究もある。また、長期的には、貧困層が資産移転分を消費したり、富裕層が資産移転分を投資することにより、相対的不平等縮小効果は低下するとの指摘がある。

資産移転の富の不平等（相対的不平等）に対する効果のとらえ方により、資産移転課税（相続・贈与税）の評価が異なる。資産移転が相対的不平等縮小効果を有するならば、資産移転課税はその効果を相殺するが、税収が再分配目的で利用されるならば、全体的には富の不平等を低下させるとの研究がある⁶³。一方、資産移転による所得分配への影響が小さいならば、資産移転課税による富の不平等縮小効果はほとんどないとの指摘もある⁶⁴。

(2) OECD(2021)

OECD(2021)は、以下のような理由から、今後、資産移転課税の役割が重要になると指摘する⁶⁵。

⁶² 以下は、OECD(2021),pp.43-44、The Productivity Commission(2021),Chap.2、Inland Revenue(2025a)参照。

⁶³ Elinder, Erixon and Walderstrom(2018),p.29.

⁶⁴ Black, et al.(2022),p.19.

⁶⁵ OECD(2021), p.9.

・一部の国ではここ数十年、資産格差は拡大しており、相続・贈与の分布は世帯間で不均等である。

・資産価格の上昇傾向が継続するならば、資産移転の額が増大する。また、ベビーブーマー世代の高齢化に伴い、その数も増加すると予測される。

・長寿化に伴い、高齢化世代における富の集中が進むと予想される。

しかしながら、世代を超える富の蓄積を抑制するために相続・贈与税は万能薬ではなく、個人に対する資本所得課税の見直しと組み合わせることが重要であると⁶⁶。

4. 富裕税

富裕税の議論を、相続・贈与税廃止前と廃止後とに分けて見よう。前者は Ross, et al.(1967)および Sandford(1987)を、後者は McLeod (2001a;2001b)、Elliffe(2020)、Rashbrooke(2020)、Sutton(2023)、The Treasury(2023c)、Inland revenue(2025b)、Forward(2026)を取り上げる。

(1) 相続・贈与税廃止前

① Ross, et al.(1967)

1967年の租税検討委員会報告書では⁶⁷、富裕税は、所得税の補完（所得税では全く捕捉されないか、捕捉されても十分でない支払い能力の捕捉）、富の集中排除、リスクテイキング促進による資源の有効利用の実現（資源の不生産的利用の抑制）、所得税の租税回避抑制、税務行政の効率性促進（所得税の課税データとのクロス・チェックによる租税回避抑制効果）の機能を有するとしながらも、ニュージーランドでの導入に否定的である。

その理由として挙げられているのは、第一に、以上のような富裕税の機能は他の税によってすでに実現されているし、また実現可能だと考えられることである。すなわち、相続税は富の集中排除機能を有しており、さらに、リスクテイキ

⁶⁶ OECD(2021),p.52 および p.138 参照。

⁶⁷ 以下は、Ross, et al. (1967), pp.382-385 参照。

ング促進による資源の有効利用の実現、所得税の租税回避の抑制などは所得税率引き下げにより実現可能である。第二に、富裕税の実施に必要な税務行政費用が高いことである。このことは、資産隠蔽の困難な不動産の所有者と、隠蔽が比較的容易な預金・株式・宝石等の所有者との間での課税の公平性確保が容易でないことによる。第三に、富裕税には流動性の問題が伴い、資産の売却を強いられる可能性が存在することである。第四に、資産によっては評価が困難なことである。非上場株式や売却事例の少ない資産などがその例である。

② Sandford(1987)

サンドフォードは、もしニュージーランドにおいて富裕税を導入するとしたら、所得税を補完して水平的公平の実現を目的とした比例税率の富裕税が望ましいとする。さらに、金融自由化等の影響により資産格差が拡大すると予想されるが、それに対しては、累進税率の富裕税を導入するよりも、相続税と贈与税を完全統合した遺産取得型の継承税 (Accession tax) を実現することの方が現実的選択であるとしている⁶⁸。

(2) 相続・贈与税廃止後

① McLeod (2001a;2001b)

2001年の税制検討報告書は富裕税に否定的である⁶⁹。富裕税は、貯蓄に対する課税後収益率を低下させる点で所得税と同じである。同じ資産に所得税と富裕税が課されると、実効税率は上昇する。通常、資産間で実効税率は異なるから、資産選択の中立性を阻害する。所得税がカバーしきれていない部分を埋める手段として、富裕税を検討する価値はあるが、課税後の所得を貯蓄して増えた資産に課税すると二重課税となる。以上の理由により、富裕税の課税は望ましくないとしている。

⁶⁸ Sandford(1987),p.51.

⁶⁹ McLeod (2001a), pp.43-44 および McLeod (2001b), p.32 参照。

② Tax Working Group(2018b;2019a)

アーダーン政権下で発足した税制検討委員会 (Tax Working Group) は、富裕税の導入には否定的である⁷⁰。その理由として挙げられるのは、第一に、非課税措置、資産評価の簡素化により、貯蓄および投資の意思決定に干渉することである。

第二に、非課税資産への貯蓄や海外への移住による租税回避の可能性が高い。

第三に、特定の資産は評価が困難であったり、また、税収と比較して税務行政費用が高いことから、運用が難しい。

第四に、所得税に追加して課税されるので、所得税のもたらす歪みを軽減するどころか追加的な歪みを発生させる。

第五に、資本所得課税 (特にキャピタル・ゲイン課税) に問題点があることは認めるものの、富裕税の導入により制度が複雑になり、税制の整合性(integrity)を低下させる可能性が高い。

③ Tax Working Group(2018e)

ニュージーランドの資本所得税制を概観し、その代替税について検討している。ニュージーランドの資本所得税制の特徴としては、キャピタル・ゲイン課税が限定的なこと⁷¹、退職貯蓄への優遇措置がないこと⁷²を挙げる。

資本所得税と富裕税の関係についても検討し、以下の事柄を指摘している。

・資本所得税および富裕税は、資本蓄積率を低下させることにより、資産格差を縮小させる効果を有する。資本所得税は、資本所得の蓄積を低下させることにより、間接的に資産格差を縮小する。これに対して富裕税は、資産が所得

⁷⁰ Tax Working Group(2019a),p.16.

⁷¹ 詳細は、篠原 (2025) 参照。利子所得および配当所得は、居住者源泉課税 (Resident withholding tax) の対象となる (Inland revenue, Interest and dividends: <https://www.ird.govt.nz/income-tax/income-tax-for-businesses-and-organisations/types-of-business-income/interest-and-dividends> 最終閲覧: 2026/5/04)。利子所得の源泉税率は、総所得額に応じて5段階 (10.5%、17.5%、30%、33%、39%) である。配当所得に適用される税率は33%で、所得税と法人税の二重課税を調整するために、完全インビュテーション方式が適用される (篠原 (2012b) 参照)。

⁷² 退職貯蓄に対する税制は、他の OECD 諸国では EET (拠出時非課税、運用時非課税、引出時課税) が一般的であるのに対して、ニュージーランドでは、TTE (拠出時課税、運用時課税、引出時非課税) となっている。このことが、民間貯蓄率が低い一因である可能性がある。

を生まなくても課税されるから、資産格差への効果は直接的である。しかしながら、現実の富裕税では多くの資産が非課税とされる。したがって、同一の税収を前提とすると、資本蓄積（資産格差縮小）に対する効果は資本所得税の方が大きいと考えられる。

・富裕税は、資本所得税の補完税である。

・富裕税を将来の資本所得税のミニマムタックスとしてとらえる議論⁷³に関しては、キャピタル・ゲイン税の凍結効果を抑制する反面、同族会社の事業用資産に適用することは困難であること（資本と労働の切り分けが困難）、リスクテイクを抑制すること（事業に失敗しても税負担が発生する）、新興企業（事業が成功するまで時間がかかる）を成熟企業と比較して不利にすること、景気の影響を受けやすい産業は収益が安定している産業と比較して収益に対する税負担額が相対的に高くなる傾向があること、などの問題があるとする⁷⁴。

④Rashbrooke(2020)

富裕層に対する課税制度として、富裕税の導入を支持する。富裕税は、ニュージーランドの税制にバランスと公平性を取り戻すための最善策であると主張する⁷⁵。

まず、富裕税の長所として、以下の点が指摘される。

(a) 富裕層から公正な税負担を確保でき、公平性が向上する。

(b) 現在、課税対象外となっている富裕層を課税システムに組みこむことにより、不平等が抑制される。

(c) 課税により、富の再分配が行われる。

(d) 不平等が抑制されることにより、経済的不平等が生む健康問題や社会問題が軽減される。

(e) マオリ族の生活水準向上のための追加的資金が提供される。

⁷³ 富裕税を富裕層が最低限支払うべき税額（ミニマムタックス）として機能させ、その支払った分を将来の資本所得税から控除する仕組みである（OECD(2018),p.56）。

⁷⁴ Tax Working Group(2018e),pp.19-21.

⁷⁵ Rashbrooke(2020),p.10.

(f) 富裕税は、ニュージーランドの税制改革の基本理念である BBLR アプローチ (Broad Based Low Rate approach: 課税ベースを広くして税率を低く設定) に適う。ニュージーランドの税制には、BBLR の観点からの資産に対する税制が存在せず、富裕税はこの空白を埋める。

(g) 特定の資産に対する課税ではないため、資産選択に対して中立的である。

(h) 制度の説明が容易でわかりやすい。

(i) 低い税率で多くの税収が確保可能である。

(j) 納税申告書の提出義務は、実質的に資産台帳を創設することになり、資産所有状況や富の不平等に関する国民の認識を高めることになる。

(k) 富裕税は一定規模以上の資産保有者を課税対象とするため、政治的に実現可能性を期待できる。

次に、資産に対する課税方法として、キャピタル・ゲイン税 (CGT: Capital Gains Tax)、包括的資本所得税 (CCIT: Comprehensive Capital Income Tax)、無リスク収益法 (RFRM: Risk-Free Return Method)⁷⁶、土地税 (Land Tax)、生涯贈与税 (Lifetime gifts tax)⁷⁷と比較し、表 21 で示されるように、富裕税の方が優れているとする。さらに、富裕税に対して指摘されるいくつかの問題点に対して、コメントしている (表 22)。

表 21 富裕税と他の資産に対する課税方法との比較

	課税方法	富裕税との比較
キャピタル・ゲイン税 (CGT)	資産の売却益に課税	富裕税は未実現キャピタル・ゲインに課税可能
包括的資本所得税 (CCIT)	資産から得られる収入が長期国債への投資で得られるものと同等であると仮定し、その想定収益に比例税率を適用する方法	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての資産を対象とするため、政治的に実現困難 ・富裕税の方が、説明が容易
無リスク収益法 (RFRM)	CCIT と同様の論理を適用するが、政治的実現可能性を高めるために、不動産投機抑制を目的として、対象を一定額以上の不動産に限定する方法	<ul style="list-style-type: none"> ・CCIT と同様、想定収益に課税するため説明が困難 ・富裕税よりも課税ベースが狭く、税収が期待できない。

⁷⁶ RFRM は、2001 年の McLeod Review で最初に提唱された資本所得に対する課税方法である。内容の詳細は、篠原 (2025) 参照。

⁷⁷ 資産移転税 (asset transfer tax)、資本取得税 (capital acquisition tax) とも呼ばれる。

土地税	土地の総価値に対する課税	<ul style="list-style-type: none"> ・課税ベースが狭い ・土地への投資を差別することは望ましくないか、あるいはあまり効果的ではない(不動産価格上昇の原因は、税制だけではない)。 ・土地税は、主要資産の中で最も均等に保有されているものに課税し、最も不均等に保有されているもの(e.g.富裕層が保有する会社、株式)を除外する。 ・マオリの土地は非課税とすべきであるが、それに対して政治的反発が予想される。
生涯贈与税	相続税と贈与税を統合(個人は生涯にわたり贈与や相続を一定額まで非課税で受け取れるが、それを超える額には課税)	<ul style="list-style-type: none"> ・データの制約により、税収予測が困難 ・政治的に不人気の可能性あり

(出所) Rashbrooke(2020),pp.5-7 より作成。

表 22 富裕税の問題点およびそれに対するコメント

問題点	内容	コメント
居住地変更	富裕税に抗議して、富裕層が海外に移住する	<ul style="list-style-type: none"> ・効果は実証されていない ・税制以外の要因も重要
資産分割	所有権の名義を世帯員の間で分割する	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナーおよび未成年の子ども(18歳未満)は世帯員として数えられ、世帯の課税最低限の基準の適用対象となる ・親は、子供たちが全部使い果たすことを恐れて、18歳以上の子供に多額の資産を移す可能性は低い
租税回避	<ul style="list-style-type: none"> ・申告しない ・信託を設定する ・名義上の所有権を海外(e.g. タックスヘイブン)に移す 	さまざまな租税回避への対策が可能(内国歳入庁の職員を増員、信託対策、銀行等の第三者による報告、各国間での自動情報交換協定の強化)
資産評価	課税のためには、資産の毎年の評価が必要。納税協力費用が増加	困難なのは非上場企業の評価(ニュージーランドの家族経営企業の多くが含まれる)
マオリの土地の扱い	大規模なマオリの土地は課税対象となる可能性がある	植民地化と土地収奪によって引き起こされた不正義にさらなる不正義が加わらないよう、慎重に検討する必要がある。
二重課税	<ul style="list-style-type: none"> ・資産は所得が貯蓄されて形成。所得には所得税が課税、資産に富裕税で2重課税 ・一部の人々は、自身の富から生み出された所得と、富そのものの両方に対して課税される 	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの資産は、キャピタル・ゲインや相続により形成。これらに対しては、課税は不十分かもしくは非課税。 ・富は所得を超える便益を発生させるから、それに対する課税は正当化される。

流動性	資産は保有するが、納税のための所得がない	売却時まで延納を認める
努力に対する効果	起業意欲を阻害する	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の業種に対する免税措置は望ましくない ・税収の用途を考慮すべき (e.g. 起業家精神は税金によりまかなわれる政府の研究に依存)
貯蓄に対する効果	貯蓄意欲を阻害、企業投資を抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・ニュージーランドにおいては、生活費が高いため、低中所得層が貯蓄できないことが問題。 ・税収を生活費削減 (e.g. 公共住宅建設、無料の保育・学校教育) に利用することが可能

(出所) Rashbrooke(2020),pp.7-10 より作成。

⑤ Elliffe(2020)

コロナ後、不況対策のため財政赤字が拡大している。そのための財源として富裕税の妥当性を検討している。

富裕税は、富の集中を排除し、税収を再分配のために利用できるという長所を有する。しかしながら、以下のような理由で、富裕税には反対している。

(a) 資産の評価替え、租税回避の問題を抱えており、税収が期待できない。

(b) 資産は、所得・消費と比較して課税ベースが狭く、一部の納税者に負担が集中する。それにより、負担最小化 (租税回避) の誘因が強く働く。

(c) 超富裕層は海外にも住宅を有するから、富裕税の実施されていない他国への居住地移転 (residence flight) は困難でないと考えられる。これにより彼らがニュージーランド以外の国に所有する資産への課税が困難となる。

(d) 非居住者がニュージーランドに所有する資産を課税対象とすると、対内直接投資の減少につながる。もし、非居住者の本国で税額控除されないと、二重課税が発生する。

(e) 納税協力費用および税務行政費用が増加する。富裕税では、毎年、資産評価が必要なことに加えて、ニュージーランドの特性として、家族信託を通じた資産保有が一般的なことがある。家族が国内のみならず海外に散らばっている場合、資産の帰属を特定することが困難となる可能性がある。

(f) 富裕税は未実現ゲインに課税されるため、納税のための流動性問題が生ずる。

⑥ Sutton(2023)

資産格差および所得格差の状況、および富裕税の必要性について検討している。

資産格差の状況を見ると、2015～2021年の間、純資産の分布はほぼ安定的である。上位10%の所有する世帯純資産の割合は、2015年は52.8%、2021年は51.5%である。また、上位50%の割合は、2015年93.1%、2021年93.3%となっている(表6)。

所得格差については、可処分所得(課税後、給付後)のジニ係数は、住宅費用を考慮しない場合、1980年代半ばから1990年代半ばにかけて上昇したが、それ以降は安定的である⁷⁸。

しかしながら、特に2010年代の家賃上昇により低所得者の住宅費用が増加し、不平等が拡大している⁷⁹。また、2020年3月以降、住宅価格が上昇し、持家所有者と賃貸居住者の格差が拡大するとともに、低所得者にとって住宅の新規取得が困難になっている。すなわち、ニュージーランド社会における格差への懸念は、その水準ではなく、住宅価格および家賃上昇による貧困にあるとする⁸⁰。

家賃負担の上昇による貧困に対しては移転給付での対応が可能である一方、持家所有者と賃貸居住者の格差に関しては、長期的かつ構造的な対応が必要であるとされる。包括的キャピタル・ゲイン課税と世代を超えた資本蓄積を抑制する相続税の組み合わせの方が、富裕税よりも納税者の負担が少なくかつ効率的(歪みが少ない)で望ましいと主張している⁸¹。

⑦ The Treasury(2023c)

⁷⁸ 住宅費用を考慮する場合と考慮しない場合におけるジニ係数の変化については、篠原(2025)参照。

⁷⁹ *ibid.*

⁸⁰ Sutton(2023),pp.9-10.

⁸¹ *ibid.*,p.16.

富裕税の経済効果を検討し、富裕税よりもキャピタル・ゲイン税（包括的キャピタル・ゲイン課税）の方が望ましいと提言している。ただし、キャピタル・ゲイン税を実現できない場合、富裕税による累進性の実現が同税の経済コストに見合うものとなるかは判断が困難であるとする⁸²。キャピタル・ゲイン税の方が望ましいとする根拠は以下のとおりである⁸³。

(a) キャピタル・ゲイン税は諸外国でも実施されており、同税をめぐる多くの課題は、特定され検討されてきた。

(b) アーダーン政権下の税制検討委員会（Tax Working Group）で、ニュージーランドにキャピタル・ゲイン税を導入する場合の課題について詳細に検討された⁸⁴。

(c) 諸外国の経験から、キャピタル・ゲイン税導入は安定した税制改革であることが実証されている。

(d) 海外の状況を眺めると、1990年代以降、富裕税は廃止される傾向にある⁸⁵。富裕税を廃止した国にはすべてキャピタル・ゲイン税が存在し、またすべてではないが相続税も課税されている⁸⁶。

(e) キャピタル・ゲイン税は、ニュージーランドの所得税制の完全性(integrity)⁸⁷を改善する。

(f) キャピタル・ゲイン税により完全性が改善されると、所得税の最高税率の柔軟な引き上げが可能になり、税制の累進性が向上する。

(g) 富裕税は、税制上優遇される資産への投資（e.g.個人用耐久消費財、非上場株式）を促進し、投資の効率的配分を阻害する。他方、キャピタル・ゲイ

⁸² The Treasury(2023c),p.30.

⁸³ *ibid*,p.29 参照。

⁸⁴ Tax Working Group(2018b;2019a;2019b)、また篠原（2025）も参照。

⁸⁵ 富裕税を導入している OECD 諸国は、1990年代には12ヶ国（オーストリア、デンマーク、ドイツ、フランス、オランダ、スイス、フィンランド、アイスランド、ルクセンブルク、スウェーデン、ノルウェー、スペイン）であったが、2025年現在は3ヶ国（ノルウェー、スペイン、スイス）である。以上、OECD(2018),Chap.1 および Global Citizen Solutions(2025)参照。

⁸⁶ スウェーデンには相続税がない（2004年12月廃止）。

⁸⁷ 完全性とは、租税回避や租税裁定（tax arbitrage）の機会を最小化し、政府に持続的な歳入基盤を提供することである（Victoria University of Wellington Tax Working Group. (2010), p.15）。

ン税は、現在キャピタル・ゲインが非課税とされていることにより発生する投資の歪み⁸⁸を改善する。

(h) 富裕税は、税収に対する納税協力費用の割合がキャピタル・ゲイン税よりも大きいと考えられる。

(i) 富裕税は、その制度設計如何により、資本所得税と比較して富裕層の海外への移住リスクおよび他の経済コストを大きくする。

⑧ Inland Revenue(2025b)

富裕税の性格に関して、富裕税は正常収益にのみ課税される資本所得税であるとする。このことを見るために、資産額 10,000NZ ドル、収益率 10%（正常収益 4%、経済レント 6%）、一般所得税率 20%と仮定しよう（表 23）。この時、富裕税の税額は 80NZ ドル（10,000NZ ドル×税率 0.8%）である。また、資産から生み出される収益は 1,000NZ ドルで、一般所得税額は 200NZ ドル（正常収益 80NZ ドル、経済レント 120NZ ドル）となる。したがって、富裕税の税額 80NZ ドルは、正常収益に対する一般所得税額 80NZ ドルに等しくなる。

以上を踏まえて、富裕税よりも一般所得税の方が望ましいとする。その具体的な理由として挙げられるのは、以下の事柄である⁸⁹。

(a) 一般所得税は、経済レントにも課税可能である（表 17）。富裕税において一般所得税と同額の税収を得るには、正常収益に対する税率を引き上げる必要がある。

(b) 垂直的公平の観点からは、富裕税よりも一般所得税の方が望ましい。所有資産額が同じでも収益率が異なる場合、一般所得税では収益率の高い場合より多くの税を負担するが、富裕税では同額である（表 23）。表 23 のケースでは、一般所得税の税率として比例税率を想定しているが、累進課税の場合、垂直的公平に資することになる。

⁸⁸ キャピタル・ゲイン課税が限定的なため、高収益の投資から、収益率が低くても税制上の優遇措置が適用される投資（e.g.主たる住居の土地、営業権）へ資本が流れている。現行のキャピタル・ゲイン課税の課題の詳細は、篠原（2025）,36-37 頁参照。

⁸⁹ Inland Revenue(2025b),p.112.

その他、富裕税の運営上の課題として、資産評価、流動性、税率および課税最低限の設定、超富裕層の海外移住があるとしている⁹⁰。

表 23 富裕税と一般所得税

	富裕税	一般所得税 (収益率 10%)	一般所得税 (収益率 20%)
資産額	10,000NZ ドル	-	-
収益額	-	1,000NZ ドル	2,000NZ ドル
正常収益		400NZ ドル	800NZ ドル
経済レント		600NZ ドル	1,200NZ ドル
税率	0.8%	20%	20%
税額	80NZ ドル	200NZ ドル	400NZ ドル
正常収益	80NZ ドル	80NZ ドル	160NZ ドル
経済レント	-	120NZ ドル	240NZ ドル
ト			

(出所) Inland Revenue(2025b),p.47 より作成。

⑨Forward(2026)

富裕税の必要性、経済効果、望ましい制度設計について検討している。

(a) 富裕税の必要性

富裕税の必要性に関しては、まずその背景として、資産格差の存在および税制の累進性の低下を挙げている。

資産格差については、Ching, Forward, and Parkyn(2023)を引き合いに出し、富裕層に富が集中しているとする(表 12)。また、コロナ以降の経済停滞(生産性の伸びの低下、持続的なインフレ)は、富の集中を高める可能性があるとする⁹¹。富裕層は資産価格の上昇を担保とする借入れにより消費水準を維持可能なのに対して、低中所得層は流動性制約に直面し、生活水準や資産形成の停止を余儀なくされると考えられるからである。

税制の累進性低下に関しては、長期的な傾向としての所得税の最高税率および法人税率の引き下げとともに、キャピタル・ゲイン課税が限定的なこと、消費税課税(GST)に対する依存度が高いことに注目する。

⁹⁰ ibid,pp.112-113.

⁹¹ Forward(2026),p.7.

以上を踏まえて、富裕税を支持する理由は、税制の累進性を回復すること、公共投資のために多くの税収を確保すること、民主的な統治と経済効率性を損なう経済的権力の集中に対応することの3点であるとしている⁹²。また。既存の税制との関係では、ニュージーランドの所得税ではキャピタル・ゲインに対して限定的にしか課税されていないこと、課税されても実現キャピタル・ゲインのみが対象であることから、未実現キャピタル・ゲインに課税可能な富裕税は所得税の補完税として意義があるとしている⁹³。

(b) 富裕税の経済効果

まず、富裕税の経済効果を、「形式的な租税回避行動」と「実質的な生産行動の変化」とに区分する。前者は、銀行口座・有価証券・債券の移動（高税率国から低税率国への移動）、オフショア法人の法的再編（所有権の形態を、タックスヘイブンにあるペーパーカンパニーなどを挟む形に変更）、持株会社の登記住所の変更（登記上の所在地を節税効果の高い国への変更）であり、税負担は変化するが、生産能力には影響を与えない。これに対して後者は、生産施設・研究施設の移転、事業拡大計画の縮小などにより、生産活動に必要な投資を減少させる。

そのうえで、富の集中、生産的投資、イノベーション、住宅市場、農業部門に対する課税の効果を検討している（表24）。

表24 富裕税の経済効果に対するコメント

経済効果	内容	コメント
富の集中	富の集中を低下させる	富裕税の効果は、静的効果（富裕層の資産保有を減少させ、格差を是正する効果）と動的効果（富の集中の低下により資産価格および富裕層の政治的影響力が低下、有益なプロジェクトへ投資が誘導されることによる格差是正効果）に分類できる。
生産的投資に対する効果	資本ストックを減少させ、労働生産性および賃金の低下につながる	・不当なレントシーキング（富裕層がその資金力を利用して、自らに有利な法規制や政

⁹² *ibid*, p.29.

⁹³ *ibid*, p.3.

		<p>策を政府に形成させる行動)の資金源と見返りの両方を減らすことで、富の集中がさらなる不正を生む負の連鎖を断ち切る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レントシーキングに利用されるリソースが、生産的な用途に利用される。
イノベーションに対する効果	事業収益を減少させ、イノベーションの意欲を阻害する	<ul style="list-style-type: none"> ・富の集中とイノベーションの間にはあまり関係がない(課税しても、イノベーションは阻害されない)。 ・極端な富の集中は、レントシーキング活動を促進し、結果的にイノベーションを妨げる可能性がある。
住宅	流動性の高い資産や非課税資産へポートフォリオを転換させ、住宅価格の下落を招く。	住宅市場への影響は、異なる不動産に対する税の扱い、課税最低限、富裕層への不動産所有の集中度に依存する。
農業部門	<ul style="list-style-type: none"> ・事業分割、売却等により、事業承継を困難にする ・集約化(大規模化、企業化)を加速させ、農村コミュニティの回復力、地域の経済的多様性を低下させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業用資産の専門的管理、土地の抱え込みの抑制により、農業部門の生産性を向上させる可能性がある。 ・土地投機を抑制し、環境保全に役立つ。

(出所) Forward(2026),pp.15-18 より作成。

(c) 富裕税の制度設計

富裕税の制度設計に関しては、表 25 で示されるとおり、いくつかの項目に関して対応策を提言している。以下、信託の扱い、マオリの土地、税務行政に関して説明を行う。

信託を通じた租税回避対策としては、ルック・スルールール(透明化ルール)、信託に対する課税最低限の引き下げ、受益者ベースでの評価がある。ルック・スルールールは、信託の資産が名義上は受託者 (trustee) のものであっても、実質的にはその信託を設定した委託者 (settlor) の資産としてカウントするルールである。受益者ベースでの評価は、受益者個人の財産として計算する方法である。課税最低限の引き下げは、信託に適用される課税最低限を低く設定する方法である。

受益者ベースで評価を行うと、受託者が配分を決定する裁量信託においては、誰がいくら受け取るかが事前に確定しないため、評価が複雑になるという問題

を抱える。また、課税最低限の引き下げは、これにより富裕層のみならず中流層も課税対象となる。

Forward(2026)は、委託者が実質的に支配している信託と、独立した受託者が管理する信託とを明確に区別する「高度なルック・スルールール」に加え、関連する信託を合算して評価する措置が、今後は必要になるとしている。

マオリ自由保有地 (Māori freehold land) は、1993年マオリ土地法 (Te Ture Whenua Māori Act 1993) により統治される、マオリによる継続的な所有を維持するために売却が制限されている土地である。個人が所有する場合もあれば、信託や法人の形で共同所有の場合もある。富裕税を導入しても、通常のルールでほとんどの場合対応可能であると考えられるが、部族 (iwi) や亜部族 (hapū) のために設立された裁量信託 (マオリ信託) の場合、特別なルールが必要になる可能性がある⁹⁴。

課税最低限を低く設定すると、より多くの納税者を捕捉できるため、税収は大幅に増える。しかし、納税協力費用および税務行政費用が増大し、超富裕層ではない中程度に裕福な家計を圧迫し、政治的な反対勢力を拡大させることになる。他方、課税最低限を高く設定すると、課税対象は富裕層に集中する。その結果、事務的な負担や政治的な反発は減る。しかしながら、税収のポテンシャルは限定的となり、富の集中を是正する効果は低くなる可能性が高い。

税務行政・税務執行に関しては、以下のように述べている⁹⁵。「富裕税が税収および再分配の両面で効果を発揮できるかどうかは、堅牢な制度設計と執行を通じて、税の完全性を維持できるかどうか依存している。・・・欧州の富裕税の経験は、完全性の欠如がいかに富裕税の政治的持続可能性を損なうかを示している。租税回避に対して、妥協的な改革 (非課税措置、所得に応じた負担制限、特定の資産に対する優遇措置) が行われ、結果として課税ベースが縮小し、新たな租税回避の機会を生み出した。これが悪循環を生み、税収と再分配効果の両方を低下させ、同時に公平性への懸念を引き起こした。そして、最終的に

⁹⁴ Forward(2026),pp.22-23.

⁹⁵ ibid,p.25,pp.26-27.

富裕税の廃止につながったのである。現代の富裕税は、技術の進歩、国際的な連携、包括的な情報報告制度を活用することで、より効果的に運用できる可能性がある」。

富裕税の完全性を実現する具体的な政策として、信託の課税最低限引き下げ、資産評価額に関する第三者報告制度、包括的な資産評価基準（流動性や評価の複雑さを理由に、特定の資産に対する優遇や不利益を設けない評価基準）、出国税（居住地を海外に移転する者に対する特別な課税）、国境を超える租税回避に処するための国際協力体制の強化が重要であるとする。

表 25 富裕税の制度設計に関するコメント

項目	内容	コメント
居住地	税法上の居住者が所有する資産（国内、国外）に課税	<ul style="list-style-type: none"> ・海外への居住地移転への対応策には、出国税、課税期間の延長（出国後も居住者として扱い、一定期間課税対象とする）、出国後の数年間、元居住者の世界中の全資産に対する課税がある。 ・ただし、上記には、ニュージーランドへの移民や、正当な理由がある場合の転居を妨げる可能性あり。
信託の扱い	信託を利用した租税回避への対応が課題	ルック・スルールールと関連する信託を合算して評価する措置が必要
課税ベース	税務行政の簡素化、社会政策目的の達成のための非課税措置の妥当性	包括的課税ベースからの明確な正当性が存在する場合にのみ非課税の例外を認めるべき
主たる住居	主たる住居の非課税措置	<ul style="list-style-type: none"> ・富裕層による住宅投資を促進する ・主たる住居は課税対象に加えて、課税最低限を高く設定することで対応すべき。
農業	農業用資産の扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・特段の政治的配慮が必要 ・対応策として、課税最低限引き上げが望ましい。
マオリ自由保有地	マオリ土地法（1993年）により統治される土地の扱い	裁量信託に類似した機能を持つマオリ信託に対する規定が必要
資産評価	課税のために規則的な資産評価が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・非公開企業の評価は困難 ・富裕層ほど、非公開企業のような評価の困難な資産を多く保有している。 ・資産評価は必ずしも毎年行う必要はなく、3年ごとに実施し、中間の年はインフレや市場動向を反映した補正を行うのが現実的。

課税最低限	どの水準に設定するか	「低く設定すること」、「高く設定すること」それぞれにメリット・デメリットあり。
税率	比例税率か累進税率かの選択	・比例税率はわかりやすい ・累進税率は租税回避を助長する可能性あり
流動性問題	資産はあるが所得はない人の扱い	・課税最低限を高く設定し、累進税率で課税を行う。 ・納税が困難な者に対しては、限定的な支払い猶予措置と分割払いを適用する。
税務行政・ 税務執行	税収確保と富の再分配という両方の目的を達成するためには、適切な制度設計と厳格な執行によって税の信頼性を維持することが不可欠	・租税回避を最小化することが重要 ・信託の課税最低限引き下げ、包括的な資産評価基準、第三者報告制度、国際協力が必要。
税収	税収確保の可能性	富裕層がどれだけの資産を所有しているか、税金に対する納税者の反応（節税行動など）、制度の基本設計（課税最低限や税率）に依存。

（出所）Forward(2026),pp.20-27 より作成。

⑩ OECD(2018)

OECD(2018)は、資産格差は所得格差よりも大きく、近年、その格差の程度が拡大していることに注目する。そして、税制は資産格差に対応すべきであるが、富裕税がその手段として最も適切であるかに関して検討し、次のような提言を行っている⁹⁶。

①資本所得課税のみでは資産格差に対応できず、資産課税で補完する必要がある。

②公平性および効率性の観点からは、包括的資本所得課税と適切に設計された資産移転課税（相続・贈与税）に加えて富裕税を課する根拠は弱い。

③相続・贈与税は、世代を超えて持続する資産格差に対応でき、富裕税よりも経済主体の意思決定に対して中立的である。

④富裕税の必要性は、租税体系、経済・社会環境から判断されるべきである。包括的資本所得課税（包括的キャピタル・ゲイン課税）および適切に設計された資産移転課税が存在しない場合、富裕税を導入すべき強い根拠がある。また、

⁹⁶ OECD(2018), Chap.5, Executive summary.

資産格差の程度が著しい場合、資産格差をより速いペースで改善するために富裕税が必要である。

上記のうち③に関して、富裕税と相続税の経済効果について概要をまとめると表 26 のようになる。OECD(2018)で相続税の優位性として指摘されているのは⁹⁷、遺産取得税の場合には二重課税が問題とならないこと、相続税の課税は 1 回限りのため貯蓄に対する抑制効果が小さいこと、税務行政費用および納税協力費用が小さいこと、相続財産に対して自己の努力で築いた財産よりも重く課税することは実力主義にかなうこと、である。④について、包括的資本所得課税および適切に設計された資産移転課税が存在しないケースにニュージーランドは該当するが、ニュージーランドにおいて富裕税を導入すべきであるかは別途検討が必要である。

表 26 富裕税と相続税の比較

	富裕税	相続税
二重課税	二重課税（課税後の所得が蓄積した資産に課税）	<ul style="list-style-type: none"> 遺産税の場合、二重課税が発生 遺産取得税の場合、二重課税は生じない
貯蓄・投資	<ul style="list-style-type: none"> 貯蓄水準に影響（課税ベースが広い場合） 貯蓄構成にも影響（課税ベースが狭い場合） 	<ul style="list-style-type: none"> 被相続人の貯蓄に負の効果（程度は小さい） 課税後相続額を減少させることにより、相続人の貯蓄を促進
起業家精神およびリスクテイキング	起業家精神およびリスクテイキングを抑制（富裕税は、所得がゼロもしくはマイナスでも課税される）	<ul style="list-style-type: none"> 起業家精神へ負の影響 家族企業へ負の影響
資本逃避	<ul style="list-style-type: none"> 居住者および非居住者に資本逃避の可能性あり 居住者が、富裕税のみの理由で他国へ移住する可能性は小さい 	<ul style="list-style-type: none"> 相続税が他国への移住の意思決定に影響を与える可能性は小さい
租税回避・脱税	<ul style="list-style-type: none"> 資本移動可能性の増加は、租税回避および脱税を可能にする 国内での租税回避・脱税の可能性もあり 	<ul style="list-style-type: none"> 優遇措置により租税回避が促進される 信託による租税回避
資産評価・管理上の問題	<ul style="list-style-type: none"> 多くの資産は評価が困難（e.g. 私物、家庭用品、年金権、非上場企業、非公開会社、海外に所有する資産） 定期的な評価替えが困難 	<ul style="list-style-type: none"> 死亡時に 1 回限りの課税、管理は容易

⁹⁷ OECD(2018), p.101.

(出所) OECD(2018), chap.3 および OECD(2021), chap.2 より作成。

5. 小括

ニュージーランドにおける資産課税に関する諸議論をまとめると表27のようになる。

租税体系の視点から資産課税を検討した研究は限られる、Delany, et al.(2020)は、ニュージーランドで資産に課税する根拠を検討している。Inland revenue(2025)は、将来の財政需要の拡大に対応し最小のコストで公平性を実現可能な税制は、所得税と消費税の組み合わせであるとしている。追加的課税ベースの候補として資産課税について富裕税、相続税、土地税を検討しているが、土地税および相続税に関してはその経済効果の考察にとどまり、富裕税に関しては、一般所得税（労働所得と資本所得に課税）の方が優れているとする。

土地税に関しては、国民党政権下の2010年税制改革（Victoria University Wellington Tax Working Group (2010)）、2010年代後半の労働党政権下の税制検討委員会（Tax Working Group(2018b;2019)）で検討されたが、政治的持続可能性、地方税のレイトに追加して課税され社会的に受け入れられないことを理由に、再導入は勧告されなかった。

相続・贈与税については、2001年の税制検討報告書（McLeod, et al.(2001)）、2010年の税制改革（Victoria University Wellington Tax Working Group(2010)）において検討されたが、いずれも否定的である。資産価格の上昇とベビーブーマー世代（1946年から1964年に生まれた世代）の高齢化により、資産移転額の増加が見込まれることから、2020年代以降、相続・贈与税を巡る議論がいくつか見られる（Barett(2020)、Delany(2020)、Shivas, et al.(2024)）。しかしながら、ニュージーランドで同税のあり方を検討するために必要な、資産移転額の推計に関する研究は少なく、また、資産移転の分配効果に関する研究成果は見られない。

富裕税の議論は、相続・贈与税廃止前と後とでは論調が異なる。廃止前は、資産格差是正機能は相続・贈与税が有しており、新たに富裕税を導入する必要

性が薄かった (Ross, et al.(1967)、Sandford(1987))。相続・贈与税廃止後は、資産格差の縮小・

税制の累進性確保等の視点から富裕税の導入を積極的に支持する研究 (Rashbrooke(2020)、Forward(2026)) がある。他方、富裕税のマイナスの経済効果を強調し導入に否定的な意見 (McLeod(2001a;2001b)、Tax Working Group(2018b;2019)、Elliffe(2020))、富裕税と一般所得税 (労働所得、資本所得に課税) を比較して一般所得税の優位性を主張する意見 (Inland Revenue(2025))、資本所得税 (包括的キャピタル・ゲイン課税) との比較で富裕税を検討する研究 (Tax Working Group(2018e)、The Treasury(2023c))、富裕税よりも包括的キャピタル・ゲイン課税と相続税の組み合わせを支持するもの (Sutton(2022)) がある。

OECD(2018; 2021)はニュージーランドに特定せず、富裕税および相続・贈与税のあり方を検討した研究である。OECD(2018)は、富裕税のあり方を検討しており、包括的資本所得課税 (包括的キャピタル・ゲイン課税) および適切に設計された資産移転課税が存在しない場合、資産格差の程度が著しい場合、富裕税が必要であるとしている。OECD(2021)は、今後、資産移転課税の重要性が今後増すと考えられ、個人に対する資本所得課税と組み合わせて課税することが重要であるとしている。

表 27 ニュージーランドにおける資産課税を巡る諸議論

租税体系と資産課税	
Delany, et al.(2020)	ニュージーランドで資産に課税する根拠を検討
Inland Revenue(2025)	税収一定の前提の下で、所得税と消費税の組み合わせを支持。追加的な課税ベースの候補として、給与税、富裕税、相続税、土地税、社会保障拠出金を検討
土地税	
2010年税制改革 (Victoria University Wellington Tax Working Group (2010))	× (政治的持続可能性に対する懸念)
アーダーン労働党政権下 (Tax Working Group (2018b;2019))	× (地方税のレイトに追加して課税されることが問題)
Inland Revenue (2025)	△ (経済効果の検討にとどまる)

相続・贈与税	
Mcleod, et al.(2001a)	× (貯蓄に対する二重課税、租税回避が容易、居住地移転)
Victoria University Wellington Tax Working Group (2010)	× (居住地移転、貯蓄に対する二重課税)
Barrett (2020)	○ (相続税と贈与税の都合を提案)
Delany (2020)	○ (相続税と贈与税の統合を提案)
Shivas,et.al.(2024)	△ (税制の専門家にヒアリングを実施、相続税を復活させるための条件を考察)
Inland Revenue(2025)	△ (相続税の経済効果を考察)
*OECD(2021)	○ (個人に対する資本所得課税の見直しと組み合わせるべき)
富裕税	
Ross, et al(1967)	× (富裕税に求められる機能は他の税が実現、高い税務行政費用)
Sandford(1987)	○× (比例税率の富裕税は支持、累進税率の富裕税には反対)
McLeod(2001a;2001b)	× (資産選択の中立性を阻害、貯蓄に対する二重課税)
Tax Working Group(2018b;2019)	× (貯蓄・投資の意思決定に干渉、租税回避、資産評価が困難等、新たな歪みを発生、税制の整合性低下)
Tax Working Group(2018c)	△ (資本所得税と富裕税の関係を検討)
Rashbrooke(2020)	○ (ニュージーランドの税制にバランスと公平性を取り戻す最善策として支持、キャピタル・ゲイン税、包括的資本所得税、無リスク収益法、土地政、生涯贈与税と比較して富裕税の優位性を主張)
Elliffe(2020)	× (資産の評価替え、租税回避、居住地移転、納税協力費用および税務行政費用の増加、納税のための流動性問題)
Sutton(2022)	× (富裕税よりも包括的キャピタル・ゲイン課税と相続税の組み合わせを主張)
The Treasury(2023c)	× (富裕税よりも包括的キャピタル・ゲイン課税の優位性を主張)
Inland Revenue(2025)	× (富裕税よりも一般所得税の優位性を主張)
Forward(2026)	○ (資産格差縮小、税制の累進性向上の観点から支持)
*OECD(2018)	△ (富裕税の必要性は、税体系、経済・社会環境から判断すべき)

(注) ○：賛成、×：反対、△：態度保留

(出所) 筆者作成

V. 国民の意見および政治的動向

1. 国民の意見

(1) Tax Working Group(2018c;2018d)

アーダン政権下の税制改革検討委員会では、土地税、相続税および富裕税に関して国民（個人、組織・研究者）の意見を聴取している。相続・贈与税に関しては、報告書の中では検討対象とされていないが、その他の税の扱いで取り上げられている。表 28 は、その結果をまとめたものである⁹⁸。

土地税に関する意見書の数は、個人について不明であるが、組織・研究者に関しては、賛成 11 通、反対 27 通、制度設計に対する意見 9 通となっている。賛成の意見としては、公平性の観点からは、土地所有の担税力に注目するもの、格差是正に役立つとの意見がある。効率性の側面からは、土地の有効利用促進、地価抑制などが挙げられる。他方、反対意見として、土地のみを課税対象とすることへの批判、流動性問題、地方税であるレイトとの重複などがある。

相続税については、個人の約 69% が相続税に賛成している。賛成の意見には、公平性の観点から、世代間資産移転（相続）は不平等を拡大すること、相続は経済所得に含まれること（担税力を有すること）が指摘されている。反対意見としては、倫理的批判や簡素性の観点からの意見が見られる。

贈与税については、組織・研究者から意見が提出されている。贈与は所得の概念に含まれるから課税すべきとする意見がある一方で、過去の導入の経験に照らして、納税協力費用が高い割には税収が少ないとの指摘がある。

富裕税に関しては、個人の約 85% が導入に賛成している。賛成の理由として、公平性の観点からは、資産格差是正が主たるものである。反対意見としては、効率性（中立性）の観点から、国際競争力低下、資本逃避、貯蓄抑制が挙げられる。また、富裕税を課税している諸外国の動向に注目した意見もある。さらに、運用上の課題として、流動性問題、資産評価などが見られる。

⁹⁸ 個人の意見については Tax Working Group(2018d)を、組織・研究者の意見に関しては Tax Working Group(2018c)を参照。

表 28 土地税・相続・贈与税・富裕税に対する国民の意見

土地税		
	賛成	反対
個人	<p>公平性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地所有と資産を関連付ける <p>効率性（中立性）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地供給は一定であるから、課税により歪みは生じない。 ・土地の有効利用を促進する ・資産価格（地価）を規制する 	<p>効率性（中立性）</p> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流動性問題（資産は所有するが、税を支払う現金がない） ・土地は個人的かつ先祖伝来の所有物であり、侵害するのは不公正である。 ・レイト（地方税）と重複する
組織・研究者	<p>公平性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・格差是正に役立つ <p>効率性（中立性）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の効率的利用を促進する ・既存税制によりもたらされる歪み（e.g.優遇税制による地価上昇）を是正する ・効率的かつ簡素な税である <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・包括的かつ低税率の課税により得られる税収を、他の税の減税もしくは公共サービスの財源に充てることができる。 ・流動性問題は克服できる <p>*条件付き賛成（制度設計への要望）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課税ベースを広く、税率を低くする ・土地投機を抑制するように、居住用賃貸不動産に適用を限定する ・未利用価値（unimproved value）を課税標準とする ・全国的に統一された制度とする ・主たる住居の土地を非課税とする ・課税最低限を設ける ・レイトとの重複課税を避ける ・流動性に配慮する ・公共目的の土地、保全地は非課税とする 	<p>公平性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の資産のみを課税対象とし不公平 <p>効率性（中立性）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地集約的な特定の産業に打撃を与える ・主たる住居の建つ土地を非課税にすると、税収が低下するとともに非効率が生ずる。 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税にレイトが存在する ・負担は、消費者および賃借人に転嫁される。 ・納税のための流動性問題を発生させる ・マオリの負担が増え、ワイタング条約の見直しが必要となる。 ・金融システムにマイナスの影響を与える（銀行貸し付けの多くは土地を担保とするため）
相続税		
	賛成	反対
個人	<p>公平性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世代間資産移転は不平等を拡大する 	<p>その他（倫理的批判）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貯蓄しそれを子供に遺すことに対して課税するのは不公平 ・一方的に相続した資産に対して課税するのは不公平
組織・研究者	<p>公平性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相続は経済所得の概念に含まれるから課税すべきである 	<p>簡索性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税協力費用が高い場合は、キャピタル・ゲイン税と併せて検討すべきである
贈与税		
個人	—	—

組織・研究者	公平性 ・贈与は所得である	簡索性 ・納税協力費用が高い割に税収は少ない
富裕税		
	賛成	反対
個人	公平性 ・富の再分配のために必要 ・何百万ドルの資産を有する富裕層に課税しないのは不公平	その他 ・流動性問題（資産は所有 ・嫉妬税（懸命に働き貯蓄してきた人に対する）である
組織・研究者	公平性 ・資産格差を改善する ・不動産バブルの際に、キャピタル・ゲイン課税では資産格差に適切に対処できていない 効率性（中立性） ・経済成長もしくは貯蓄率を低下させるといふ説得力のあるエビデンスは存在しない その他 ・低税率での課税は、租税回避を発生させずにかなりの税収を獲得できる	効率性（中立性） ・国際競争力が低下する（資本の投資先としてニュージーランドの魅力が低下する） ・資本逃避 ・貯蓄を抑制する その他 ・貯蓄をする者の負担が消費する者よりも多くなるのは不当である ・主たる住居を非課税にすると、税収が限定される。 ・運用上の課題（資産評価、流動性問題）が生ずる ・諸外国では富裕税を廃止する傾向にある

（出所）Tax Working Group (2018c;2018d)より作成。

（２）20231News=Reid Research poll⁹⁹

ニュージーランドの放送局 1News が、リサーチ会社 Verian に委託して 2023 年 8 月 12 日～8 月 16 日にかけて 1,002 人の有権者を対象に実施された世論調査（電話 501 人、オンラインパネル 501 人）では、「資産が 200 万 NZ ドル以上ある富裕層に富裕税を課して、その税収により無料で国民が歯科治療を受けられるようにする案に賛成か反対か」が尋ねられた。

結果は、賛成 63%、反対 28%であった。支持政党別には、支持する傾向が強いのは、緑の党 88%、労働党 81%で、反対する傾向が強いのは、ACT 党 54%、国民党 41%であった。

（３）Better Taxes for a Better Future(2023)

①質問項目

⁹⁹ “Poll: Do Kiwis want wealth tax for universal free dental care?”, 22 August,2023,1News.

Better Taxes for a Better Future¹⁰⁰は、2023年9月6日～10日にかけて、18歳以上の国民1,154人を対象として世論調査を実施した。質問項目は、以下の2項目である。

Q1. より裕福なニュージーランド人(年収18万ドル以上、および／または資産価値500万ドル以上の人々)は、以下のいずれかを支払うべきだと思います。

- (a) 現在の水準よりも多くの税金を支払うべきである。
- (b) 現在の水準と同じ税金を支払うべきである。
- (c) 現在の水準よりも少ない税金を支払うべきである。
- (d) わからない

Q2. 今年(2023年)3月、内国歳入庁が発表した調査によると¹⁰¹、ニュージーランドで最も富裕な311世帯の税負担率は総所得の約9%で、平均的なニュージーランド人の税負担率の半分以下でした。この調査結果について、以下のどの意見があなたの考えに最も合致しますか？

- (a) 最も富裕なニュージーランド人は、少なくとも平均的なニュージーランド人と同じ税負担率を支払うべきだと思う。
- (b) 富裕層が平均的なニュージーランド人よりも低い税率で納税しても問題ないと思う。
- (c) わからない

② アンケート結果

Q1については、(a) 61%、(b) 26%、(c) 4%、(d) 8%で、富裕層がより多くの税金を支払うべきだとした割合が61%を占めている。支持政党別に見ると、国民党49%、労働等75%、ACT党50%、緑の党84%、その他63%となっている。年齢別には、(a)を支持するのは55歳以上で68%、退職者の68%となっており、高齢者が支持している。所得階級別では、年収10万ドル以上の59%が、富裕層はより多くの税金を支払うべきだと回答している。

¹⁰⁰ より良い税制に関する議論を促進するため、2023年6月に発足した組織である。
<https://www.bettertaxes.nz/about> 最終閲覧 2026/3/11

¹⁰¹ Policy and Regulatory Stewardship (2023)および篠原(2025)参照。

Q2 に関しては、(a) 88%、(b) 6%、(c) 5%であり、富裕層の負担が平均的な国民よりも低いことに反対している。支持政党別に見ると、国民党 83%、ACT86%、緑の党 96%、労働党 92%、その他 92%となっており、支持政党間で違いはない。

(4) Talbot Mills Research(2026)¹⁰²

①質問項目

2026年2月1日～23日にかけて、国際的なネットワーク団体 Wellbeing Economy Alliance NZ の依頼により Talbot Mills Research 社（企業・社会・政治に関する調査を専門とする会社）がオンライン調査を実施した。対象は18歳以上の国民1,023人、質問項目は下記の4項目である。

Q1. 以下の項目について、どの程度、同意または反対しますか：住宅、医療、気候変動といった重大な課題に取り組むことについて、ニュージーランドの経済システムは、効果的に機能するようには設計されていません（%）。

Q2. 以下の主張にどの程度、同意または反対しますか：多くの人々が住宅、食料、医療といった基本的な必需品を賄うのに苦勞している中で、誰も億万長者になるべきではない（%）。

Q3. ニュージーランドにおいて、以下の事項についてどの程度賛成または反対しますか：医療、住宅、気候変動対策などの公共財の財源を賄うため、億万長者がより多くの税金を支払うこと（%）

Q4. ニュージーランドにおいて、以下の事項をどの程度支持または反対しますか：10億ドルの資産上限（個人が合法的に保有できる資産の最大額）の導入（%）

②アンケート結果

¹⁰² 以下は、Wellbeing Economy Alliance NZ, “Press Release: Poll show NZers want long term solutions, a new economy, and further tax on the ultra rich”, 4 March 2026
<https://www.weall.org.nz/news/press-release-polls-show-nz-ers-want-long-term-solutions-a-new-economy-and-further-tax-on-the-ultra-rich> : 最終閲覧：2026/3/10も参照。

アンケート結果は、表 29 で示されるとおりである。Q1 については、ニュージーランドの経済システムが効果的に機能するように設計されていないことに同意する意見が 66% である。Q2 については、75% が億万長者の存在を否定している。Q3 では、億万長者がより多くの税金を支払うことに関して 68% が賛成している。資産制限の是非を問う Q4 については、37% が賛成、34% が反対である。Q3 について支持政党別に見ると、賛成する割合は、国民党 58%、労働党 80%、ACT 党 44%、緑の党 80%、ニュージーランド・ファースト党 67%、マオリ党 69% となっている。

表 29 アンケート結果 (%)

	強く同意	同意	どちらでもない	反対	強く反対	不明
Q1	30%	36	19	8	2	4
Q2	50	25	23	15	9	2
Q3	38	31	16	8	6	8
Q4	19	18	22	18	16	7

(出所) Talbot Mills Research(2026)より作成。

2. 政治的動向

(1) 資産課税に対する主要政党の見解

資産課税に関する主要政党の見解についてまとめると、表 30 のようになる。緑の党およびマオリ党以外は、資産課税に対して消極的である。以下、個々の税目に関する議論を見よう。

表 30 資産課税に関する各党の見解

	土地税に関連する税	相続・贈与税	富裕税
国民党	×	×	×
労働党	×	×	×
緑の党	×	○	○
ニュージーランド・ファースト党	×	×	×
ACT 党	×	×	×
マオリ党	○	×	○

(注) ○は賛成、×は反対。

(出所) 筆者作成。

(2) 資産課税の提案

①土地税

過去に導入されていた土地税と同様の制度ではないが、土地（不動産）に対する税については、マオリ党とザ・オポチュニティ党（The Opportunity Party）が提言している。

マオリ党は、2023年の総選挙時に、次のように主張している¹⁰³。

「過去数年間、懸命に働く家族（whānau）から富裕層（不動産開発業者、地主）への富の移転が発生している一方で、所得の半分を家賃につぎ込まざるを得ない家賃世代が生まれている。・・・政府の無作為が富裕層への大きな富の移転をもたらしている。・・・不公平な税制に加え、富裕層は税の抜け穴や取り締まりの欠如につけこんでいる。・・・マオリ党は税の正義のために戦い続ける」。

具体的な租税政策として示されたのは、食料品に対する GST 非課税措置、所得税率構造の見直し（課税最低限の設定、最高税率 48% への引き上げ）、法人税率引き上げ（28% → 33%）、租税回避対策のための投資に加えて、新税として、富裕税（後述）、海外企業税（ニュージーランド国内でサービスを提供する海外資本企業の金融所得移転に対して法人税に追加して課される 2% の税）、土地保有税（Land banking tax）、空き家税（Vacant house tax）である。土地保有税は、土地取得後 4 年以内に開発が開始されない土地を対象として、地価上昇分の 33% に課税される。空き家税は、投資目的での住宅購入を抑制するために、6 ヶ月間賃借人がいない場合、価格上昇分に対して 33% の税率で課税されるものである。

ザ・オポチュニティ党は、2016年に実業家のガレス・モーガン（Gareth Morgan）によって設立された政党で、2023年の総選挙では、国会に議席を獲得していない。同党は急進的中道（Radical centrism）の立場に立ち、税制に関しては、生活費危機、長期的な財政課題、住宅価格高騰への対応を行うために、シチズンズ・インカム（ベーシック・インカム）、KiwiSaver 制度¹⁰⁴の強制化とともに地

¹⁰³ Pāti Māori, *Tax Policy*, pp.1-2. <https://s3.documentcloud.org/documents/23888008/te-pati-maori-tax-policy.pdf> 最終閲覧：2026/3/26

¹⁰⁴ KiwiSaver は、2007年に導入された政府の補助する任意の確定拠出型企業年金である。

価値税（Land Value Tax）の導入を提言する¹⁰⁵。地価税は、土地投機や賃貸住宅への投資を抑制し、住宅価格および家賃の下落を目的とする土地の保有に対する課税である。土地はあるが納税のための現金がない者（e.g.農家、退職者）には優遇措置や支払い猶予が適用される。シチズンズ・インカムの原資は地価税でまかなわれる。

②相続・贈与税

緑の党は、2023年の総選挙で最低所得を保障し、貧困の根絶を目指して所得保障制度（Income Guarantee）の導入を提案した¹⁰⁶。同制度は、就労中・休職中を問わず、週ごとの所得を一定水準保障するものであるが、その財源として、富裕税（後述）、信託税（後述）、所得税の税率構造の見直し（課税最低限の設定、最高税率45%への引き上げ）、法人税率引き上げ（28%→33%）を提言した。

さらに、2025年度予算に関する党案では¹⁰⁷、所得保障に加えて、医療（かかりつけ医、歯科治療）の無償化、幼児教育の無償化、自然保護・再生、環境対策の財源として、2023年の総選挙時に提案されたものに加えて、相続・贈与税、プライベートジェット税、採掘権使用料の引き上げを提言している。相続・贈与税は、相続・贈与による生涯の資産移転額100万NZドル以上に対する課税で、アイルランドの資本取得税に類似した税である。プライベートジェット税、採掘権使用料の引き上げは、いずれも環境保護を目的とする課税である。

③富裕税

富裕税は、緑の党およびマオリ党により支持されている。緑の党の富裕税は¹⁰⁸、純資産額200万NZドル以上に対して税率2.5%で課税される。家財、5万

¹⁰⁵ The Opportunity Party, *Tax Reset* (<https://www.opportunity.org.nz/tax-reset>) 最終閲覧：2026/3/24

¹⁰⁶ Green, *Ending Poverty Together*.
https://assets.nationbuilder.com/beachheroes/pages/17574/attachments/original/1687385898/Tax_Full_Policy_Document_22June.pdf?1687385898 最終閲覧：2026/3/26

¹⁰⁷ Green, *Green Budget 2025*.
https://assets.nationbuilder.com/beachheroes/pages/39988/attachments/original/1756800427/Budget_Print_MW_version_5-08-25_web.pdf?1756800427 最終閲覧：2026/3/26

¹⁰⁸ Green, *Ending Poverty Together*, pp.13-14. Green, *Green Budget 2025*, pp.32-33 参照。

NZドル未満の車、マオリの土地、慈善団体の資産等は非課税である。また、信託を通じた租税回避を抑制するために、個人信託の純資産額に対して税率1.5%で信託税が課税される。ただし、社会的に有益な目的を持つ信託（マオリ土地信託、慈善信託、障害者受益信託等）は、課税対象から除外される。

緑の党は2020年の総選挙時にも富裕税を提案している¹⁰⁹。純資産額100万NZドル以上に対して2段階の累進税率（1%、2%）で課税される。ただし、5万NZドル未満の個人用資産・家財、特定のマオリの土地は非課税、信託に対しては、ルック・スルーテストが適用される。

マオリ党の富裕税案は、純資産額200万NZドル以上に対して累進税率（2%、4%、8%）で課税するものである¹¹⁰。個人のみならず夫婦の合算資産も対象となる。この税率設定では、大半の持ち家や老後資金には影響しないとされる。

（3）資産課税を巡る政治的動向

①土地税

土地税は、既に見たように、国民党政権下の税制検討委員会の報告書（2010年）において、その実施は否定されている。

また、2017年の総選挙前に、労働党党首ジャシнда・アーダーンは、総選挙で勝利したら税制検討委員会（TWG）を発足させる予定であり、そこでは土地税も検討対象とするが、住宅や住宅の建っている土地への課税は検討しないと発言した¹¹¹。TWGは2017年11月23日に発足したが、前述のように、最終報告書では、土地税の再導入は勧告されなかった。

②相続・贈与税

¹⁰⁹ KPMG, *Election2020 – Summary of parties' tax policies*
https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/nz/pdf/2020/09/taxmail-election-2020-tax-policies_v2.pdf 最終閲覧：2026/3/26、PWC, *Election 2020: Tax policies*
<https://www.pwc.co.nz/pdfs/tax-tips/tax-tips-election-policies-sept-2020.pdf> 最終閲覧：2026/3/26 参照。

¹¹⁰ Pāti Māori, op cit, p.4.

¹¹¹ “Labour clarifies land tax position”, RNZ, 6 September 2017.

土地税の場合と同様、前述のように、国民党政権下の税制検討員会報告書（2010年）では、相続・贈与税に否定的である。

また、2017年総選挙前に、ビル・イングリッシュ首相（国民党）が、労働党は相続税を検討しているとの発言に対して、アーダーン労働党党首は、総選挙に勝利しても相続税は労働党の選択にないこと、総選挙勝利後に発足予定の税制検討委員会は、住宅危機に対処し、公平な税制を確保することが目的であると発言した¹¹²。したがって、TWGでは、相続・贈与税は検討の対象とされなかった。

③ 富裕税

富裕税に関しては、2020年および2023年の総選挙前後に活発な議論が展開されている。2020年総選挙前後の与党第一党は労働党（2017/10/26～2023/11/27）、2023年総選挙後は国民党（2023/11/27以降）である。表31は、富裕税を巡る大まかな政治的動向をまとめたものである。

表 31 富裕税を巡る政治的動向

	与党第一党（労働党）	野党
2020年総選挙前 （首相：ジャシンダ・アーダーン）	<ul style="list-style-type: none"> ・ TWG 最終報告書（2020/10/17）富裕税の導入勧告せず ・ 財務大臣 Grant Robertson 富裕税を導入しないことを強調（2020/9/24） ・ アーダーン首相 富裕税導入を繰り返し否定（2020/10/13） 	国民党 <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働党が勝利したら、緑の党と連立政権を実現するために緑の党に譲歩し、富裕税を導入すると主張。 ACT 党 <ul style="list-style-type: none"> ・ 緑の党との連立政権が実現すれば、経済の回復が危ぶまれる。 緑の党（労働党とは協力関係） <ul style="list-style-type: none"> 選挙後、労働党と富裕税について協議することを予定。
2020年総選挙後 （首相：ジャシンダ・アーダーン）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2021年度予算で、向こう2年間、内国歳入庁と財務省が富裕層の税負担を検討するための予算措置を実施。 ・ 歳入大臣デービッド・パーカー、ヴィクトリア大学の演説で、キャピタル・ゲイン税、富 	国民党 ACT 党 <ul style="list-style-type: none"> ・ David Parker 歳入大臣のスピーチに対して、労働党は増税を狙っているとして警戒。 ACT 党 <ul style="list-style-type: none"> ・ 富裕税は貯蓄に対する2重課税 ・ アーダーンの富裕税に対する発言

¹¹² “The Leader Interview – Jacinda Ardern”, RNZ, 12 September 2017, “Bill English ‘scaremongering’ over Labour inheritance tax – Jacinda Ardern”, Stuff, 12 September, 2017.

	<p>裕税の導入意思がないことを表明。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アーダーン首相、租税政策に関してはまだ検討していないと回答（2022/5/2） 	<p>は曖昧。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・真に強い経済は、単なる分配ではなく、人々が繁栄し、努力して成功できる環境を整えることにある。
<p>2023年総選挙前 （首相：クリス・ヒプキンズ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・歳入大臣デービッド・パーカー、内国歳入庁による超富裕層調査プロジェクトの調査結果を公表（2023/4/26） ・クリス・ヒプキンズ首相、選挙後（再選後）に富裕税およびキャピタル・ゲイン税の導入を否定（2023/7/12） ・富裕税に関する財務省報告書公表（2023/7） ・デービッド・パーカー歳入相辞任（2023/7） 	<p>国民党</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働党は経済を壊す。景気後退の今、導入すべきではない ・労働党は信用できない。緑の党やマオリ党の意向に従うだろう。 <p>緑の党・マオリ党</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働党がキャピタル・ゲイン税や富裕税を拒否すれば、連立政権が危うくなると警告。 <p>ACT党</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富裕税は貯蓄に対して2重課税 ・高負担・高債務の現政権から脱却し、勤勉な国民のための経済政策が必要。
	与党第一党（国民党）	野党
<p>2023年総選挙後 （首相：クリストファー・ラクソン）</p>	<p>国民党</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景気回復時における増税は好ましくない。 ・緑の党との連携により、労働党への一票は大幅な増税を意味する。 <p>ACT党</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働党の提案は嫉妬心に基づく ・ニュージーランド・ファースト党 ・税金で国の繁栄は実現できないと批判 	<p>労働党</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クリス・ヒプキンズ党首、キャピタル・ゲイン税・富裕税・土地税を検討の対象にすると発言（2024/3/25）。 ・キャピタル・ゲイン税を導入しメディカード制度の財源に充てることを決定（2025/10/18） <p>緑の党</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働党が税制改革について本格的な議論を開始したことを歓迎

（出所）筆者作成。

（a）2020年総選挙前

税制検討委員会は富裕税の導入を勧告しなかったが、その後も、アーダーン首相やデイビッド・ロバートソン（David Robertson）財務大臣により、他党の税制案である富裕税は導入しないとの発言が繰り返された¹¹³。これは、2020年総選挙の公約の一つとして緑の党が富裕税導入を提言しており（前述）、同党の議員が、富裕税導入が労働党との連立参加の絶対条件であると発言したことを受けてのコメントである。

¹¹³ “NZ Election 2020: Grant Robertson reaffirms ‘Labour won’t adopt Greens’ wealth tax, confident of economic ‘rebound’”, Stuff, 24 September, 2020, “NZ Election 2020: Jacinda Ardern shuts down wealth tax again as Green candidate sparks fresh speculation”, Stuff, 13 October, 2020.

このような労働党の発言に対して、国民党のリーダー、ジュディス・コリンズ（Judith Collins）は、労働党が勝利したら、緑の党との連立協議で緑の党に譲歩し、富裕税を導入するだろうと批判している¹¹⁴。また、ACT党のリーダー、デイビッド・シーモア（David Seymour）は、労働党と緑の党の連立政権が誕生すれば、コロナ後の経済の回復が危ぶまれると発言した¹¹⁵。

労働党とは協力関係にある緑の党の党首ジェームス・ショー（James Shaw）は、コロナ対策により増加した債務対策のための税収確保、ストック価格上昇、賃金低下により拡大した格差縮小のために税制のあり方を検討すべきとし、総選挙後、労働党と富裕税について協議することを予定していると述べた¹¹⁶。

(b) 2020年総選挙後

2020年総選挙後の動きとしてまず注目すべきは、2021年度の予算で、財務省と内国歳入庁が向こう2年間に渡り、富裕層の税負担の状況を調査検討するための予算措置が講じられたことである。

これに関連して、歳入大臣デービッド・パーカー（David Parker）が、2022年4月26日にビクトリア大学で行った演説が注目である¹¹⁷。彼は、スピーチの冒頭でキャピタル・ゲイン税や富裕税を導入する計画はないことを表明した後、以下のように、公平な税制の重要性を強調する。

「コロナの経験により、租税の重要な目的の一つは、所得と公共サービスの費用を、社会的に容認される形で配分することに対する社会的理解が深まった。この目標は、富の極端な集中を回避することへと拡大し、住宅保有率の低下を懸念する政治家を通して、頻繁に声高に主張されている。・・・制度を改善しようとする政治家にとって永遠の課題は、提案された税制変更が有権者にとって公平であると納得させ、経済を強化し、社会をより良くすることである」
(Parker(2022),pp.2-3)

¹¹⁴ “NZ Election 2020: Jacinda Ardern shuts down wealth tax again as Green candidate sparks fresh speculation”, Stuff, 13 October, 2020.

¹¹⁵ “NZ Election 2020: Grant Robertson ‘reaffirms’ Labour won’t adopt Greens’ wealth tax, confident of economic ‘rebound’”, Stuff, 24 September, 2020.

¹¹⁶ “Ruling out conversation on wealth tax ‘not credible’ – Shaw”, RNZ, 12 October, 2020.

¹¹⁷ Parker(2022)参照。

さらに、税制改革のための基礎的なデータ収集の必要性を指摘している。不足していると考えられるデータとして、富と資本所得に関するデータ、GSTの階層別（所得、資産、コーホート）実効税率、超富裕層の税負担率を挙げている（Parker(2022),pp.5-6）。

歳入大臣のこのスピーチに対して、国民党と ACT 党は、労働党は富裕税を導入しないとす過去の公約（2020年）を覆し、増税を目論んでいるとして批判したが、アーダーン首相は、租税政策に関してはまだ検討していないとの曖昧な回答を行った¹¹⁸。

ACT 党は、富裕税は貯蓄に対する二重課税であること、およびアーダーン首相の富裕税に関する発言には一貫性がないこと（選挙前には富裕税導入を否定しておきながら選挙後には曖昧な発言を行った）を批判し、勤勉な国民を苦しめる現政権による高負担、高債務から脱却すべきことを主張している¹¹⁹。

(c) 2023 年総選挙前

2023年4月26日、デービッド・パーカー歳入大臣が、ビクトリア大学で超富裕層調査プロジェクトの調査結果を公表した¹²⁰。その中で、超富裕層の経済的所得に対する税負担率が、他の多くの国民よりも低いこと（中所得層の税負担率は、超富裕層の少なくとも2倍であること）を明らかにするとともに、調査結果は将来の租税政策の議論を行う際の重要なデータとなるが、労働党の租税政策は選挙前に公表すると発言した。

2023年7月、クリス・ヒプキンズ首相は、多くの家庭が生活費の高騰に苦しんでいる中、大きな税制改革を行うタイミングではないとして、総選挙後の富裕税およびキャピタル・ゲイン税の導入を否定した¹²¹。しかしながら、所得税

¹¹⁸ “Prime Minister Jacinda Ardern says parts of NZ’s tax system are unfair, refuses to rule out wealth tax”, Stuff, May2, 2022.

¹¹⁹ ACT NZ, “No ifs, no buts-wealth tax would be gone under ACT”, Tuesday 26 April, 2022 (<https://www.act.org.nz/news/no-ifs-no-buts-wealth-tax-would-be-gone-under-act>)、ACT NZ, “PM preparing massive tax flip-flop”, Monday, 2 May, 2022 (<https://www.act.org.nz/news/pm-preparing-massive-tax-flip-flop>)、上記 URL の最終閲覧：2026/4/7。

¹²⁰ Parker(2023)。調査結果の概要については、篠原（2025）を参照。

¹²¹ 以下、“Election 2023: Labour’s Chris Hipkins rules out Wealth tax, capital gains tax”, Stuff, 12 July, 2023、“Hipkins rules out capital gains tax, wealth tax if Labor re-elected”, RNZ, 12 July, 2023、“Watch: Finance Minister Grant Robertson gives briefing on

の税率区分の見直し（課税最低限 10,000NZ ドルの設定、税率 30%の適用される最低所得額の引き上げ）、給付増額の財源として富裕税導入を検討していたことを公表した。同税は、税率 1.5%、課税最低限 500 万 NZ ドル、持ち家や一部の個人資産は非課税、税収見込みは、2024 年度（2026 年度）34 億 NZ ドル（37 億 NZ ドル）の予定であった。富裕税案が頓挫したことに伴い、同税の導入に向けて努力してきたデビッド・パーカーは歳入相を辞任した

富裕税導入の取り組みは 2022 年に開始され、財務省が 2023 年度予算での導入に向けて検討していたことも明らかにされた¹²²。しかしながら、財務省の公表した報告書では、2023 年度予算で導入するためには検討の時間が不十分であるから、導入を 2025 年 3 月 31 日まで延期するよう勧告されている¹²³。

このような労働党の動きに対して、国民党は、「経済再建・所得向上・生活費問題の解決のためには、増税は好ましくない。景気後退の中、導入すべきではない。労働党は、連立のパートナーと予想される緑の党やマオリ党の意向に従うだろう」と批判している¹²⁴。また、緑の党とマオリ党は、労働党がキャピタル・ゲイン税や富裕税を拒否すれば、連立協議が危うくなると警告した¹²⁵。

(d) 2023 年総選挙後

労働党党首クリス・ヒプキンズは、選挙前にはキャピタル・ゲイン税や富裕税については導入を否定していた。しかしながら、総選挙に敗北後は、給与所得者と資産から収入を得る富裕層との間の税負担バランスを確保するために、土地税とともに、キャピタル・ゲイン税および富裕税を再び検討対象にすると発言した¹²⁶。

Budget documents release”, RNZ, 12 July, 2023 参照。また、富裕税導入を否定する理由として、富裕層による課税されない場所への資本逃避の可能性を指摘している (“Poll: Do Kiwis want wealth tax for universal free dental care?”, 22 August, 2023, 1News)。

¹²² The Treasury(2023a;2023b;2023c;2023d).

¹²³ The Treasury(2023c),p.30.

¹²⁴ “Election 2023: Labour’s Chris Hipkins rules out Wealth tax, capital gains tax”, Stuff.12 July, 2023, “Hipkins’ tax pledge could threaten coalition talks-Greens, Te Pāti Māori”, RNZ, 12 July, 2023.

¹²⁵ “Hipkins’ tax pledge could threaten coalition talks-Greens, Te Pāti Māori”, RNZ, 12 July, 2023.

¹²⁶ “‘That was then and this is now’: Chris Hipkins talks up tax reform he previously ruled out”, RNZ, 26 March, 2024.

さらに、2025年10月に労働党は、家族の住居や農場を除く不動産のみを対象としたキャピタル・ゲイン税を導入し、メディカード制度（すべての人々が年3回無料でかかりつけ医を受診できる制度）の財源に充てるキャンペーンを行うことを決定した。これにより、富裕税かキャピタル・ゲイン税かの党内の議論に終止符が打たれた¹²⁷。

このような労働党の動きに対して、緑の党が、労働党が税制改革について本格的な議論を開始したと歓迎する一方で¹²⁸、国民党は、経済は回復期にあり増税は好ましくないとか、労働党は緑の党と連携して大幅な増税を狙っていると批判する¹²⁹。また、ACT党党首デヴィッド・シーモア（David Seymour）は、ニュージーランドの租税負担率はOECD平均値より高く、労働党の提案は富裕層に対する嫉妬心から生まれていると批判した¹³⁰。さらに、ニュージーランド・ファースト党党首ウィンストン・ピーターズ（Winston Peters）は、労働党は税金で国の繁栄は実現できないことを理解していないと指摘した¹³¹。

おわりに

最後に、ニュージーランドの資産課税を巡る議論の骨子をまとめ、資産課税の方向性に関して若干のコメントを加えて、本稿の締めくくりとしよう。

1. 議論の骨子

本稿では、ニュージーランドの資産課税に関して、(1) 資産格差の状況、(2) 資産再分配に関連する資産課税廃止の経緯、(3) 資産課税のあり方を巡る議論

¹²⁷ “Labour to campaign on narrow capital gains tax, no wealth tax”, 28 October, 2025.

¹²⁸ “Labour to campaign on narrow capital gains tax, no wealth tax”, 28 October, 2025.

¹²⁹ Nicola Willis, “Labour opens door to further tax increases”, 03 February, 2026.

<https://www.national.org.nz/news/20260203-hon-nicola-willis-labour-opens-door-to-further-tax-increases> 最終閲覧：2026/4/8

¹³⁰ “Labour to campaign on narrow capital gains tax, no wealth tax”, 28 October, 2025.

¹³¹ “‘That was then and this is now’: Chris Hipkins talks up tax reform he previously ruled out”, RNZ, 26 March, 2024.

の動向、(4) 資産課税に対する国民の反応および政治的動向に注目した。それぞれの骨子をまとめると、以下のようになる。

(1) 資産格差の状況

2015年以降における資産分布（純資産）の状況を、ニュージーランド統計局が3年おきに公表する Household net worth statistics で見ると、2018年までは資産格差が拡大しているが、それ以降は縮小傾向にある（表7）。

Household net worth statistics では、無回答バイアスや過少申告バイアスにより富裕層のデータ把握が困難である。そこで、メディアの富裕層ランキングや Capitalization method（資本還元法により資産額を推定する方法）を利用して富裕層の資産保有割合を推計した研究によると、Household net worth statistics に基づく推計よりも、富裕層の所有割合は増加する（表12）。しかしながら、国際比較で見ると、ニュージーランドの資産格差は大きいとは言えない（図5、表9）。

ニュージーランドは多民族国家である。民族構成は、欧州系、マオリ系、太平洋諸島系、アジア系、その他に大別できる。2024年において最も純資産額が大きい欧州系と最も小さい太平洋諸島系の間には、約9倍の格差がある。2015年以降、民族間の資産格差は拡大傾向にある（表8）。

ニュージーランドでは、2010年代後半以降、住宅価格上昇率は名目GDP伸び率を上回っている。住宅価格高騰が資産格差に与える影響を分析した研究によると、住宅価格高騰は資産格差を減少させること、住宅所有者間での資産格差は低下するが、住宅所有者（持家所有者）と住宅非所有者（賃貸居住者）間での資産格差はやや拡大することが明らかにされている。

住宅価格高騰は、Housing Affordability（住宅取得・負担能力）に影響を与える。Housing Affordability は、ニュージーランド国民にとって重要な懸念事項である。住宅非所有者（賃貸居住者）の住宅費用は住宅所有者（持家所有者）と比較して高く、また、住宅価格上昇により持家取得が困難になっている。2024年における住宅非所有者の可処分所得に占める住宅費用の割合が40%を超える割合は、OECD諸国の中で最も高い（図10）。また、住宅費用が40%を超える

所得分布の最下位層の割合は、OECD 平均値を大きく上回る（図 11）。住宅取得希望者にとって重要な住宅価格の対可処分所得比は、地域により異なり、最高のオークランドと最低のサウスランドでは約 2 倍の開きがある（図 8）。

以上より、現在のニュージーランドで資産格差の課題として指摘できるのは、民族間の資産格差であり、持家所有者と賃貸居住者間の資産格差であると言える。持家所有者と賃貸居住者の資産格差は、賃貸居住者の住宅費用に反映される。家賃上昇が低所得層の生活を圧迫している。賃貸居住者は、持家所有者と比較して金銭的余裕がなく、自分の経済状況に満足していない。

（2）資産再分配関連税制廃止の経緯

資産再分配機能を有する租税として、ニュージーランドでは過去に土地税および相続・贈与税が課税されていた。土地税は、富の集中排除および税収確保を目的として、1891 年に国税として導入された。住宅ローンを控除した土地の純資産価値を課税標準として課税されたが、基礎控除が高く設定されたため、実態は不動産投資家や企業の保有する大規模土地に課税を限定した富裕税であった。税収規模が小さく富の集中排除の機能を期待できないこと、政治的に不人気なこと、等の理由により 1991 年に廃止された。

相続税は、戦費調達のための財源確保を主たる目的として 1866 年に導入されたが、1970 年代の地価高騰による農家の相続税負担の軽減を目的として、1979 年の遺産・贈与税修正により基礎控除が大幅に引き上げられ、実質的に廃止の状況に追い込まれた。そして、結局 1992 年に、租税回避が容易であること、税収規模が小さいこと、有能で熟練した人々の海外への移住を促進する可能性が高いこと、等の理由により廃止された。

贈与税は相続税廃止後も存続したが、同税に期待される機能は、相続税の補完から、所得税の租税回避防止、債権者保護、社会扶助の不正受給防止へと変化した。これらの機能は限定的であり、税務行政費用および納税協力費用が高いわりに税収規模が小さく、結局、2010 年に廃止された。

（3）資産課税のあり方を巡る議論の動向

資産課税の見直しを巡る議論は、キャピタル・ゲイン税（包括的・キャピタルゲイン課税）ほど活発ではない。土地税に関しては、国民党政権下の 2010 年税制改革およびアーダーン政権下で検討されたが、いずれも再導入に関しては否定的である。相続・贈与税については、ベビーブーマー世代の高齢化により資産移転額の増加が予想されることから、2020 年代に入り、復活に向けて検討を行う議論が見られる。富裕税に関しては、労働党が 2020 年総選挙に勝利し単独政権樹立後、導入を目論んでいたこと、および富裕税に関する OECD の報告書（OECD(2018)）や超富裕層プロジェクトの報告書（Policy and Regulatory Stewardship (2023)）が公表されたことに影響を受け、導入の是非を巡る議論が展開されている。

（4）資産課税に対する国民の反応および政治的動向

国民に対するアンケート調査では、国民は富裕層がより多くの税金を支払うべきだと考えていることが明らかになっている。しかしながら、個別の資産課税に関する意見聴取は行われているが（Tax Working Group(2018c;2018d)、2023 1News-Reid Research poll）¹³²、富裕層の負担を増やす手段として、包括的キャピタル・ゲイン課税も含めて土地税、相続・贈与税、富裕税のいずれが望ましいと国民が考えるのかは明らかではない。

政治的動向であるが、資産課税に賛成を表明しているのはいずれも分配（税制の公平性）を重視する少数政党である。注目すべきは同じく分配を重視する二大政党の片割れである労働党の動きである。労働党は、アーダーン政権下で連立政権のパートナーであったニュージーランド・ファースト党の反対により、包括的キャピタル・ゲイン課税の導入に失敗した。2020 年総選挙により単独過半数を獲得して単独政権を樹立後、2021 年度予算では富裕層の税負担の状況を調査するために向こう 2 年間の予算措置を講じており、これは、富裕税を導入

¹³² キャピタル・ゲイン税に関するアンケート調査はこれまで頻繁に実施されている（篠原（2025）参照）。最近の調査では、「マイホームを対象外とした場合、キャピタル・ゲイン税を導入すべきだと考えますか」との問いに対し、賛成 42.6%、反対 35.8%、わからない 21.6%となっている。また、「マイホームを含んだ場合、キャピタル・ゲイン税を導入すべきだと考えますか」との問いに対しては、賛成 10.9%、反対 71.6%、わからない 17.4%となっている（“RNZ-Reid Research poll: Where the public stands on capital gains tax”, RNZ, 18 September, 2025）。

するための下準備であった。政権の指示を受け、財務省は2023年度予算での富裕税導入に向けて検討したが、結局、労働党が導入をあきらめたことにより実現しなかった。2023年の総選挙に敗北後、労働党は、再び土地税、富裕税、キャピタル・ゲイン税を検討するとしていたが、2025年10月にキャピタル・ゲイン税の導入に絞ることで党内の議論は決着を見ている。

2. 資産課税の方向性

ニュージーランドの資産課税のあり方を考える際には、OECD(2018)が富裕税の議論で示した租税体系、経済・社会環境の視点に加えて政治的環境の視点が重要であろう。

(1) 租税体系の視点

租税体系の視点からは、Inland Revenue(2025b)が指摘するように、所得および消費税を中心としつつも、それを補完するものとして資産課税（資産保有課税、資産移転課税）の役割の検討が必要であると考えられる。その際には、資産課税単独ではなく、資本所得課税とセットで検討すべきである。

租税体系の累進性を確保する観点からは、超富裕層の所得はキャピタル・ゲインの占める割合が大きいことから(Policy and Regulatory Stewardship (2023))、まず包括的キャピタル・ゲイン課税の実現が望まれる。また、富の集中排除の観点からは、ベビーブーマー世代の高齢化に伴い資産移転額の増加が予想されることから(図14)、いったん廃止された税の復活は容易ではないが、世代を超えて持続する世代間不公平に対応するために、資産移転課税を検討する必要がある。資産移転課税の検討の前提として、過去の廃止原因の精査、および諸外国で見られるような資産移転および資産移転課税の分配効果に関する研究の蓄積が求められる。

包括的キャピタル・ゲイン課税および資産移転課税が実現すれば、資産保有課税（土地税、富裕税）の必要性は薄いと考えられる。土地税については、2010年代の税制検討委員会でも、社会的受容性および政治的持続可能性が懸念され、再導入は否定されている。また、資産移転課税が廃止前の富裕税に関する議論

(Ross, et al.(1967)、Sandford(1987))では、富の集中排除や資産格差縮小については、富裕税ではなく資産移転課税により実現されるとしている。

所得税制においてキャピタル・ゲイン課税が限定的なこと、未実現キャピタル・ゲインに対しては課税されないことから、富裕税導入により資産格差縮小、税制の累進性向上の効果が期待できるとされる議論がある(Rashbrooke(2020)、Forward(2026))。しかしながら、未実現キャピタル・ゲイン課税には資産評価、納税のための流動性問題が伴う。この点に関しては、国民党政権下での2010年税制改革やアーダン政権下での税制検討委員会報告書でも指摘されている¹³³。Rashbrooke(2020)とForward(2026)は、富裕税の制度設計において未実現キャピタル・ゲイン課税において生ずるこれらの問題点についても対応策を検討しているが(表22、表25)、両者とも現行所得税制(限定的キャピタル・ゲイン課税)を前提として、富裕税を新たに導入する議論である。包括的キャピタル・ゲイン課税および資産移転課税が実現された後も富裕税が必要であるかについては明らかにされていない。

(2) 経済・社会環境の視点

経済・社会環境の視点からは、資産格差の程度および格差是正に対する国民の意識が重要である。アンケート調査の結果を見ると、国民は富裕層がもっと税を負担すべきことを望んでいることから、格差および格差是正を意識していることはうかがえる。しかしながら、前述のように、どのような税制でそれを実現すべきであると考えているかについては明らかでない。

ニュージーランド経済は、2025年にインフレが再び加速し、プラス成長ではあるが、成長スピードは鈍化している。中東危機による燃油価格の動向次第では、インフレが加速し家計費を圧迫する可能性もある¹³⁴。したがって、国民の最大の関心事は、格差ではなく、インフレによる生活費上昇である状況(図12)が当面継続すると考えられよう。

¹³³ 篠原(2025)参照。

¹³⁴ 以上、西濱(2026a;2026b)、“Economy grew by 0.2 percent in last three months of 2025”, RNZ, 19 March, 2026、“Fuel costs ,household expenses on the rise as economy heads into ‘choppy waters’”, RNZ, 5 May, 2026参照。

(3) 政治的環境の視点

税制改革には、租税体系、経済・社会環境の視点に加えて政治的環境の視点が重要である。ニュージーランドの選挙制度（小選挙区比例代表制）は、選挙サイクルが短期（3年）である。3年ごとの総選挙には、有権者の政治的関心が高まり政治の活性化につながるメリットがあるが、長期的視点からの政策取り組みは困難である。また、小選挙区比例代表制の下では、単独政権樹立が困難であり、連立相手の顔色を窺わざるを得ない。

包括的キャピタル・ゲイン課税や資産課税の議論の動向を眺めると、この選挙制度が弊害をもたらしているのは明らかである。2大政党である国民党と労働党の政策理念は全く異なり、ヘレン・クラークが指摘するように、「今の状況は、政権が変わるごとに前政権の政策が否定され、振り子のように政策が激しく揺れ動き、なぜ前に進まないのか国民が疑問に感じている」¹³⁵状態にある。

(4) 小括

以上のように、現段階で国民の関心事はもっぱら高い生活費にあり、格差是正に対する優先度はそれほど高くない。また、選挙制度が政治家の意思決定に大きな影響を与えている。このような状況下で、過去にいったん廃止された税（土地税、相続・贈与税）の復活や新税（富裕税）の導入は困難であると考えられる。より中長期的観点から租税体系のあり方を考える議論が活発になることを期待したい。

参考文献

- Balestra,C. and Tonkin,R(2018),“Inequalities in household wealth across OECD countries: Evidence from the OECD Wealth Distribution Database”, *OECD Statistics Working Papers*,2018/01.
- Barrett,J(2020),“Forget a capital gains tax-what New Zealand needs is a tax on inherited wealth”, *The Conversation*.
- Better taxes for a Better Future(2023), POLL FINDINGS: NZers want the wealthy to pay more tax.

¹³⁵ Stuffの取材に対する元首相ヘレン・クラーク氏の発言（“The Kiwi dream of ‘work hard’ live well’ is falling to pieces”, Stuff, 24 April,2026）。

- [https://www.bettertaxes.nz/poll_shows_new_zealanders_want_the_wealthy_to_pay_more_tax#:~:text=Most%20New%20Zealanders%20think%20the,surprise%2C"%20said%20Glenn%20Barclay](https://www.bettertaxes.nz/poll_shows_new_zealanders_want_the_wealthy_to_pay_more_tax#:~:text=Most%20New%20Zealanders%20think%20the,surprise%2C). 最終閱覽：2026/3/10
- Black,S., Devereux,P, Landaud,F., and Salvanes,K.(2022), The (un)Importance of Inheritance, *NBER Working Paper Series*,29693, National Bureau of Economic Research.
- Briggs,P.(2008), “Inheritances and their impact on housing equity withdrawal”, *DP2008/16*, Reserve Bank of New Zealand.
- Ching,B., Barker,F., Parkyn,O., and Templeton,R.(2020),“Experimental estimates of New Zealand’s wealth distribution”, Treasury Report, T2020/2963, The Treasury.
- Ching,B.,Forward,T., and Parkyn,O.(2023),“Estimating the Distribution of Wealth in New Zealand”, New Zealand Treasury Working Paper,23/01
- Delany(2020), A wealth transfer tax, Tax Justice Aotearoa NZ.
- Delany,L., Rashbrooke,M., and Spratt,J.(2020), Why tax wealth?, Tax Justice Aotearoa NZ.
- <https://d3n8a8pro7vhmx.cloudfront.net/tja/pages/43/attachments/original/1634853922/Why-Tax-Wealth-TJA-Policy-Brief-One.pdf?1634853922> 最終閱覽：2026/3/10
- Domican,S.(2025), “Note. Estimating the value of inheritances in NZ”, Inland Revenue, In Confidence Release External.
- Elinder,M., Erixon,O., Walderstrom,D.(2018),“inheritance and wealth inequality: Evidence from population registers”, *Journal of Public Economics*, Vol.195,pp.17-30.
- Elliffe,C(2020),“Should Aotearoa have a wealth tax?”,*News and opinion*, University of Auckland.
- Forward,T(2026), *Wealth Tax Policy Note*, Tax Justice Aotearoa.
- https://drive.google.com/file/d/1KpybsSm8_zseMUTJogCxTvnQUISDkc37/view 最終閱覽：2026/3/10
- Global Citizen Solutions(2025),Analyzing Global Shifts and Practical Challenges of Wealth and Exit Taxes.
- Green, R. A. and McKay, L. (1980),“The Estate and Gift Duties Amendment Act 1979: the demise of wealth transfer taxation”, *Victoria University Wellington Law Review*, Vol.10, pp. 227-257.
- Helen Clark Foundation(2026), *Social Cohesion In New Zealand*.
- Inland Revenue. (2010),“Gift Duty Repeal”, *A special report from the Policy Advice Division of Inland Revenue*.
- Inland Revenue.(2011),“Gift Duty Abolition”, *Regulatory Impact Statement*.
- Inland Revenue (2025a), “Quantitative work on inheritances and inheritance taxes”, In Confidence Release External.
- Inland Revenue(2025b),*Stable bases and flexible rates: New Zealand’s tax system*, Consultation/Inland Revenue Draft Long-Term Insights Briefing.

- Irwin, T. and Irwin, J.R. (2018), "The Housing Haves and Have-Nots the house price boom and inequality of wealth in New Zealand", *Policy Quarterly*, Vol.14, Issue 3, pp.81-85.
- Littlewood, M. (2012), "The History of Death Duties and Gift duty in New Zealand", *New Zealand Journal of Taxation Law and Policy*, Vol.18, pp.66-103.
- McCaw, P. M., Schmitt, G. J., Kean, J.K., Phillips, R.T., Thompson, E.G., Titter, H.M., Taylor, B.H.C., Vautier, K.M., and Wright, S.A. (1982), *Report of the Task Force on Tax Reform*.
- Mckay, L. (1978), "Historical Aspects of the Estate Tax", *New Zealand Universities Law Review*, Vol.8, pp.1-32.
- McLeod, J. (2025), *The Bequest Report*, JBWere New Zealand.
- McLeod, R., Patterson, D., Jones, S., Chatterjee, S., and Sieper, E. (2001a), *Tax review 2001 Issue paper*.
- McLeod, R., Patterson, D., Jones, S., Chatterjee, S., and Sieper, E. (2001b), *Tax review 2001 Final report*.
- NZ Taxpayers' Union (2020), Taxation Poll September 2020.
https://d3n8a8pro7vhmx.cloudfront.net/taxpayers/pages/1568/attachments/original/1602035073/Asset_Tax_Poll_Results_24_September_2020.pdf?1602035073
 最終閲覧：2026/3/10
- OECD. (2000; 2010; 2012; 2024; 2025a), *Revenue Statistics*.
- OECD. (2011), *Economic Surveys New Zealand 2011*.
- OECD (2018), "The Role and Design of Net Wealth Taxes in the OECD", *OECD Tax Policy Studies*, No.26.
- OECD (2021), Inheritance Taxation in OECD Countries, *OECD Tax Policy Studies*, No.28.
- OECD(2025b), "Taxing capital gains: Country experiences and challenges", *OECD Taxation Working Papers*, No.72.
- Parker, D. (2022), "Shining a light on unfairness in our tax system", *Speeches*, Victoria University 26 April, Beehive. govt. nz.
<https://www.beehive.govt.nz/speech/shining-light-unfairness-our-tax-system> 最終閲覧：2026/4/18
- Parker, D. (2023), "IRD High Wealth Individuals Research Project Launch", *SPEECH NOTES*, 26 April, Beehive. govt. nz.
<https://www.beehive.govt.nz/release/speech%20A0ird-high-wealth-individuals-research-project-launch> 最終閲覧：2026/4/18
- Policy Advice Division of the Inland Revenue Department and by the New Zealand Treasury. (2009a), *Other base broadening and revenue raising ideas Background paper for Session3 of the Victoria University of Wellington Tax Working Group*.
- Policy Advice Division of the Inland Revenue Department and by the New Zealand Treasury. (2009b), *Land tax Background paper for Session3 of the Victoria University of Wellington*

- Tax Working Group.*
- Policy and Regulatory Stewardship (2023), *High-Wealth Individuals Research Project Report*, Inland Revenue.
- Rashbrooke, M. (2020), *The case for a net wealth tax in New Zealand*, Tax Justice Aotearoa NZ.
<https://d3n8a8pro7vhmx.cloudfront.net/tja/pages/43/attachments/original/1634853917/The-case-for-a-net-wealth-tax-TJA-Policy-Brief-Two.pdf?1634853917> 最終閱覽 2026/3/10
- Reece, B. F. (1993), "The Abolition of Land Tax in New Zealand: Searching For Causes and Policy Lessons", *Australian Tax Forum: a journal of taxation policy, law and reform*, Vol.10, No.2, pp. 223-244.
- Ross, L. N., Blyth, C. A., Fippard, N.B., Papps, L.M., and Stark, R.G. (1967), *Taxation in New Zealand: Report of the Taxation Review Committee*, Wellington, New Zealand.
- Salmond, R. (2011), *The New Zealand Tax System*, Institute of Policy Studies.
- Sandford, C. (1987), *Taxing Wealth in New Zealand*, Institute of Policy Studies.
- Shivas, M., Rosslamer, R., and Maples, A. (2024), "Should Estate Duty Be Resurrected in New Zealand? Insights from a Sample of Experts", *New Zealand Journal of Taxation Law and Policy*, Vol.30, pp.343-363.
- Shorrocks, A., Davies, J. and Lluberas, R. (2014a), *Global Wealth Report 2014*, Credit Suisse Research Institute.
- Shorrocks, A., Davies, J. and Lluberas, R. (2014b), *Global Wealth Datebook 2014*, Credit Suisse Research Institute.
- Shorrocks, A., Davies, J., Lluberas, R. and Waldenström, D. (2023), *Global Wealth Databook 2023*, UBS.
- Stats NZ (2018), *Comparison of household net worth statistics*.
- Stats NZ (2020), *Housing Aotearoa New Zealand: 2020*.
- Stats NZ (2022a), *Distribution of wealth across New Zealand households remain unchanged between 2015 and 2021*.
<https://www.stats.govt.nz/news/distribution-of-wealth-across-new-zealand-households-remains-unchanged-between-2015-and-2021/> 最終閱覽：2026/4/12
- Stats NZ (2022b), *One million people aged 65+ by 2028*.
<https://www.stats.govt.nz/news/one-million-people-aged-65-by-2028/> 最終閱覽：2026/4/12
- Stats NZ (2024), *2023 Census population counts (by ethnic group, age, and Māori descent) and dwelling counts*
<https://www.stats.govt.nz/information-releases/2023-census-population-counts-by-ethnic-group-age-and-maori-descent-and-dwelling-counts/> 最終閱覽：2026/5/7
- Stats NZ (2025a), *Household net worth statistics, Year ended June 2024*.

<https://www.stats.govt.nz/information-releases/household-net-worth-statistics-year-ended-june-2024/> 最終閱覽：2026/4/12

Stats NZ(2025b), Household net worth increases, wealth distribution remains unchanged.

<https://www.stats.govt.nz/news/household-net-worth-increases-wealth-distribution-remains-unchanged/> 最終閱覽：2026/4/12

Stats NZ(2025c), *Housing Aotearoa New Zealand: 2025*.

Stats NZ(2025d), National population projections: 2024(base)-2078.

<https://www.stats.govt.nz/information-releases/national-population-projections-2024base2078/> 最終閱覽：2026/4/12

Stierli, M., Shorrocks, A., Davies, J.B., Lluberas, R., and Koutsoukis, A. (2014), *Global Wealth Report 2014*, Credit Suisse Research Institute.

SuttonD.(2023), “Should New Zealand Have a Wealth Tax?”, *New Zealand Journal of Taxation Law and Policy*, Vol.29, pp.158=179.

Symes,L.(2021), “The Wealth Ladder: House Prices and Wealth Inequality in New Zealand”. *Analytical Note*, 21/01,The Treasury.

Symes,L.(2022), “House Prices and Wealth Inequality in New Zealand”. *Policy Quarterly*, Vol.18, Issue 3, pp.31-37.

Talbot Mills Research(2026), WEALL Aotearoa Survey report, Wellbeing Economy Alliance Aotearoa NZ.

<https://static1.squarespace.com/static/6673515bfba9392e2fb0c7ab/t/69a75d979da53918542abe00/1772576151469/WEAll++Feb-26.pdf> 最終閱覽：2026/3/10

Tax Working Group(2018a),Coversheet: RFRM and Land Taxes: Discussion paper for Session 11 of the Tax Working Group.

Tax Working Group(2018b), *Future of Tax Interim Report*, New Zealand Government.

Tax Working Group (2018c), *Submissions from organisations and academics*, Tax Working Group Information Release: Release Document.

Tax Working Group (2018d), *Summary of submissions from individuals*, Tax Working Group Information Release: Release Document.

Tax Working Group(2018e), *Taxation of capital income and wealth: Background Paper for Session 5 of the Tax working Group*, Tax Working Group Information Release Document.

Tax Working Group(2019a), *Future of Tax Final Report Volume I: Recommendations*, New Zealand Government. P.16

Tax Working Group(2019b), *Future of Tax Final Report Volume II: Design Details of the Proposed Extension of Capital Gains Taxation*, New Zealand Government.

The Productivity Commission(2021), *Wealth transfers and their economic effects*, Research paper.

The Treasury(2021), He Tirohanga Mokopuna 2021: The Treasury’s combined Statement on The Long -term Fiscal Position and Long-term insights Briefing, New Zealand Government, pp.63-65.

- The Treasury(2023a),“Tax Policy Report: Delivering a net wealth tax for Budget 2023”,Budget 2023 Tax Initiatives Information Release.
- The Treasury(2023b),“Tax Policy Report: Wealth tax – Further advice”, Budget 2023 Tax Initiatives Information Release
- The Treasury(2023c),“Tax Policy Report: Advices on a wealth tax”, Budget 2023 Tax Initiatives Information Release.
- The Treasury(2023d),“Updated tax package costings and Budget tax forecasts”, Budget 2023 Tax Initiatives Information Release.
- Victoria University of Wellington Tax Working Group. (2010), *A Tax System for New Zealand’s Future*.
- World Inequality Lab(2025), *World Inequality Report 2026*.
- 篠原正博(2009),『住宅税制論』, 中央大学出版部。
- 篠原正博(2012a),「ニュージーランドの固定資産税 – 地方政府レイト調査委員会の議論 –」『資産評価情報』, 第 187 号, (財) 資産評価システム研究センター, 2-11 頁。
- 篠原正博(2012b),「ニュージーランドの資本所得課税改革 – 2010 年度税制改革をめぐる議論の考察 –」証券税制研究会編『証券税制改革の論点』, (財) 日本証券経済研究所, 131-183 頁。
- 篠原正博 (2016)「資産格差と資産課税 – ニュージーランドの議論 –」片桐正俊・御船洋・横山 彰編著『格差対応財政の新展開』, 中央大学出版部, 第 7 章。
- 篠原正博 (2025),「ニュージーランドのキャピタル・ゲイン課税 – 包括的キャピタル・ゲイン課税はなぜ実現しないのか –」*IERCU Discussion Paper*, No.415, 中央大学経済研究所。
- 西濱 徹 (2026a)「NZ 景気回復の足場は乏しく、早期利上げの可能性は一層低下」*Asia Trends*, 第一生命経済研究所
<https://www.dlri.co.jp/files/macro/587852.pdf> 最終閲覧：2026/5/6
- 西濱 徹 (2026b)「ニュージーランド中銀は様子見維持も、将来的な利上げに言及」*Asia Trends*, 第一生命経済研究所
<https://www.dlri.co.jp/report/macro/593024.html> 最終閲覧：2026/5/6

中央大学経済研究所
(INSTITUTE OF ECONOMIC RESEARCH, CHUO UNIVERSITY)
代表者 阿部 顕三 (Director: Kenzo Abe)
〒192-0393 東京都八王子市東中野 742-1
(742-1 Higashi-nakano, Hachioji, Tokyo 192-0393 JAPAN)
TEL: 042-674-3271 +81 42 674 3271
FAX: 042-674-3278 +81 42 674 3278
E-mail: keizaiken-grp@g.chuo-u.ac.jp
URL: <https://www.chuo-u.ac.jp/research/institutes/economic/>